

住田町地域防災計画

資料編

令和8年3月

資料編

1	総則	3-1-1
1-7	住田町の概況	3-1-1
1-7-1	地区別面積及び地目別土地利用面積調	3-1-1
1-7-2	気象極値表	3-1-2
1-7-3	住田町の主な災害記録	3-1-3
2	災害予防計画	3-2-1
2-2	地域防災活動活性化計画	3-2-1
2-2-1	自主防災組織の現況	3-2-1
2-4	気象業務整備計画	3-2-2
2-4-1	雨量・河川水位観測箇所一覧表	3-2-2
2-4-2	地震観測箇所一覧表	3-2-2
2-6	避難対策計画	3-2-3
2-6-1	新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所運営マニュアル	3-2-3
2-11	建築物等安全確保計画	3-2-17
2-11-1	住田町木造住宅耐震診断事業実施要綱	3-2-17
2-11-2	防火対象物の現況	3-2-24
2-12	文化財災害予防に関する計画	3-2-25
2-12-1	文化財指定状況一覧表	3-2-25
2-14	ライフライン施設等安全確保計画	3-2-26
2-14-1	下水道施設の現況及び整備計画	3-2-26
2-15	危険物施設等安全確保計画	3-2-27
2-15-1	化学消火薬剤備蓄状況	3-2-27
2-16	水防予防計画	3-2-28
2-16-1	河川改修の状況	3-2-28
2-16-2	重要水防区域及び警戒区域	3-2-29
2-16-3	砂防指定地及び砂防施設	3-2-30
2-16-4	水防用資機材等備蓄箇所	3-2-31
2-17	土砂災害予防計画	3-2-32
2-17-1	急傾斜地崩壊危険箇所	3-2-32
2-17-2	土石流危険溪流等箇所	3-2-39
2-17-3	山地災害危険地区	3-2-43

2-18	火災予防計画	3-2-44
2-18-1	婦人消防協力隊の結成状況	3-2-44
2-18-2	幼年及び少年消防クラブの結成状況	3-2-44
3	災害応急対策計画	3-3-1
3-2	気象予報・警報等の伝達計画	3-3-1
3-2-1	気象庁震度階級関連解説表	3-3-1
3-2-2	気象警報等伝達系統図	3-3-6
3-2-3	地震に関する情報伝達系統図	3-3-7
3-2-4	勤務時間内気象警報等通知計画	3-3-8
3-2-5	勤務時間外気象警報等通知計画	3-3-9
3-2-6	町広報車一覧表	3-3-10
3-2-7	県知事が行う水防警報及び避難判断水位情報の伝達系統図	3-3-11
3-2-8	火災気象通報・火災警報伝達系方図	3-3-12
3-2-9	土砂災害警戒情報伝達系統図	3-3-13
3-3	通信情報計画	3-3-14
3-3-1	災害時優先電話・衛星携帯電話番号一覧表	3-3-14
3-3-2	町内無線設置状況一覧表	3-3-15
3-3-3	非常通信運用細則	3-3-17
3-3-4	東北地方非常通信協議会構成員名簿（岩手県内構成員）	3-3-22
3-4	情報の収集・伝達計画	3-3-23
3-4-1	報告担当機関一覧表	3-3-23
3-4-2	被害状況判定の基準	3-3-24
3-4-3	被害報告に係る用語の定義	3-3-26
3-4-4	報告区分別系統図	3-3-27
3-4-5	住田町と日本郵便株式会社との包括的連携に関する協定書（具体的連携項目）	3-3-33
3-6	交通確保・輸送計画	3-3-38
3-6-1	町本部緊急通行車両一覧表	3-3-38
3-6-2	災害応急対策における車両等の供給に関する協定書	3-3-39
3-6-3	町内自動車保有台数一覧表	3-3-41
3-6-4	へりポートの現況及び設置基準	3-3-42
3-6-5	燃料調達先一覧表	3-3-49

3-9	相互応援協力計画	3-3-50
3-9-1	大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定書	3-3-50
3-9-2	大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定実施細目	3-3-52
3-9-3	消防相互応援協定書	3-3-59
3-9-4	岩手・宮城県隣市町村災害時相互応援に関する協定書	3-3-60
3-9-5	災害時における愛知県幸田町との相互応援に関する協定書	3-3-62
3-9-6	災害時における山梨県丹波山村との相互応援に関する協定書	3-3-64
3-9-7	災害時における北海道斜里町との相互応援に関する協定書	3-3-66
3-11	防災ボランティア活動計画	3-3-68
3-11-1	住田町災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書	3-3-68
3-11-2	住田町内宿泊施設一覧表	3-3-71
3-13	災害救助法の適用計画	3-3-72
3-13-1	災害救助法による救助の程度、方法及び期間等並びに実費弁償の基準	3-3-72
3-14	避難・救出計画	3-3-77
3-14-1	避難場所一覧表	3-3-77
3-14-2	洪水・土砂災害の避難に関する発令基準	3-3-80
3-15	医療・保健計画	3-3-84
3-15-1	災害時の医療救護活動に関する協定書	3-3-84
3-15-2	医療機関一覧表	3-3-93
3-16	食料、生活必需品供給計画	3-3-95
3-16-1	災害時における物資供給に関する協定書	3-3-95
3-16-2	災害救助用米穀に関する協定書	3-3-97
3-16-3	災害救助用米穀代金納付契約書	3-3-98
3-16-4	主食用米穀の売却要領（抜粋）	3-3-99
3-16-5	応急食糧引渡しに関する協定書	3-3-100
3-16-6	災害救助法が発動された場合における災害救助用米穀の緊急引渡要領	3-3-101
3-16-7	災害時における救援物資（飲料水）の供給に関する協定書	3-3-104
3-17	給水計画	3-3-109
3-17-1	給水計画表	3-3-109
3-17-2	住田町指定給水装置工事事業者	3-3-110
3-19	感染症計画	3-3-112
3-19-1	災害時における感染症計画	3-3-112
3-19-2	感染症器具・機材等調達先	3-3-113
3-19-3	感染症薬剤調達先	3-3-114

3-20	廃棄物処理・障害物除去計画	3-3-115
3-20-1	し尿処理用業者一覧表	3-3-115
3-20-2	障害物除去用緊急借上業者別資材機械等保有一覧表	3-3-116
3-24	ライフライン施設応急対策計画	3-3-117
3-24-1	液化石油ガス製造事業所・貯蔵所一覧表	3-3-117
3-24-2	プロパンガス取扱業者一覧表	3-3-118
3-24-3	災害時における電力復旧のための拠点に関する協定書	3-3-119
3-30	防災ヘリコプター出動要請計画	3-3-120
3-30-1	岩手県防災ヘリコプター応援協定	3-3-120
3-30-2	回転翼航空機（NPO 法人ヘリコプター）の利活用に関する協定	3-3-122
4-2	災害復旧・復興計画	3-4-1
4-2-1	災害復興住宅融資	3-4-1
4-2-2	生活福祉資金	3-4-3
4-2-3	災害援護資金	3-4-4
5	付属資料	3-5-1
5-1	住田町防災会議条例	3-5-1
5-2	住田町防災会議運営規程	3-5-3
5-3	住田町災害対策本部条例	3-5-4
5-4	住田町災害対策本部運営要領	3-5-5
5-5	住田町災害警戒本部設置要領	3-5-6
5-6	住田町防災行政無線通信施設運用規程	3-5-8
5-7	住田町防災行政無線通信施設（同報無線）の運用について	3-5-12
5-8	防災行政無線内容別放送基準及び放送例文	3-5-15
5-9	住田町防災行政無線子局設置箇所	3-5-23

1 総 則

1-7 住田町の概況

1-7-1 地区別面積及び地目別土地利用面積調

(1) 地区別面積 (単位: K m²)

世 田 米	下 有 住	上 有 住	計
169.09 (50.5%)	50.56 (15.1%)	115.18 (34.4%)	334.83

住田町統計書 (令和6年4月1日現在)

(2) 地目別土地面積 (単位: K m²)

田畑	宅地	山林	牧場	原野	雑種地	その他	小計
11.59	2.90	265.78	4.65	14.59	1.06	34.26	334.83
3.46%	0.86%	79.38%	1.39%	4.36%	0.32%	10.23%	100%

資料: 令和5年年度固定資産の価格等の概要調書 (令和5年1月1日現在)

1-7-2 気象極値表

(令和7年4月1日現在)

区 分	極 値	記録年月日	統計開始年月
日 最 高 気 温	36.7℃	2020. 8. 11 (R2. 8. 11)	1977. 10～ (S52. 10～)
日 最 低 気 温	-15.4℃	1980. 2. 17 (S55. 2. 17)	1977. 10～ (S52. 10～)
日 最 大 風 速 (風 向)	15.1m/s (西北西)	2013. 4. 8 (H25. 4. 8)	1977. 10～ (S52. 10～)
日 最 大 1 時 間 降 水 量	66.5mm	2013. 7. 26 (H25. 7. 26)	1977. 10～ (S52. 10～)
月 降 水 量	598mm	1998. 8 (H6. 8. 4)	1977. 10～ (S52. 10～)
日 降 水 量	224mm	1979. 10. 19 (H10. 10. 19)	1977. 10～ (S52. 10～)
月 最 深 積 雪	32 c m	1984. 2. 28 (S59. 2. 28)	1963. 8～ (S38. 8～)

※住田地域気象観測所の観測による(月最深積雪は大船渡特別地域気象観測所)。

(出典:盛岡地方気象台)

1-7-3 住田町の主な災害記録

発生年月日	災害名	災害内容	り災		人的被害					建物被害					土木被害				農林被害		被害額合計 (千円)								
			世帯	人員	死者	行方不明者	負傷者	その他	全壊全焼	流失	半壊半焼	一部破損	床上浸水	床下浸水	うち非住家	道路	橋梁	河川	その他	流埋		冠水							
S9	凶作	4月 天候不順 5月 豪雨 7月 梅雨低温	世帯	人員	死者	行方不明者	負傷者	その他	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	不明
11	7 8	凶作	冷害																								平年作の 64%	不明	
22		凶作	冷害																									不明	
22	9 15 16	大雨	カサリン台風																									不明	
23	9 15 17	大雨	アイオン台風																									不明	
28	3	火災	世田米小学校焼失																									不明	
33	6	干害																										不明	
37	3	火災	農協上有住支所																									不明	
47	1 15 16	大雪	南海低気圧による大雪(台湾坊)																							立木折倒 1,975	1,060,258		
S 47	9 16 17	大雨 強風	台風20号									2		5	28	24	19	3										45,871	
51	9	冷害	異常低温による冷害																							作凶指数 29.1%	374,007		
52	2	火災	世田米字城内	1	4	1					3					2												1,921	
52	5	地滑り	大股小学校裏山										1															10,831	
52	5 15 17	大雨	低気圧による太平洋岸大雨			1		1								4				1	0.7							21,570	
54	10 19 20	大雨 強風	台風20号による大雨強風	不明						2			3	16	33	53	371		19	14	5	4	箇所				1,255,190		
55	9	冷害	異常低温による冷害																									558,035	
56	4 10	火災	世田米字柏里					1		1							1											20,149	
56	8 23	暴風雨	台風15号による暴風雨	不明						1		15	29	60	38	10	289	5	113	86				20				2,520,275	
58	6 13	火災	世田米字和山	1	3	1		1		1																		7,297	
59	4 15	火災	上有住字土倉(林野火災)						1															9.9				12,573	
59	11 16	火災	上有住字八日町(建物火災)	2	12			1		2																		23,094	
60	5 20	火災	世田米字西風(建物火災)	1	2					1																		10,578	
60	9 4	火災	世田米字向川口(建物火災)	2	7					1		1																16,044	
61	8 5	大雨	台風10号による大雨													1	70	2	17		23							189,200	
63	8 29	大雨	集中豪雨												5	2	73	2	20	72			13					345,532	
H 1	1 30	火災	上有住字二度成木(建物火災)	1	5					1																			21,957
4	4 29	火災	世田米字川向(建物火災)	1	1	1																						6,191	
9	2 23	火災	世田米字大崎(建物火災)	2	7					2																		41,452	
10	1 27	火災	上有住字平沢(建物火災)	1						1					1													44,365	
10	8 9 26 1	大雨	大雨洪水災害			1								1		20		4			47							195,542	
11	7 12 15	大雨	大雨洪水災害													11	1	25						248				608,416	
13	4 1	火災	上有住字下寒倉(建物火災)	1						1					1													44,400	

資料編 1 総則

発生年月日			災害名	災害内容	り 災		人的被害					建物被害					土木被害				農林被害		被害額合計 (千円)		
					帯世	員	死 者	行 方 不 明	負 傷 者	そ の 他	全 壊 全 焼	流 失	半 壊 半 焼	一 部 破 損	床 上 浸 水	床 下 浸 水	う ち 非 住 家	道 路	橋 梁	河 川	そ の 他	流 埋		冠 水	
14	7	10 11	大雨	台風6号による 大雨洪水災害												9		20							180,000
15	6	26	地震	三陸南地震 (震度5強)										104			89	10						58	94,882
19	9	7	大雨	台風9号による 大雨洪水災害																					
23	3	11	地震	東日本大震災 (震度5強)	42				1					43			1								
25	7	26 27	大雨	大雨洪水災害											1	33							196	61	250,000
28	8	30	大雨	台風10号による 大雨洪水暴風災害											2	3									129,195
元	10	12	大雨	台風19号による 大雨洪水災害										1											

2 災害予防計画

2-2 地域防災活動活性化計画

2-2-1 自主防災組織の現況

令和6年4月1日

No.	組 織 名	加入世帯	結 成 年 月 日	備 考
1	火の土自治公民館自主防災組織	49	平成8年12月	
2	小股自治公民館自主防災組織	60	平成9年4月	
3	姥石自治公民館自主防災組織	3	平成9年4月	
4	月山自治公民館自主防災組織	90	平成9年4月	
5	大洞自治公民館自主防災組織	16	平成9年4月	
6	両向自治公民館自主防災組織	96	平成9年4月	
7	大股自治公民館自主防災組織	26	平成9年4月	
8	五葉中自治公民館自主防災組織	69	平成9年4月	
9	愛宕自治公民館自主防災組織	195	平成9年5月	
10	坂本自治公民館自主防災組織	92	平成9年5月	
11	寒倉自治公民館自主防災組織	33	平成9年5月	
12	下在自治公民館自主防災組織	108	平成9年6月	
13	新切自治公民館自主防災組織	46	平成9年6月	
14	天嶽自治公民館自主防災組織	63	平成9年6月	
15	川口自治公民館自主防災組織	135	平成9年6月	
16	東峰自治公民館自主防災組織	273	平成9年6月	
17	外館自治公民館自主防災組織	72	平成9年6月	
18	八日町自治公民館自主防災組織	110	平成9年6月	
19	曙自治公民館自主防災組織	215	平成9年6月	
20	中沢自治公民館自主防災組織	162	平成9年6月	
21	中井自治公民館自主防災組織	19	平成9年6月	
22	恵山自治公民館自主防災組織	56	平成9年11月	
計		1,988		

2-4 気象業務整備計画

2-4-1 雨量・河川水位観測箇所一覧表

町内の雨量観測箇所

所 管	観測 所名	所 在 地	標 高 (m)	既往最大日降水量		観測開始 年月日
				値 (mm)	観測 年月日	
岩手河川国道事務所	姥 石	世田米字子飼沢 30	620	185	S56. 8. 22	S42. 8. 1
大船渡土木センター	上有住	上有住字和田野 15- 2	178			H11. 4. 1
大船渡土木センター	男火山	下有住字奥火の土 198-65	717. 9			S58. 4. 1
大船渡土木センター	六郎峠	上有住字中塚 172- 74	520			S62. 4. 1
住 田 整 備 事 務 所	子飼沢	世田米字子飼沢 3-2	354			H31. 3. 5
気 象 庁	住 田	世田米字川向	80	224	S54. 10. 20	S52. 10. 20

町内の河川水位観測箇所

所 管	河川名	観 測 所 名	種 類	観測開始 年 月 日	避難 判断 水位 (m)	水防団 待機 水位 (m)	既往最大水位		観測人 連絡 電話
							水位 (m)	起 因	
県	気仙川	昭和橋	水位計	63. 4. 1	2. 6	2. 1	4. 83	56. 8. 23	27-9919
県	気仙川	上有住	水位計						27-9919
県	大股川	高屋敷地内	水位計	57. 4	2. 9	1. 8	3. 39	H14. 7. 11	27-9919

2-4-2 地震観測箇所一覧表

所 管	区 分	観 測 点	設置場所	備考
県	県 内	住田町世田米	住田町世田米字川向 96-1	

2-6 避難対策計画

2-6-1 新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所運営マニュアル

新型コロナウイルス感染症対策に配慮した 避難所運営マニュアル

令和2年9月

総務課 防災係

新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所運営について

いったん終息傾向にあった新型コロナウイルス感染症については、5月25日に緊急事態宣言が解除され、ふたたび社会・経済活動が活性化するなかで、第2波、第3波の流行が懸念されているところです。

これから出水期を迎え、自然災害の発生による避難所の開設にあたっては、手洗いや咳エチケット等の基本的な感染症対策を行うとともに、人が密に集まって過ごすような空間（密閉空間・密集場所・密接場所）を回避するなど、新型コロナウイルス感染症対策に万全を期す必要があります。

避難を要する住民の安全・安心を確保するため、ここに「新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所運営マニュアル」を作成しましたので、職員におかれては、避難所となる施設の実情に配慮しつつ、具体的な役割分担・手順を事前に確認のうえ、円滑な避難所運営に協力いただくようお願いするものです。

令和2年9月

総務課 防災係

目 次

第1章 避難者受入れに関する基本的考え方	1
第2章 避難所開設に関する基本的な考え方	3
1 初動対応時における一般避難者及び要配慮者用避難所の開設	3
2 濃厚接触者及び体調不良者用避難所の開設	3
3 災害規模拡大時における一般避難者及び要配慮者用避難所の開設	3
4 避難生活の長期化に伴う避難所の開設	4
第3章 事前準備	
1 避難所スペースの利用方法等の検討	5
2 感染症対策に必要な物資・資材等の備蓄	5
3 避難行動に関する住民への周知	5
4 避難所運営訓練等の実施	6
第4章 避難所の開設	
1 避難者の受付	7
2 避難所の滞在スペースのレイアウト等	7
第5章 避難所の運営	
1 定期的な換気	9
2 共同空間における衛生環境の確保	9
3 食事・物資の配付	10
4 健康状態の確認及び保健指導	10
5 在宅避難者や車両避難への支援	10
6 避難所閉鎖に当たっての対応	11
参考資料	12

第1章 避難者受入れに関する基本的な考え方

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、災害時の避難所における集団感染が懸念されるなか、住民に対し迅速な避難行動を促すためには、避難所内における徹底した感染防止対策が求められる。

新型コロナウイルス感染症の場合、軽症者であっても、原則として一般の避難所に滞在することは望ましくないことから、避難者受入れに関する基本的な考え方を次のとおりとする。

区 分	受入れに関する基本的な考え方
<p>自宅療養者 (軽症者)</p>	<p>○岩手県における新型コロナウイルス感染者対応方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 感染が認められた者は、感染症指定医療機関等に入院させる。 ・ 感染者の増加に伴い、感染症指定医療機関等において新たな感染者の受入が困難となった場合において、比較的症状の軽い者は、宿泊療養施設で療養させる。 <p>上記を踏まえると、町内において<u>自宅療養者は発生しない見込みであるが、何らかの事情により自宅療養している軽症者が避難を要する場合は、岩手県に対応を依頼する。</u></p>
<p>濃厚接触者 (濃厚接触者と認定される者) ※1</p>	<p><u>濃厚接触者及び体調不良者用の避難所において受入れ</u>を行うこととし、避難所内には専用の滞在スペースを確保する。</p> <p>定期的な健康観察を行うなかで、症状が出現した場合は、速やかに大船渡保健所と対応を協議する。</p> <p>必要に応じて医療機関を再受診（PCR検査）させ、結果、<u>感染が認められた場合は、岩手県に感染症指定医療機関等への搬送を依頼する。</u></p>
<p>発熱・咳等の症状が見られる体調不良者で、感染の疑いがある者</p>	<p><u>濃厚接触者及び体調不良者用の避難所において受入れ</u>を行うこととし、避難所内には専用の滞在スペースを確保する。</p> <p>速やかに大船渡保健所と対応を協議する。</p> <p>必要に応じて医療機関を受診（PCR検査）させ、結果、<u>感染が認められた場合は、岩手県に感染症指定医療機関等への搬送を依頼する。</u></p>

資料編 2 災害予防計画

<p>要配慮者 (感染リスクが高く重症化しやすい高齢者・基礎疾患を有する者及び妊産婦等並びに障がい者等)</p>	<p><u>一般避難者及び要配慮者用の避難所において受入れ</u>を行うこととし、原則として、避難所内に専用の滞在スペースを確保する。</p> <p>小規模な避難所で、専用の滞在スペースを確保することが困難な場合は、下記の一般避難者が滞在するスペース内において、滞在区画を隔てたうえで受入れを行う。</p> <p>なお、状況に応じて、本人や家族の希望を確認の上、福祉避難所や医療機関等への搬送を手配する。</p>
<p>上記以外の一般避難者</p>	<p><u>一般避難者及び要配慮者用の避難所において受入れ</u>を行う。</p>

※1 岩手県においては、濃厚接触者に対して、原則、全員PCR等検査を実施しており、避難者は基本的に検査陰性者と想定されることに留意すること。

第2章 避難所開設に関する基本的な考え方

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が懸念されるなかにおいても、住民の迅速な避難行動を促すため、避難所開設に関する基本的な考え方を次のとおりとする。

1. 初動対応時における一般避難者及び要配慮者用避難所の開設

初動対応時には、一般避難者及び要配慮者用の避難所を次のとおり開設する。

地区名	施設名
世田米地区	社会体育館、世田米中学校体育館
大股地区	大股地区公民館
下有住地区	生涯スポーツセンター
上有住地区	有住小学校体育館
五葉地区	五葉集会センター、有住小学校体育館

2. 濃厚接触者及び体調不良者用避難所の開設

濃厚接触者及び体調不良者専用の避難所を次のとおり開設する。

地区名	施設名
世田米地区	農林会館
有住地区	上有住地区公民館

3. 災害規模拡大時における一般避難者及び要配慮者用避難所の開設

災害の規模が拡大し、避難者が増加すると見込まれる場合は、次のとおり避難所を追加開設する。

地区名	施設名
世田米地区	世田米小学校体育館、世田米保育園、住田高校体育館
有住地区	有住中学校体育館、有住保育園

上記と併せ、自治公民館や学校施設（空き教室等）を臨時的な避難所として活用することも検討する。

資料編 2 災害予防計画

また、換気対策やエコノミークラス症候群対策を万全としつつ、避難所敷地内における車両避難について検討する。

なお、この際には、適切な情報発信、必要な物資・資材供給等が行える体制を確実に整備する。

4. 避難生活の長期化に伴う避難所の開設

避難生活が長期化した場合には、次のとおり避難所を集約する。

地区名	施設名
世田米地区	社会体育館
有住地区	生涯スポーツセンター

第3章 事前準備

1. 避難所スペースの利用方法等の検討

- ・ 避難所ごとに、受付スペースの配置及び受付に至るまでの動線を検討する。
- ・ 避難所ごとに、濃厚接触者、体調不良者、要配慮者及び一般避難者、それぞれの専用スペースの配置（ゾーニング）及び専用スペースに至るまでの動線を検討する。
- ・ 避難所ごとに、物資の保管場所や配付スペースの配置を検討する。また、手指消毒のためのアルコール消毒液の設置箇所等を検討する。

2. 感染症対策に必要な物資・資材等の備蓄（参考資料：別紙1）

従来からの備蓄物資等に加え、新型コロナウイルス感染症を踏まえた避難所運営に必要な物資・資材等について、避難所の収容人数等に応じて備蓄を進める。

区 分	必要な物資・資材等
避難者用	マスク、避難者用簡易テント、体調不良者用簡易テント、簡易ベッド、アルミマット、毛布 など
避難所運営職員用	マスク、使い捨て手袋、使い捨てガウン、フェイスシールド、ゴーグル、飛沫対策用衝立、ビニールシート など
避難所の運営に係る資材	非接触型体温計、電子体温計、血圧計、除菌用アルコールティッシュ、タオル、ペーパータオル、ハンドソープ（石鹼）、アルコール消毒液（手指消毒用）、次亜塩素酸ナトリウム（設備・物品消毒用）、スプレー容器、養生テープ、ゴミ袋、蓋付きゴミ箱、換気設備（扇風機等）、簡易トイレ 清掃用具・洗剤一式 など

3. 避難行動に関する住民への周知

広報やホームページ、住田テレビ等を活用し、次の事項について、広く住民に周知する。

(1) 在宅避難の実施

安全が確保できる場合は、在宅避難（垂直避難）の検討を促す。

(2) 避難所までの避難経路の確認

ハザードマップ等により、避難所までの避難経路に関する災害リスク（浸水、土砂災害等）を確認するよう促す。

(3) 親戚や友人宅への避難の検討

安全が確保できる場合は、親戚や友人宅への避難の検討を促す。

(4) 必要な物資等の持参

感染防止や健康状態の確認のため、マスク、消毒液、ビニール手袋、体温計、診察券、日常服用している薬、お薬手帳等の持参について周知する。

また、避難生活に必要なものとして、食料や飲料水、衛生用品（タオル、歯ブラシ、オムツ）、多少の着替え、肌掛け毛布、上履き等の持参について周知する。

4. 避難所運営訓練等の実施

避難所運営に関する訓練や、基本的な感染症対策等の知識を習得する説明会等を事前に実施する。

第4章 避難所の開設

1. 避難者の受付（参考資料：別紙2・3）

- ・ 受付を担当する職員は、新型コロナウイルス感染症の感染状況等を考慮したうえで、適宜、防護（飛沫対策用衝立の設置、マスク、使い捨て手袋、使い捨てガウン、フェイスシールド、ゴーグル等の着用）を行う。
- ・ 受付の際は、必ず検温を実施するとともに、健康状態チェックリスト（別紙2）により体調の聞き取りを行う。

2. 避難所の滞在スペースのレイアウト等（参考資料：別紙4・5）

通路の幅は2m程度確保し、できる限り一方通行とすることが望ましい。

(1) 一般避難者の滞在スペース

感染対策やプライバシー保護の観点から、避難者用簡易テントを積極的に活用する。なお、避難者用簡易テントが不足する場合は、養生テープ等により滞在区画を定める。

① 避難者用簡易テント設置の際の留意点

- ・ 避難者簡易用テントの設置にあたっては、必要以上に左右前後との間隔を取る必要はないが、出入口面が接することないように留意する。
- ・ 避難者がどの避難者用簡易テントに滞在しているか、番号等を付すなどして容易に分かるよう管理する。

② 養生テープ等により滞在区画を定める際の留意点

- ・ 一家族（世帯）単位で区画を使用することとし、人数に応じて区画の広さを調整する。（目安としては「1人当たり4㎡」を確保）
- ・ 区画間は、前後左右2m（最低でも1m）以上の間隔を確保する。

(2) 要配慮者（感染リスクが高く重症化しやすい高齢者・基礎疾患を有する者及び妊産婦等並びに障がい者等）の滞在スペース

要配慮者専用のスペースにおいて受入れることが望ましいが、小規模施設等でスペースを確保することが困難な場合は、一般避難者の滞在スペース内において、滞在区画を隔てたうえで受入れを行う。

なお、その際には、避難者用簡易テントを優先的に配付する。

また、状況に応じて、本人や家族の希望を確認の上、福祉避難所や医療機関等への搬送を手配する。

(3) 発熱・咳等の体調不良者及び濃厚接触者の滞在スペース

体調不良者及び濃厚接触者、それぞれの専用のスペースにおいて受入れを行うこととし、必要に応じて体調不良者用簡易テントを活用する。

資料編 2 災害予防計画

また、健康観察を行っていくなかで、症状が出現した場合は、速やかに大船渡保健所と対応を協議し、必要に応じて医療機関を受診（PCR検査）させ、結果、感染が認められた場合は、岩手県に指定医療機関等への搬送を依頼する。

第5章 避難所の運営

1. 定期的な換気

- ・ 換気は、気候上可能な限りは常時、困難な場合はこまめに（30分に1回以上、数分間程度）、2方向の窓を同時に開けて行う。
- ・ 窓が1つしかない場合は、ドアを開ける。
- ・ 換気扇がある場合は、換気扇と窓の開閉を併用する。
- ・ 換気の時間はルールを決めて行うことが望ましい。

2. 共同空間における衛生環境の確保（参考資料：別紙5・7・8）

(1) 共同生活のルール

- ・ 全ての人がマスクを着用し、頻繁な手洗い消毒を徹底し、人と人との間隔は、できるだけ2m（最低でも1m）確保することを意識して過ごす。
- ・ 通行者同士がすれ違わないよう、できる限り通路は一方通行とし、可能であれば入口と出口を分けることが望ましい。
- ・ トイレを使用する際に便器に蓋がある場合は、蓋を閉めてから流す。
- ・ ゴミは、個人（又は各家庭）で管理し、各自で持ち帰る。
- ・ 受付、情報掲示場所、物資保管場所、手洗い場、トイレ、更衣室、洗濯場・物干し場、ゴミ置き場等の共有エリアにおいては、それぞれが密にならないよう、あらかじめ生活ルールを設定したうえで、ルールを掲示板に張り出すなどの周知徹底に努める。

(2) 衛生環境の確保

- ・ アルコール消毒液は、避難所の出入口、トイレ周辺、滞在スペース等に複数設置する。
- ・ 清掃は、定期的に行うほか、目に見える汚れがあるときは、家庭用洗剤や消毒液（次亜塩素酸ナトリウム等）を用いて随時行う。
- ・ 手すりやドアノブ等の人々が触れる共用部分の消毒は、アルコール消毒液等を用いて定期的に行う。

(3) ゴミの処理

- ・ ウイルスが付着している可能性の高いゴミ（使用済みのマスク、ティッシュ、使い捨て手袋、弁当の容器など）については、適宜、防護（マスク、使い捨て手袋、使い捨てガウン、フェイスシールド、ゴーグル等の着用）を行った上で、①ゴミに直接触れない②ゴミ袋をしっかりと縛って封をする③専用区域で発生したゴミは袋を二重にして、一般廃棄物として搬出する。

3. 食事・物資の配付

- ・ 飛沫感染を防ぐため、食事スペースは設置せず、各自、避難者用簡易テント等で食事させる。
- ・ 食事や物資の配付は、避難者が受け取りに来る方法とし、移動が困難な要配慮者にのみ、直接届けることとする。
なお、混雑を避けるため、配付場所を複数設けることや時間をずらして配付することを検討する。
- ・ 発熱・咳等の体調不良者及び濃厚接触者等の感染の疑いがある者への配付は、対面での受け渡しは行わず、滞在する専用スペース前等に置く方法とする。

4. 健康状態の確認及び保健指導（参考資料：別紙5・6）

(1) 健康状態の確認

- ・ 避難者の健康状態を確認するにあたり、避難所運営職員等は、新型コロナウイルス感染症の感染状況等を考慮したうえで、適宜、防護（飛沫対策用衝立の設置、マスク、使い捨て手袋、使い捨てガウン、フェイスシールド、ゴーグル等の着用）を行う。
- ・ 避難所運営職員等は、避難者健康チェックシート（別紙6）により、定期的に避難者（在宅避難者及び車両避難者等を含む）の健康状態を確認する。
急病人や体調不良者が発生した場合は、直ちに専用スペース（車両待機含む）に隔離し、災害対策本部の指示のもと、体調不良者用避難所や福祉避難所、医療機関等へ移送の手配を行う。
- ・ 感染が疑われる者が発生した場合は、速やかに災害対策本部へ連絡する。
災害対策本部は、大船渡保健所と対応を協議し、必要に応じて医療機関を受診（PCR検査）させ、結果、感染が認められた場合は、岩手県に指定医療機関等への搬送を依頼する。

(2) 保健指導

- ・ ソーシャルディスタンス維持のため、通常よりも被災者は孤独に陥りがちになることが想定されることから、避難者の相談窓口を開設し心のケアを実施する。
- ・ 避難者のエコノミッククラス症候群予防のため、軽い運動ができるスペースや避難所敷地内のスペースにおいて散歩する場所を確保する。

5. 在宅避難者や車両避難への支援

食料や物資等を必要としている場合は、避難所を拠点とした食料や物資等の配付を行うとともに、健康状態の確認・保健指導などの支援を行う。

6. 避難所閉鎖に当たっての対応

避難所の閉鎖にあたっては、避難所全体の清掃、整理整頓、ゴミ処理、消毒及び換気を実施する。

2-11 建築物等安全確保計画

2-11-1 住田町木造住宅耐震診断事業実施要綱

(平成 17 年 8 月 1 日施行)

(目的)

第 1 この要綱は、町内に存する住宅の所有者が当該住宅の耐震診断を希望する場合、町が予算の範囲内において岩手県木造住宅耐震診断士（以下「耐震診断士」という。）を派遣して耐震診断することにより住宅の地震に対する安全性の確保・向上を図り、もって震災に強い住宅づくりを推進することを目的とする。

(用語の定義)

第 2 この要綱における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断 財団法人日本建築防災協会発行による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に掲載されている「一般診断法」に基づき、木造住宅の地震に対する安全性を簡易な方法で評価すること
- (2) 耐震診断士 町が実施する木造住宅耐震診断事業の診断士として岩手県が認定した者

(対象住宅)

第 3 耐震診断士の派遣対象となる住宅（以下「対象住宅」という。）は、町内に存し、次の各号に掲げる要件に全て該当するものとする。

- (1) 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された戸建て住宅
- (2) 在来軸組工法による木造平屋建て又は木造 2 階建て

(派遣の申込み)

第 4 この要綱に基づき耐震診断士の派遣を希望する対象住宅の所有者（当該対象住宅が共有に係るものである場合は、当該共有者がそれらの者のうちから選任した代表者 1 人をいう。）は、構造的に独立した棟毎に、耐震診断士派遣申込書（様式第 1 号）により町長に申込まなければならない。

(派遣の決定)

第 5 町長は、派遣する耐震診断士（以下「派遣診断士」という。）の要否の決定したときは、その旨を耐震診断士派遣決定(却下)通知書（様式第 2 号）により当該申込者(以下「派遣対象者」という。)に通知するものとする。

- 2 町長は、前項の耐震診断士派遣決定(却下)通知書の内容に変更が生じたと認めるときは、当該通知書の内容を変更することができる。

(派遣の辞退)

第 6 派遣対象者は、耐震診断士派遣決定通知書を受けた後において診断士の派遣を辞退するときは、速やかに耐震診断士派遣辞退届（様式第 3 号）を町長に提出しなければならない。

(派遣決定の取り消し)

第 7 町長は、派遣対象者が次のいずれかに該当すると認めるときは、第 5 第 1 項の派遣の決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽又は不正の手段により派遣の決定を受けたことが判明したとき
- (2) その他町長が不相当と認める事由が生じたとき

2 町長は、前項の規定により派遣の決定を取り消したときは、その理由をつけて耐震診断士派遣決定取消通知書（様式第4号）により当該派遣対象者に通知するものとする。

（派遣診断士の派遣）

第8 町長は、第5第1項の派遣診断士を決定したときは、速やかに当該派遣診断士を派遣しなければならない。

（派遣に要する費用）

第9 派遣診断士の派遣に要する費用は、1棟当たり消費税及び地方消費税相当額を含め30,000円とし、そのうち町は消費税及び地方消費税相当額を含め27,000円を負担するものとする。

（派遣対象者の費用負担）

第10 派遣診断士の派遣を受けた派遣対象者は、前条の定める費用のうち、消費税及び地方消費税相当額を含め3,000円を派遣診断士に支払うものとする。

（診断結果の通知）

第11 耐震診断の結果については、町は木造住宅耐震診断事業耐震診断結果通知書（様式第5号）により当該派遣対象者に通知するものとする。

（派遣対象者に対する指導及び助言）

第12 町長は、耐震診断結果に基づき、対象住宅の地震に対する安全性の確保・向上が図られるよう、派遣対象者に対して必要な指導及び助言をすることができる。

（派遣診断士の守秘義務）

第13 派遣診断士は、当該耐震診断に関し職務上知り得た個人情報を漏らしてはならない。

2 派遣診断士は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 当該耐震診断に関し、派遣対象者から第10に規定する負担費用以外の金銭を受け取ること
- (2) 派遣対象者に対し、不必要な改修を進めること。
- (3) その他耐震診断士としてふさわしくない行為を行うこと

（業務委託）

第14 町長は、本事業に関する業務の一部を委託することができる。

（施行の細目）

第15 この要綱の施行について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年8月1日から施行する。

様式第 1 号

耐震診断士派遣申込書

年 月 日

住田町長 様

(郵便番号: -)

[住所]

ふりがな

申込書 [氏名]

印市

外局番

[電話] () -

木造住宅耐震診断事業実施要綱第 4 の規定に基づき、下記の住宅について耐震診断士の派遣を申し込みます。

対象住宅の概要	所在地	
	用途	専用住宅/併用住宅(併用用途:)
	構造 / 階数	木造在来軸組工法/ それ以外 平屋 / 2階 / それ以外
	床面積	1階: m ² 2階: m ² 地下: m ² 合計 m ²
	建築着工時期 [建築確認年月日]	昭和・大正・明治 年 月 頃 (新築時) [昭和 年 月 日(新築時)/不明]
耐震診断の履歴	今回が初めて/他()の診断歴あり	
派遣を避けて欲しい曜日	月曜 / 火曜 / 水曜 / 木曜 / 金曜	
派遣を避けて欲しいその他の日		
調査を避けて欲しい時間帯	午前中 / 午後	
【備考】		
整理番号		審査欄

なお、【備考】欄には、次の事項が該当ある場合に記載してください。

- (1) 上記建物において増築・修繕・模様替・用途変更などがあつた場合、その内容及び時期
- (2) 上記建物が現在空き家の場合、その旨及び使用開始予定時期
- (3) 本年度に上記とは別の住宅もこの派遣事業を希望する場合、その旨及び申し込み時期

様式第 2 号

(申込者氏名)

様

第 号
年 月 日

住田町長

耐 震 診 断 士 派 遣 決 定 (却 下) 通 知 書

年 月 日に申込みのあった耐震診断士の派遣については、下記のとおり派遣診断士を決定した(次の理由により却下することとした)ので、木造住宅耐震診断事業実施要綱第 5 第 1 項の規定に基づき通知いたします。

派遣業務の実施に当たっては、同実施要綱第 1 4 の規定に基づき下記機関に業務の一部を委託していますので承知願います。

今後日程調整の上、この派遣診断士が耐震診断のため現地にて建物調査を行います。

記

ふりがな

- 1 派遣される診断士の氏名 岩手県木造住宅耐震診断士
- 2 上記派遣診断士の連絡先 電話：
- 3 現地建物調査の時期 年 月 ～ 年 月の頃
- 4 派遣業務受託機関
- 5 却下の理由

様式第 3 号

耐 震 診 断 士 派 遣 辞 退 届

住田町長 様

年 月 日

(郵便番号： ー)

〔住所〕

ふりがな

申込書〔氏名〕 印市

外局番

〔電話〕 () ー

年 月 日付第 号で決定通知のあった耐震診断士の派遣について、下記の理由により辞退したいので木造住宅耐震診断事業実施要綱第 6 の規定に基づき届出します。

記

〔辞退する理由〕

様式第 4 号

(申込者氏名)

様

第 号
年 月 日

住田町長

耐 震 診 断 士 派 遣 決 定 取 消 通 知 書

木造住宅耐震診断事業実施要綱第 7 第 2 項の規定に基づき 年 月 日付け第
号で通知した耐震診断士の派遣決定については、下記の理由により取り消しましたので、通知い
たします。

記

[取り消した理由]

様式第 5 号

木 造 住 宅 耐 震 診 断 事 業
耐 震 診 断 結 果 通 知 書

第 号

年 月 日

(申込者氏名)

様

住田町長

年 月 日に耐震診断士派遣通知書に基づき実施した耐震診断の結果について、木造住宅耐震診断事業第 11 の規定によりその結果を通知します。

なお、これは調査時点での診断結果ですので、その後の経年変化に対しては十分な維持管理をお願いします。

この結果に対する相談等については、住田町建設担当課にて承ります。

記

診断結果について

別紙診断結果表のとおり

資料編 2 災害予防計画

2-11-2 防火対象物の現況

防火対象物の現況（消防法第8条）

（令和6年4月1日現在）

別表区分		区 分 項 目	地 区 別 防 火 対 象 物 数			
			世田米	下有住	上有住	計
(一)	イ	劇場・映画館				
	ロ	公会堂・集会所	5	2	5	12
(二)	イ	キャバレー・ナイトクラブ				
	ロ	遊 技 場	1			1
(三)	イ	待合・料理店				
	ロ	飲 食 店	5			5
(四)		百貨店・マーケット	7		1	8
(五)	イ	旅館・ホテル	2	1		3
	ロ	寄宿舎・共同住宅	9	2		11
(六)	イ	病院・診療所	2			2
	ロ	福祉施設	1			1
	ハ	ディサービス	1			1
	ニ	幼稚園	1		1	2
(七)		学 校	7		4	11
(八)		図書館・博物館			1	1
(九)	イ	蒸気浴場・熱気浴場				
(十)	ロ	車両の停車場				
(十一)		神社・寺院	3	2	2	7
(十二)		工場・作業所	36	1	13	50
(十三)		自動車車庫	4		1	5
(十四)		倉 庫	18		14	32
(十五)		前各号に該当しない事業所	115	15	62	192
(十六)	イ	特防が存する複合対象物	3	1	2	6
	ロ	上記以外の複合対象物	1			1
合		計	221	24	106	351

2-12 文化財災害予防に関する計画

2-12-1 文化財指定状況一覧表

(令和6年4月1日現在)

指定区分	有形 文化財	無形 民俗 文化財	史跡	名勝	天然 記念物	名勝 天然 記念物	計
国			1	1			2
県	2						2
町	3	6			1		10

2-14 ライフライン施設等安全確保計画

2-14-1 下水道施設の現況及び整備計画

下水道施設の現況及び整備計画
(公共下水道)

処 理 区 名	事 業 着 手 年 度	供 用 開 始 年 度
世 田 米 処 理 区	平 成 9 年 度	平 成 15 年 度

区 分	当 初 認 可	変 更 認 可	令 和 4 年 度 末 現 在
処理面積 (ha)	89.0	103.0	96.0
処理人口 (千人)	2.3	2.0	1.7
管渠延長 (km)	20.5	21.4	20.8
処理場 (千m ³) /日最大)	1.1	1.1	1.1
ポンプ場 (箇所数)	—	—	—

2-15 危険物施設等安全確保計画

2-15-1 化学消火薬剤備蓄状況

化学消火薬剤備蓄状況

(令和6年4月1日現在)

区分 事業所名	化学消火薬剤種別						合計
	たん白系		合成界面 活性剤 (3%)	水性膜泡 消火薬剤 (低発砲)	水溶性液体 用消火薬剤 (耐アルコール用)	粉末	
	3 % 型	6 % 型				第1種～ 第4種	
大船渡地区 消防組合	—	—	420L	740L	—	—	1,160L
(うち住田分署)	—	—	(100L)	—	—	—	(100L)
計	—	—	420L	740L	—	—	1,160 L

2-16 水防予防計画

2-16-1 河川改修の状況

(1) 基幹河川改修事業

河川名	事業概要	施行箇所	施行年度	防災上の効果

(2) 県単河川改良事業

河川名	事業概要	施行箇所	施行年度	防災上の効果
気仙川	気仙川河川改修事業 20.4km	気仙川河口 2.4キロ地点から大股川合流点間	平成 26 年から令和 10 年まで	大雨洪水対策

2-16-2 重要水防区域及び警戒区域

重要水防区域及び警戒区域

(平成26年4月1日現在)

河川名	管理	区 域	左 右 岸	評価種別	図面 番号	重要度 A 区間			重要度 B 区間			要注意区間		対 策 水 防 工 法	
						堤防 A (m)	(他の評価 と重複)	工作物 A (箇所)	堤防 B (m)	(他の 評価と 重複)	工作物 B (箇所)	新堤防・ 破堤跡・ 旧河川 (m)	工事施 工陸開 (箇所)		
気仙川	県	岩沢橋下流	右	堤防高 無堤	大7	250									積土のう工
〃	〃	岩沢橋～中沢川	左	堤 防 高	大8	200									積土のう工
〃	〃	岩沢橋～昭和橋	右	堤防高 無堤	大9	1,400									積土のう工
〃	〃	中沢川～昭和橋	左	堤 防 高	大10				460						積土のう工
〃	〃	昭和橋上流	右	堤 防 高	大11	600									積土のう工
〃	〃	昭和橋～柿内沢	左	水 衝 洗 掘	大12				850						木流し工
〃	〃	上川口橋上流	右	堤防高 無堤	大13	400									積土のう工
〃	〃	火の土川上流	左	堤防高 無堤	大14	600									積土のう工
〃	〃	中上住宅下流	左	堤防高 無堤	大15	300									積土のう工
〃	〃	五葉橋上流	左	堤 防 高	大16				400						積土のう工
気仙川計						3,750	(0)	0	1,710	(0)	0	0	0		
中沢川	県	気仙川合流点～大崎橋	左	堤 防 高	大1				300						積土のう工
〃	〃	住田診療センター裏 ～平山橋	右	堤防高 無堤	大2	300									積土のう工
〃	〃	田中橋～高木橋	左	堤防高 無堤	大3	650									積土のう工
中沢川計						950	(0)	0	300	(0)	0	0	0		積土のう工
坂本川	〃	馬場野橋～城玖寺	左	水 衝 洗 掘	大1				500						木流し工
〃	〃	蓬畑沢合流点～下流	左	堤防高 無堤	大2	300									積土のう工
坂本川計						300	(0)	0	500	(0)	0	0	0		

2-16-3 砂防指定地及び砂防施設

(令和6年4月1日現在)

No.	県番号	溪流名	位置		砂防施設の種類
			大字	字	
1	75	小股川	世田米	小股	堰堤
2	105	新切川	下有住	奥新切	堰堤
3	120	大股川	世田米	中井	堰堤
4	147	坂本川	上有住	船作	堰堤
5	211	中沢川	世田米	城内	堰堤
6	292	桧山川	上有住	桧山	堰堤
7	374	蓬畑川	上有住	蓬畑	堰堤
8	386	大沢川	上有住	八日町	堰堤
9	516	中沢川	上有住	中沢	堰堤
10	731	竹の原川	世田米	竹の原	堰堤
11	732	小府金の沢	世田米	小府金	堰堤

資料編 2 災害予防計画

2-16-4 水防用資機材等備蓄箇所

(令和5年11月1日)

備蓄箇所 品名	役場	住田分署	第1分団	第2分団	第3分団	第4分団	第5分団	第6分団	計
土のう	100	7000	238	410	200	154	493	90	
唐鍬		50		12	8	7	6	11	
カッチャ	4	60	13	8	5	7	4	8	
スコップ	8	11	21	30	16	23	16	18	
携帯ショベル		8							
ツルハシ	1	1	9	9	4	14	19	10	
トビロ		6	8	6	4	8	6	8	
オノ		1	5	2	1	3	2	2	
カマ		5	1	1		2	1		
ナタ	4	5	3	3	1	1	2		
掛け矢	10	3	7	3	4	5	5	6	
かなてこ		1	2	4	2	7	2	6	
チェーンソー	2	5		2	1	1	1	1	
発電機	7	3	3	5	3	4	4	4	
投光器	1	2	3	5	4	9	5	4	
防水シート		30							
ロープ 6mm		200×2 (12mm)							
ppロープ		200×5							
バリケード	20								
ゴム浮船									
救命胴衣		88	25	26	15	28	20	24	
浮環	1	2							
水中ポンプ									
一輪車		1							
メガホン									
団無線 10W	7	1	4	2	1	4	3	4	
団無線(携帯)	1	25	5	2	2	3	3	2	
その他の無線				2	1		2	3	8
トランシーバー		10	11	15	5	6	6	8	51
拡声器	1		5	2	1	3	1	1	
土のう用碎石	○	○	○	○	○	○	○	○	

2-17 土砂災害予防計画

2-17-1 土砂災害警戒区域等指定状況（急傾斜地の崩壊）

番号	箇所番号	箇所名	字	告示番号	告示年月日
1	157A0341	川向(1)	世田米	岩手県告示第216号	H21. 3. 13
2	157A0342	川向(2)	世田米	岩手県告示第216号	H21. 3. 13
3	157A0343	川向(3)	世田米	岩手県告示第216号	H21. 3. 13
4	157A0344	火石(1)	世田米	岩手県告示第216号	H21. 3. 13
5	157A0345	火石(2)	世田米	岩手県告示第216号	H21. 3. 13
6	157A1005	大渡-1	世田米	岩手県告示第216号	H21. 3. 13
7	157A1006	大渡-2	世田米	岩手県告示第216号	H21. 3. 13
8	157A1009	赤畑-2	世田米	岩手県告示第216号	H21. 3. 13
9	157A1010	清水沢	世田米	岩手県告示第216号	H21. 3. 13
10	157A1011	大通	世田米	岩手県告示第216号	H21. 3. 13
11	157A1012	本町	世田米	岩手県告示第216号	H21. 3. 13
12	157A1013	大崎-1	世田米	岩手県告示第203号	R4. 3. 29
13	157A1014	大崎-2	世田米	岩手県告示第203号	R4. 3. 29
14	157A1015	上日向	世田米	岩手県告示第216号	H21. 3. 13
15	157A1016	上日向-1	世田米	岩手県告示第216号	H21. 3. 13
16	157A1017	上日向-2	世田米	岩手県告示第216号	H21. 3. 13
17	157A1018	上日向-3	世田米	岩手県告示第216号	H21. 3. 13
18	147A2001	八日町	上有住字八日町	岩手県告示第143号	H22. 2. 19
19	147A2002	火ノ土	下有住字火ノ土	岩手県告示第143号	H22. 2. 19
20	147A2003	高瀬	下有住字高瀬	岩手県告示第143号	H22. 2. 19
21	148A2001	土倉	上有住字土倉	岩手県告示第143号	H22. 2. 19
22	148A2002	上寒倉	上有住字上寒倉	岩手県告示第143号	H22. 2. 19
23	157A0339	小府金	世田米字小府金	岩手県告示第143号	H22. 2. 19
24	157A0348	垣の袖	世田米字向川口	岩手県告示第143号	H22. 2. 19
25	157A1001	小股-3	世田米字小股	岩手県告示第143号	H22. 2. 19
26	157A1002	天風	世田米字天風	岩手県告示第143号	H22. 2. 19
27	157A1003	天風-1	世田米字天風	岩手県告示第143号	H22. 2. 19
28	157A1007	赤畑	世田米字赤畑	岩手県告示第143号	H22. 2. 19
29	157A1008	赤畑-1	世田米字赤畑	岩手県告示第143号	H22. 2. 19
30	157A1019	火石	世田米字火石	岩手県告示第143号	H22. 2. 19
31	157D1001	山谷-2	世田米字山谷	岩手県告示第143号	H22. 2. 19
32	157B1048	松ヶ平	松ヶ平	岩手県告示第216号	H24. 3. 30
33	157B1049	小口洞	小口洞	岩手県告示第216号	H24. 3. 30
34	157B1050	小口洞-1	小口洞	岩手県告示第216号	H24. 3. 30
35	157B1052	小口洞-2	小口洞	岩手県告示第216号	H24. 3. 30
36	157B1053	松ヶ平-1	松ヶ平	岩手県告示第216号	H24. 3. 30
37	157B1054	松ヶ平-2	松ヶ平	岩手県告示第216号	H24. 3. 30
38	157B1055	大平	大平	岩手県告示第216号	H24. 3. 30
39	157B1056	大平-1	大平	岩手県告示第216号	H24. 3. 30
40	157B1057	大平-2	大平	岩手県告示第216号	H24. 3. 30
41	157B1058	大平-3	大平	岩手県告示第216号	H24. 3. 30
42	157B1059	小口洞-3	小口洞	岩手県告示第216号	H24. 3. 30
43	157B1060	大平-4	大平	岩手県告示第216号	H24. 3. 30
44	157B1061	梅ノ木-1	梅ノ木	岩手県告示第216号	H24. 3. 30
45	157B1062	梅ノ木-2	梅ノ木	岩手県告示第216号	H24. 3. 30
46	157B1063	梅ノ木-3	梅ノ木	岩手県告示第216号	H24. 3. 30

資料編 2 災害予防計画

番号	箇所番号	箇所名	字	告示番号	告示年月日
47	157B1064	鉢ヶ森	鉢ヶ森	岩手県告示第216号	H24. 3. 30
48	157B1078	合地沢-4	合地沢	岩手県告示第642号	H27. 8. 4
49	157B1020	清水沢-1	清水沢	岩手県告示第642号	H27. 8. 4
50	157B1039	小府金-2	小府金	岩手県告示第642号	H27. 8. 4
51	157B1077	合地沢-3	合地沢	岩手県告示第642号	H27. 8. 4
52	157B1090	火石-3	火石	岩手県告示第642号	H27. 8. 4
53	157B1109	窪田-1	窪田	岩手県告示第642号	H27. 8. 4
54	157B1021	清水沢-2	清水沢	岩手県告示第642号	H27. 8. 4
55	157B1035	大渡-3	大渡	岩手県告示第642号	H27. 8. 4
56	157B1038	小府金-1	小府金	岩手県告示第642号	H27. 8. 4
57	157B1040	小府金-3	小府金	岩手県告示第642号	H27. 8. 4
58	157B1045	清水沢-3	清水沢	岩手県告示第642号	H27. 8. 4
59	157B1065	大崎-3	大崎	岩手県告示第642号	H27. 8. 4
60	157B1066	大崎-4	大崎	岩手県告示第642号	H27. 8. 4
61	157B1076	合地沢-2	合地沢	岩手県告示第642号	H27. 8. 4
62	157B1079	合地沢-5	合地沢	岩手県告示第642号	H27. 8. 4
63	157B1088	川向-6	川向	岩手県告示第642号	H27. 8. 4
64	157B1091	野形	野形	岩手県告示第642号	H27. 8. 4
65	157B1092	野形-1	野形	岩手県告示第642号	H27. 8. 4
66	157B1093	野形-2	野形	岩手県告示第642号	H27. 8. 4
67	157B1094	野形-3	野形	岩手県告示第642号	H27. 8. 4
68	157B1095	野形-4	野形	岩手県告示第642号	H27. 8. 4
69	157B1096	山谷	山谷	岩手県告示第642号	H27. 8. 4
70	157B1097	山谷-1	山谷	岩手県告示第642号	H27. 8. 4
71	157B1098	野形-5	野形	岩手県告示第642号	H27. 8. 4
72	157B1099	野形-6	野形	岩手県告示第642号	H27. 8. 4
73	157B1100	野形-7	野形	岩手県告示第642号	H27. 8. 4
74	157B1101	野形-8	野形	岩手県告示第642号	H27. 8. 4
75	157B1102	野形-9	野形	岩手県告示第642号	H27. 8. 4
76	157B1103	田ノ上	田ノ上	岩手県告示第642号	H27. 8. 4
77	157B1104	田ノ上-1	田ノ上	岩手県告示第642号	H27. 8. 4
78	157B1105	田ノ上-2	田ノ上	岩手県告示第642号	H27. 8. 4
79	157B1106	田谷	田谷	岩手県告示第642号	H27. 8. 4
80	157B1107	田谷-1	田谷	岩手県告示第642号	H27. 8. 4
81	157B1108	窪田	窪田	岩手県告示第642号	H27. 8. 4
82	157B1110	窪田-2	窪田	岩手県告示第642号	H27. 8. 4
83	157B1027	柏里-2	世田米字柏里	岩手県告示第53号	H28. 1. 12
84	157B1028	下柏里	世田米字下柏里	岩手県告示第53号	H28. 1. 12
85	157B1083	合地沢-9	世田米字合地沢	岩手県告示第53号	H28. 1. 12
86	157B1084	合地沢-10	世田米字合地沢	岩手県告示第53号	H28. 1. 12
87	157B1010	登戸	世田米字登戸	岩手県告示第272号	H28. 3. 18
88	157B1011	仁田代-1	世田米字仁田代	岩手県告示第272号	H28. 3. 18
89	157B1012	仁田代-2	世田米字仁田代	岩手県告示第272号	H28. 3. 18
90	157B1013	仁田代-3	世田米字高貝	岩手県告示第272号	H28. 3. 18
91	157B1014	仁田代-4	世田米字高貝	岩手県告示第272号	H28. 3. 18
92	157B1015	大通-1	世田米字大通	岩手県告示第272号	H28. 3. 18
93	157B1016	高貝	世田米字高貝	岩手県告示第272号	H28. 3. 18
94	157B1017	中村	世田米字中村	岩手県告示第272号	H28. 3. 18
95	157B1018	狐石	世田米字狐石	岩手県告示第272号	H28. 3. 18

資料編 2 災害予防計画

番号	箇所番号	箇所名	字	告示番号	告示年月日
96	157B1019	中村-1	世田米字中村	岩手県告示第272号	H28. 3. 18
97	157B1068	城内	世田米字城内	岩手県告示第182号	H29. 3. 14
98	157B1070	城内-2	世田米字城内	岩手県告示第182号	H29. 3. 14
99	157B1072	城内-4	世田米字城内	岩手県告示第182号	H29. 3. 14
100	157B1073	城内-5	世田米字城内	岩手県告示第182号	H29. 3. 14
101	157B1069	城内-1	世田米字城内	岩手県告示第182号	H29. 3. 14
102	157B1071	城内-3	世田米字城内	岩手県告示第182号	H29. 3. 14
103	157B1074	城内-6	世田米字城内	岩手県告示第182号	H29. 3. 14
104	157B1080	合地沢-6	世田米字合地沢	岩手県告示第182号	H29. 3. 14
105	157B1081	合地沢-7	世田米字合地沢	岩手県告示第182号	H29. 3. 14
106	157B1082	合地沢-8	世田米字合地沢	岩手県告示第182号	H29. 3. 14
107	157B1085	合地沢-11	世田米字合地沢	岩手県告示第182号	H29. 3. 14
108	157B1086	合地沢-12	世田米字合地沢	岩手県告示第182号	H29. 3. 14
109	157B1087	合地沢-13	世田米字合地沢	岩手県告示第182号	H29. 3. 14
110	147B2117	仁田代	世田米字仁田代	岩手県告示第458号	H30. 5. 29
111	157A0340	向川口	世田米字向川口	岩手県告示第458号	H30. 5. 29
112	157B1005	天風-2	世田米字天風	岩手県告示第458号	H30. 5. 29
113	157B1006	天風-3	世田米字天風	岩手県告示第458号	H30. 5. 29
114	157B1007	天風-4	世田米字天風	岩手県告示第458号	H30. 5. 29
115	157B1008	天風-5	世田米字天風	岩手県告示第458号	H30. 5. 29
116	157B1009	天風-6	世田米字天風	岩手県告示第458号	H30. 5. 29
117	157B1022	上城	世田米字上城	岩手県告示第458号	H30. 5. 29
118	157B1023	上城-1	世田米字上城	岩手県告示第458号	H30. 5. 29
119	157B1034	川口-1	世田米字川口	岩手県告示第458号	H30. 5. 29
120	157B1036	向川口-1	世田米字向川口	岩手県告示第458号	H30. 5. 29
121	157B1037	大渡-4	世田米字大渡	岩手県告示第458号	H30. 5. 29
122	157B1041	赤畑-3	世田米字赤畑	岩手県告示第458号	H30. 5. 29
123	157B1042	赤畑-4	世田米字赤畑	岩手県告示第458号	H30. 5. 29
124	157B1043	赤畑-5	世田米字赤畑	岩手県告示第458号	H30. 5. 29
125	157B1044	赤畑-6	世田米字赤畑	岩手県告示第458号	H30. 5. 29
126	157B1046	川向-4	世田米字川向	岩手県告示第458号	H30. 5. 29
127	157B1047	川向-5	世田米字川向	岩手県告示第458号	H30. 5. 29
128	157B1067	向村	世田米字向村	岩手県告示第458号	H30. 5. 29
129	157B1075	合地沢-1	世田米字合地沢	岩手県告示第458号	H30. 5. 29
130	147B2001	新田	上有住新田	岩手県告示第54号	R3. 1. 22
131	147B2002	新田-1	上有住新田	岩手県告示第54号	R3. 1. 22
132	147B2003	新田-2	上有住新田	岩手県告示第54号	R3. 1. 22
133	147B2005	新田-4	上有住新田	岩手県告示第54号	R3. 1. 22
134	147B2006	新田-5	上有住新田	岩手県告示第54号	R3. 1. 22
135	147B2007	船作	上有住船作	岩手県告示第54号	R3. 1. 22
136	147B2008	船作-1	上有住船作	岩手県告示第54号	R3. 1. 22
137	147B2009	船作-2	上有住船作	岩手県告示第54号	R3. 1. 22
138	147B2010	船作-3	上有住船作	岩手県告示第54号	R3. 1. 22
139	147B2011	船作-4	上有住船作	岩手県告示第54号	R3. 1. 22
140	147B2012	船作-5	上有住船作	岩手県告示第54号	R3. 1. 22
141	147B2013	船作-6	上有住船作	岩手県告示第54号	R3. 1. 22
142	147B2027	新田-6	上有住新田	岩手県告示第54号	R3. 1. 22
143	147B2028	新田-7	上有住新田	岩手県告示第54号	R3. 1. 22
144	147B2029	新田-8	上有住新田	岩手県告示第54号	R3. 1. 22

資料編 2 災害予防計画

番号	箇所番号	箇所名	字	告示番号	告示年月日
145	147B2030	新田-9	上有住新田	岩手県告示第54号	R3. 1. 22
146	147B2031	新田-10	上有住新田	岩手県告示第54号	R3. 1. 22
147	147B2032	新田-11	上有住新田	岩手県告示第54号	R3. 1. 22
148	147B2033	新田-12	上有住新田	岩手県告示第54号	R3. 1. 22
149	147B2034	百合ヶ沢-1	上有住五合畑	岩手県告示第54号	R3. 1. 22
150	147B2036	五合畑-3	上有住五合畑	岩手県告示第54号	R3. 1. 22
151	147B2037	五合畑	上有住五合畑	岩手県告示第54号	R3. 1. 22
152	147B2038	五合畑-1	上有住五合畑	岩手県告示第54号	R3. 1. 22
153	147B2039	五合畑-2	上有住五合畑	岩手県告示第54号	R3. 1. 22
154	147B2040	西野	上有住西野	岩手県告示第54号	R3. 1. 22
155	147B2041	西野-1	上有住西野	岩手県告示第54号	R3. 1. 22
156	147B2042	西野-2	上有住西野	岩手県告示第54号	R3. 1. 22
157	147B2049	平沢	上有住平沢	岩手県告示第54号	R3. 1. 22
158	147B2050	平沢-1	上有住平沢	岩手県告示第54号	R3. 1. 22
159	147B2051	平沢-2	上有住平沢	岩手県告示第54号	R3. 1. 22
160	147B2052	平沢-3	上有住平沢	岩手県告示第54号	R3. 1. 22
161	147B2062	宇南田	上有住宇南田	岩手県告示第54号	R3. 1. 22
162	147B2063	宇南田-1	上有住宇南田	岩手県告示第54号	R3. 1. 22
163	147B2064	宇南田-2	上有住宇南田	岩手県告示第54号	R3. 1. 22
164	147B2065	宇南田-3	上有住宇南田	岩手県告示第54号	R3. 1. 22
165	147B2068	上大畑	上有住上大畑	岩手県告示第54号	R3. 1. 22
166	147B2069	大畑-2	上有住大畑	岩手県告示第54号	R3. 1. 22
167	147B2070	蓬畑	上有住蓬畑	岩手県告示第54号	R3. 1. 22
168	147B2071	蓬畑-1	上有住蓬畑	岩手県告示第54号	R3. 1. 22
169	147B2072	二度成木	上有住二度成木	岩手県告示第54号	R3. 1. 22
170	147B2073	恵蘇	上有住恵蘇	岩手県告示第54号	R3. 1. 22
171	147B2074	恵蘇-1	上有住恵蘇	岩手県告示第54号	R3. 1. 22
172	147B2076	葉山-1	上有住葉山	岩手県告示第54号	R3. 1. 22
173	147B2077	小台	上有住小台	岩手県告示第54号	R3. 1. 22
174	147B2078	八日町-1	上有住八日町	岩手県告示第54号	R3. 1. 22
175	147B2079	八日町-2	上有住八日町	岩手県告示第54号	R3. 1. 22
176	147B2080	中和田	上有住中和田	岩手県告示第54号	R3. 1. 22
177	147B2081	和野	上有住天嶽	岩手県告示第54号	R3. 1. 22
178	147B2082	小松	上有住小松	岩手県告示第54号	R3. 1. 22
179	147E2001	別当	上有住別当	岩手県告示第54号	R3. 1. 22
180	148B2001	土倉-1	上有住土倉	岩手県告示第54号	R3. 1. 22
181	148B2002	土倉-2	上有住土倉	岩手県告示第54号	R3. 1. 22
182	148B2003	土倉-3	上有住土倉	岩手県告示第54号	R3. 1. 22
183	148B2004	土倉-4	上有住土倉	岩手県告示第54号	R3. 1. 22
184	148B2005	土倉-5	上有住土倉	岩手県告示第54号	R3. 1. 22
185	148B2006	土倉-6	上有住土倉	岩手県告示第54号	R3. 1. 22
186	148B2007	土倉-7	上有住土倉	岩手県告示第54号	R3. 1. 22
187	148B2008	土倉-8	上有住土倉	岩手県告示第54号	R3. 1. 22
188	148B2009	土倉-9	上有住土倉	岩手県告示第54号	R3. 1. 22
189	148B2010	土倉-10	上有住土倉	岩手県告示第54号	R3. 1. 22
190	148B2011	土倉-11	上有住土倉	岩手県告示第54号	R3. 1. 22
191	148B2012	土倉-12	上有住土倉	岩手県告示第54号	R3. 1. 22
192	148B2013	土倉-13	上有住土倉	岩手県告示第54号	R3. 1. 22
193	148B2014	中沢	上有住中沢	岩手県告示第54号	R3. 1. 22

資料編 2 災害予防計画

番号	箇所番号	箇所名	字	告示番号	告示年月日
194	148B2015	上寒倉-1	上有住上寒倉	岩手県告示第54号	R3. 1. 22
195	148B2016	下寒倉	上有住上寒倉	岩手県告示第54号	R3. 1. 22
196	146B3001	奥火ノ土	下有住奥火の土	岩手県告示第169号	R3. 3. 12
197	146B3002	子飼沢	世田米子飼沢	岩手県告示第169号	R3. 3. 12
198	146B3003	子飼沢-1	世田米子飼沢	岩手県告示第169号	R3. 3. 12
199	146B3004	小股	世田米小股	岩手県告示第169号	R3. 3. 12
200	146B3006	小股-2	世田米小股	岩手県告示第169号	R3. 3. 12
201	147B2014	奥新切	下有住奥新切	岩手県告示第169号	R3. 3. 12
202	147B2015	奥新切-1	下有住奥新切	岩手県告示第169号	R3. 3. 12
203	147B2016	奥新切-2	下有住奥新切	岩手県告示第169号	R3. 3. 12
204	147B2017	奥新切-3	下有住奥新切	岩手県告示第169号	R3. 3. 12
205	147B2018	奥新切-4	下有住奥新切	岩手県告示第169号	R3. 3. 12
206	147B2019	奥新切-5	下有住奥新切	岩手県告示第169号	R3. 3. 12
207	147B2020	奥新切-6	下有住奥新切	岩手県告示第169号	R3. 3. 12
208	147B2021	奥新切-7	下有住奥新切	岩手県告示第169号	R3. 3. 12
209	147B2022	奥新切-8	下有住奥新切	岩手県告示第169号	R3. 3. 12
210	147B2023	奥新切-9	下有住奥新切	岩手県告示第169号	R3. 3. 12
211	147B2024	奥新切-10	下有住奥新切	岩手県告示第169号	R3. 3. 12
212	147B2025	奥新切-11	下有住奥新切	岩手県告示第169号	R3. 3. 12
213	147B2026	奥新切-12	下有住奥新切	岩手県告示第169号	R3. 3. 12
214	147B2043	奥新切-13	下有住奥新切	岩手県告示第169号	R3. 3. 12
215	147B2044	奥新切-14	下有住奥新切	岩手県告示第169号	R3. 3. 12
216	147B2045	新切	下有住新切	岩手県告示第169号	R3. 3. 12
217	147B2046	新切-1	下有住新切	岩手県告示第169号	R3. 3. 12
218	147B2047	新切-2	下有住新切	岩手県告示第169号	R3. 3. 12
219	147B2048	新切-3	下有住新切	岩手県告示第169号	R3. 3. 12
220	147B2053	新切-4	下有住新切	岩手県告示第169号	R3. 3. 12
221	147B2054	新切-5	下有住新切	岩手県告示第169号	R3. 3. 12
222	147B2055	新切-6	下有住新切	岩手県告示第169号	R3. 3. 12
223	147B2056	新切-7	下有住新切	岩手県告示第169号	R3. 3. 12
224	147B2057	新切-8	下有住新切	岩手県告示第169号	R3. 3. 12
225	147B2058	十文字	下有住十文字	岩手県告示第169号	R3. 3. 12
226	147B2059	十文字-1	下有住十文字	岩手県告示第169号	R3. 3. 12
227	147B2060	新切-9	下有住新切	岩手県告示第169号	R3. 3. 12
228	147B2061	十文字-2	下有住十文字	岩手県告示第169号	R3. 3. 12
229	147B2066	十文字-3	下有住十文字	岩手県告示第169号	R3. 3. 12
230	147B2067	十文字-4	下有住十文字	岩手県告示第169号	R3. 3. 12
231	147B2075	葉山	上有住葉山	岩手県告示第169号	R3. 3. 12
232	147B2083	奥火ノ土-1	下有住奥火の土	岩手県告示第169号	R3. 3. 12
233	147B2084	奥火ノ土-2	下有住奥火の土	岩手県告示第169号	R3. 3. 12
234	147B2085	火ノ土-1	下有住火の土	岩手県告示第169号	R3. 3. 12
235	147B2086	火ノ土-2	下有住火の土	岩手県告示第169号	R3. 3. 12
236	147B2087	火ノ土-3	下有住火の土	岩手県告示第169号	R3. 3. 12
237	147B2088	火ノ土-4	下有住火の土	岩手県告示第169号	R3. 3. 12
238	147B2089	火ノ土-5	下有住火の土	岩手県告示第169号	R3. 3. 12
239	147B2090	奥火ノ土-3	下有住奥火の土	岩手県告示第169号	R3. 3. 12
240	147B2091	奥火ノ土-4	下有住奥火の土	岩手県告示第169号	R3. 3. 12
241	147B2092	火ノ土-6	下有住火の土	岩手県告示第169号	R3. 3. 12
242	147B2093	火ノ土-7	下有住火の土	岩手県告示第169号	R3. 3. 12
243	147B2094	火ノ土-8	下有住火の土	岩手県告示第169号	R3. 3. 12

資料編 2 災害予防計画

番号	箇所番号	箇所名	字	告示番号	告示年月日
244	147B2095	火ノ土-9	下有住火の土	岩手県告示第169号	R3. 3. 12
245	147B2096	火ノ土-10	下有住火の土	岩手県告示第169号	R3. 3. 12
246	147B2097	火ノ土-11	下有住火の土	岩手県告示第169号	R3. 3. 12
247	147B2098	火ノ土-12	下有住火の土	岩手県告示第169号	R3. 3. 12
248	147B2099	火ノ土-13	下有住火の土	岩手県告示第169号	R3. 3. 12
249	147B2100	火ノ土-14	下有住火の土	岩手県告示第169号	R3. 3. 12
250	147B2101	火ノ土-15	下有住火の土	岩手県告示第169号	R3. 3. 12
251	147B2102	火ノ土-16	下有住火の土	岩手県告示第169号	R3. 3. 12
252	147B2103	火ノ土-17	下有住火の土	岩手県告示第169号	R3. 3. 12
253	147B2104	高瀬-1	下有住高瀬	岩手県告示第169号	R3. 3. 12
254	147B2105	高瀬-2	下有住高瀬	岩手県告示第169号	R3. 3. 12
255	147B2106	高瀬-3	下有住高瀬	岩手県告示第169号	R3. 3. 12
256	147B2107	高瀬-4	下有住高瀬	岩手県告示第169号	R3. 3. 12
257	147B2108	高瀬-5	下有住高瀬	岩手県告示第169号	R3. 3. 12
258	147B2109	高瀬-6	下有住高瀬	岩手県告示第169号	R3. 3. 12
259	147B2110	中上	下有住中上	岩手県告示第169号	R3. 3. 12
260	147B2111	高瀬-7	下有住中上	岩手県告示第169号	R3. 3. 12
261	147B2112	中上-1	下有住中上	岩手県告示第169号	R3. 3. 12
262	147B2113	中上-2	下有住中上	岩手県告示第169号	R3. 3. 12
263	147B2114	中上-3	下有住中上	岩手県告示第169号	R3. 3. 12
264	147B2115	中上-4	下有住中上	岩手県告示第169号	R3. 3. 12
265	147B2116	高瀬-8	下有住高瀬	岩手県告示第169号	R3. 3. 12
266	156B2001	啜畑	世田米啜畑	岩手県告示第169号	R3. 3. 12
267	156B2002	啜畑-1	世田米啜畑	岩手県告示第169号	R3. 3. 12
268	156B2003	啜畑-2	世田米啜畑	岩手県告示第169号	R3. 3. 12
269	156B2004	子飼沢-2	世田米子飼沢	岩手県告示第169号	R3. 3. 12
270	156B2005	子飼沢-3	世田米子飼沢	岩手県告示第169号	R3. 3. 12
271	156B2006	子飼沢-4	世田米子飼沢	岩手県告示第169号	R3. 3. 12
272	156B2009	子飼沢-7	世田米子飼沢	岩手県告示第169号	R3. 3. 12
273	156B2011	津付-1	世田米津付	岩手県告示第169号	R3. 3. 12
274	156B2012	津付-2	世田米津付	岩手県告示第169号	R3. 3. 12
275	156B2013	中井-3	世田米中井	岩手県告示第169号	R3. 3. 12
276	156B2014	中井-4	世田米中井	岩手県告示第169号	R3. 3. 12
277	156B2015	中井-5	世田米中井	岩手県告示第169号	R3. 3. 12
278	156B2016	高屋敷	世田米中井	岩手県告示第169号	R3. 3. 12
279	156B2017	高屋敷-1	世田米高屋敷	岩手県告示第169号	R3. 3. 12
280	156B2018	下大股	世田米下大股	岩手県告示第169号	R3. 3. 12
281	156B2019	下大股-1	世田米下大股	岩手県告示第169号	R3. 3. 12
282	156B2021	下大股-3	世田米下大股	岩手県告示第169号	R3. 3. 12
283	156B2022	下大股-4	世田米下大股	岩手県告示第169号	R3. 3. 12
284	156B2023	下大股-5	世田米下大股	岩手県告示第169号	R3. 3. 12
285	156B2024	下大股-6	世田米下大股	岩手県告示第169号	R3. 3. 12
286	156B2025	下大股-7	世田米下大股	岩手県告示第169号	R3. 3. 12
287	156B2026	下大股-8	世田米下大股	岩手県告示第169号	R3. 3. 12
288	157A0346	大崎	世田米大崎	岩手県告示第169号	R3. 3. 12
289	157B1001	向竹ノ原	世田米向竹ノ原	岩手県告示第169号	R3. 3. 12
290	157B1002	向竹ノ原-1	世田米向竹ノ原	岩手県告示第169号	R3. 3. 12
291	157B1003	竹ノ原	世田米竹ノ原	岩手県告示第169号	R3. 3. 12
292	157B1004	竹ノ原-1	世田米竹ノ原	岩手県告示第169号	R3. 3. 12

資料編 2 災害予防計画

番号	箇所番号	箇所名	字	告示番号	告示年月日
293	157B1024	小股-4	世田米小股	岩手県告示第169号	R3. 3. 12
294	157B1025	柏里	世田米柏里	岩手県告示第169号	R3. 3. 12
295	157B1026	柏里-1	世田米柏里	岩手県告示第169号	R3. 3. 12
296	157B1029	下柏里-1	世田米下柏里	岩手県告示第169号	R3. 3. 12
297	157B1030	下柏里-2	世田米下柏里	岩手県告示第169号	R3. 3. 12
298	157B1031	下柏里-3	世田米下柏里	岩手県告示第169号	R3. 3. 12
299	157B1032	下柏里-4	世田米下柏里	岩手県告示第169号	R3. 3. 12
300	157B1033	下柏里-5	世田米下柏里	岩手県告示第169号	R3. 3. 12
301	157B1089	川向-7	世田米川向	岩手県告示第169号	R3. 3. 12

※詳細な情報は岩手県ホームページ「土砂災害警戒区域等の指定・基礎調査結果公表状況」参照

2-17-2 土砂災害警戒区域等指定状況（土石流）

番号	箇所番号	箇所名	字	告示番号	告示年月日
1	A147003	葉山の沢	上有住	岩手県告示第216号	H21. 3. 13
2	A147004	小台の沢	上有住	岩手県告示第216号	H21. 3. 13
3	A147006	二反田の沢	上有住	岩手県告示第216号	H21. 3. 13
4	A147007	中井の沢	上有住	岩手県告示第216号	H21. 3. 13
5	A147008	大畑の沢	上有住	岩手県告示第216号	H21. 3. 13
6	A147009	大畑の沢(2)	上有住	岩手県告示第216号	H21. 3. 13
7	A147019	二度成木の沢	上有住	岩手県告示第216号	H21. 3. 13
8	A147020	平沢	上有住	岩手県告示第216号	H21. 3. 13
9	A147021	新切の沢	下有住	岩手県告示第216号	H21. 3. 13
10	A147202	恵蘇の沢	上有住	岩手県告示第216号	H21. 3. 13
11	A157007	中仙沢	世田米	岩手県告示第216号	H21. 3. 13
12	A157009	天風の沢(2)	世田米	岩手県告示第216号	H21. 3. 13
13	A157011	赤畑の沢	世田米	岩手県告示第216号	H21. 3. 13
14	A157013	清水沢	世田米	岩手県告示第216号	H21. 3. 13
15	A157014	清水沢(2)	世田米	岩手県告示第216号	H21. 3. 13
16	A157021	キ沢	世田米	岩手県告示第216号	H21. 3. 13
17	A157022	向村の沢(2)	世田米	岩手県告示第216号	H21. 3. 13
18	A157101	上日向の沢(2)	世田米	岩手県告示第216号	H21. 3. 13
19	A157102	鉢ヶ森の沢	世田米	岩手県告示第216号	H21. 3. 13
20	A157103	小口洞の沢	世田米	岩手県告示第216号	H21. 3. 13
21	A157104	松ヶ平の沢	世田米	岩手県告示第216号	H21. 3. 13
22	A157105	本町の沢	世田米	岩手県告示第216号	H21. 3. 13
23	A157106	川向の沢(2)	世田米	岩手県告示第216号	H21. 3. 13
24	A147001	和田野の沢	上有住字和田野	岩手県告示第143号	H22. 2. 19
25	A147002	八日町の沢	上有住字八日町	岩手県告示第143号	H22. 2. 19
26	A147005	小台の沢(2)	上有住字小台	岩手県告示第143号	H22. 2. 19
27	A147010	十文字の沢	下有住字十文字	岩手県告示第143号	H22. 2. 19
28	A147011	十文字の沢(2)	下有住字十文字	岩手県告示第143号	H22. 2. 19
29	A147012	中上の沢	下有住字中上	岩手県告示第143号	H22. 2. 19
30	A147013	船作の沢	上有住字船作	岩手県告示第143号	H22. 2. 19
31	A147014	百合ヶ沢	上有住字百合ヶ沢	岩手県告示第143号	H22. 2. 19
32	A147015	五合畑の沢	上有住字五合畑	岩手県告示第143号	H22. 2. 19
33	A147018	長者洞の沢	上有住字長者洞	岩手県告示第143号	H22. 2. 19
34	A148004	小ハズカミ沢	上有住字金の倉	岩手県告示第143号	H22. 2. 19
35	A148005	上寒倉の沢	上有住字上寒倉	岩手県告示第143号	H22. 2. 19
36	A148007	下寒倉の沢	上有住字下寒倉	岩手県告示第143号	H22. 2. 19
37	A148008	下寒倉沢	上有住字下寒倉	岩手県告示第143号	H22. 2. 19
38	A148201	金ノ倉沢(2)	上有住字金の倉	岩手県告示第143号	H22. 2. 19
39	A156006	クマナシ沢	世田米字津付	岩手県告示第143号	H22. 2. 19
40	A156007	津付の沢(2)	世田米字津付	岩手県告示第143号	H22. 2. 19
41	A156009	里古屋の沢	世田米字里古屋	岩手県告示第143号	H22. 2. 19
42	A156010	飯材沢	世田米字金成	岩手県告示第143号	H22. 2. 19
43	A156011	成沢	世田米字金成	岩手県告示第143号	H22. 2. 19
44	A157019	窪田の沢	世田米字窪田	岩手県告示第143号	H22. 2. 19
45	A157020	シナビ沢	世田米字田畑	岩手県告示第143号	H22. 2. 19
46	A157113	日向の沢	世田米字日向	岩手県告示第143号	H22. 2. 19
47	B147215	新切の沢(3)	下有住字新切	岩手県告示第216号	H24. 3. 30
48	B147216	新切の沢(5)	下有住字新切	岩手県告示第216号	H24. 3. 30
49	B147217	新切の沢(4)	下有住字新切	岩手県告示第216号	H24. 3. 30
50	B147219	中上の沢(4)	下有住字中上	岩手県告示第216号	H24. 3. 30
51	B147220	中上の沢(5)	下有住字中上	岩手県告示第216号	H24. 3. 30
52	B147221	高瀬の沢	下有住字高瀬	岩手県告示第216号	H24. 3. 30

資料編 2 災害予防計画

番号	箇所番号	箇所名	字	告示番号	告示年月日
53	B147223	高瀬の沢(4)	下有住字高瀬	岩手県告示第216号	H24. 3. 30
54	B147224	火の土の沢(4)	下有住字火の土	岩手県告示第216号	H24. 3. 30
55	B147225	火の土の沢(5)	下有住字火の土	岩手県告示第216号	H24. 3. 30
56	B147234	火の土の沢(3)	下有住字奥火の土	岩手県告示第216号	H24. 3. 30
57	B147235	高瀬の沢(8)	下有住字火の土	岩手県告示第216号	H24. 3. 30
58	B147237	高瀬の沢(5)	下有住字中上	岩手県告示第216号	H24. 3. 30
59	B147238	高瀬の沢(2)	下有住字中上	岩手県告示第216号	H24. 3. 30
60	B147239	中上の沢(2)	下有住字中上	岩手県告示第216号	H24. 3. 30
61	B157140	田畑の沢(2)	世田米字田畑	岩手県告示第642号	H27. 8. 4
62	B157142	窪田の沢(3)	世田米字窪田	岩手県告示第642号	H27. 8. 4
63	B157143	田谷の沢	世田米字田谷	岩手県告示第642号	H27. 8. 4
64	B157145	山谷の沢(2)	世田米字山谷	岩手県告示第642号	H27. 8. 4
65	A157110	野形の沢(5)	世田米字野形	岩手県告示第642号	H27. 8. 4
66	A157112	野形の沢(7)	世田米字野形	岩手県告示第642号	H27. 8. 4
67	B157129	田ノ上の沢	世田米字田ノ上	岩手県告示第642号	H27. 8. 4
68	B157130	田ノ上の沢(2)	世田米字田ノ上	岩手県告示第642号	H27. 8. 4
69	A157108	野形の沢(4)	世田米字野形	岩手県告示第642号	H27. 8. 4
70	A157109	野形の沢(3)	世田米字野形	岩手県告示第642号	H27. 8. 4
71	A157111	野形の沢(6)	世田米字野形	岩手県告示第642号	H27. 8. 4
72	B157124	大渡の沢	世田米字大渡	岩手県告示第642号	H27. 8. 4
73	B157141	窪田の沢(2)	世田米字窪田	岩手県告示第642号	H27. 8. 4
74	B157144	山谷の沢	世田米字山谷	岩手県告示第642号	H27. 8. 4
75	B157146	山谷の沢(3)	世田米字山谷	岩手県告示第642号	H27. 8. 4
76	J157116	山谷の沢(5)	世田米字山谷	岩手県告示第642号	H27. 8. 4
77	B157131	田ノ上の沢(3)	世田米字田ノ上	岩手県告示第642号	H27. 8. 4
78	B157147	山谷の沢(4)	世田米字山谷	岩手県告示第642号	H27. 8. 4
79	A148002	大祝沢	上有住字大祝	岩手県告示第53号	H28. 1. 12
80	A148006	上寒倉の沢(2)	上有住字上寒倉	岩手県告示第53号	H28. 1. 12
81	A147016	五合畑の沢(2)	上有住字五合畑	岩手県告示第53号	H28. 1. 12
82	A147017	西野の沢	上有住字西野	岩手県告示第53号	H28. 1. 12
83	A156101	巖畑の沢	世田米字巖畑	岩手県告示第53号	H28. 1. 12
84	A157008	天風の沢	世田米字天風	岩手県告示第53号	H28. 1. 12
85	A157016	川向の沢	世田米字川向	岩手県告示第53号	H28. 1. 12
86	A157017	野形の沢	世田米字野形	岩手県告示第53号	H28. 1. 12
87	A157018	水無沢	世田米字野形	岩手県告示第53号	H28. 1. 12
88	A157107	川向の沢(3)	世田米字川向	岩手県告示第53号	H28. 1. 12
89	B157113	赤畑の沢(3)	世田米字赤畑	岩手県告示第53号	H28. 1. 12
90	B157128	川向の沢(4)	世田米字川向	岩手県告示第53号	H28. 1. 12
91	J157114	川向の沢(7)	世田米字川向	岩手県告示第53号	H28. 1. 12
92	B157105	上日向の沢	世田米字向村	岩手県告示第272号	H28. 3. 18
93	B157108	梅ノ木の沢	世田米字梅ノ木	岩手県告示第272号	H28. 3. 18
94	B157109	大平の沢(2)	世田米字大平	岩手県告示第272号	H28. 3. 18
95	B157110	大平の沢	世田米字大平	岩手県告示第272号	H28. 3. 18
96	B157111	高貝の沢	世田米字高貝	岩手県告示第272号	H28. 3. 18
97	B157112	中村の沢	世田米字中村	岩手県告示第272号	H28. 3. 18
98	B157125	合地沢(2)	世田米字合地沢	岩手県告示第182号	H29. 3. 14
99	B157126	合地沢(4)	世田米字合地沢	岩手県告示第182号	H29. 3. 14
100	B157127	合地沢(3)	世田米字合地沢	岩手県告示第182号	H29. 3. 14
101	J157110	合地沢	世田米字合地沢	岩手県告示第182号	H29. 3. 14
102	J157111	合地沢(5)	世田米字合地沢	岩手県告示第182号	H29. 3. 14
103	B157101	上城の沢	世田米字上城	岩手県告示第458号	H30. 5. 29
104	B157102	上城の沢(2)	世田米字上城	岩手県告示第458号	H30. 5. 29
105	B157151	城内の沢(5)	世田米字城内	岩手県告示第458号	H30. 5. 29

資料編 2 災害予防計画

番号	箇所番号	箇所名	字	告示番号	告示年月日
106	B157152	城内の沢(4)	世田米字城内	岩手県告示第458号	H30.5.29
107	B157153	城内の沢(2)	世田米字城内	岩手県告示第458号	H30.5.29
108	B157154	城内の沢	世田米字城内	岩手県告示第458号	H30.5.29
109	B157155	城内の沢(3)	世田米字城内	岩手県告示第458号	H30.5.29
110	J157101	上城北の沢	世田米字上城	岩手県告示第458号	H30.5.29
111	J157117	城内の沢(6)	世田米字城内	岩手県告示第458号	H30.5.29
112	J157118	城内の沢(7)	世田米字城内	岩手県告示第458号	H30.5.29
113	A147201	百合ヶ沢(3)	上有住百合ヶ沢	岩手県告示第54号	R3.1.22
114	A148003	中沢	上有住中沢	岩手県告示第54号	R3.1.22
115	A148202	檜山の沢	上有住檜山	岩手県告示第54号	R3.1.22
116	B147201	船作の沢(3)	上有住船作	岩手県告示第54号	R3.1.22
117	B147202	百合ヶ沢(2)	上有住船作	岩手県告示第54号	R3.1.22
118	B147203	山脈地の沢	上有住山脈地	岩手県告示第54号	R3.1.22
119	B147204	新田の沢(3)	上有住新田	岩手県告示第54号	R3.1.22
120	B147205	新田の沢(4)	上有住新田	岩手県告示第54号	R3.1.22
121	B147206	新田の沢	上有住新田	岩手県告示第54号	R3.1.22
122	B147207	新田の沢(5)	上有住新田	岩手県告示第54号	R3.1.22
123	B147208	平沢北の沢	上有住平沢	岩手県告示第54号	R3.1.22
124	B147240	上大畑の沢	上有住上大畑	岩手県告示第54号	R3.1.22
125	B147241	小台の沢(3)	上有住小台	岩手県告示第54号	R3.1.22
126	B147242	八日町の沢(3)	上有住八日町	岩手県告示第54号	R3.1.22
127	B147243	中和田の沢	上有住中和田	岩手県告示第54号	R3.1.22
128	B147244	中和田の沢(2)	上有住中和田	岩手県告示第54号	R3.1.22
129	B147245	蓬畑の沢	上有住蓬畑	岩手県告示第54号	R3.1.22
130	B147246	蓬畑の沢(2)	上有住蓬畑	岩手県告示第54号	R3.1.22
131	B147247	長者洞の沢(2)	上有住長者洞	岩手県告示第54号	R3.1.22
132	B148201	金ノ倉沢(3)	上有住金ノ倉	岩手県告示第54号	R3.1.22
133	B148202	檜山の沢(2)	上有住檜山	岩手県告示第54号	R3.1.22
134	B148203	土倉の沢(2)	上有住土倉	岩手県告示第54号	R3.1.22
135	B148204	土倉の沢	上有住土倉	岩手県告示第54号	R3.1.22
136	B148205	小祝の沢	上有住土倉	岩手県告示第54号	R3.1.22
137	B148206	大洞の沢	上有住土倉	岩手県告示第54号	R3.1.22
138	J148202	違沢	上有住土倉	岩手県告示第54号	R3.1.22
139	J148203	大祝南の沢	上有住土倉	岩手県告示第54号	R3.1.22
140	J148205	大洞の沢(2)	上有住土倉	岩手県告示第54号	R3.1.22
141	A147203	高瀬の沢(6)	下有住高瀬	岩手県告示第169号	R3.3.12
142	A156012	下大股の沢	世田米下大股	岩手県告示第169号	R3.3.12
143	A157006	ヨロガケ沢	世田米竹ノ原	岩手県告示第169号	R3.3.12
144	A157010	小府金の沢	世田米小府金	岩手県告示第169号	R3.3.12
145	A157012	赤畑の沢(2)	世田米赤畑	岩手県告示第169号	R3.3.12
146	B146301	子飼沢(3)	世田米子飼沢	岩手県告示第169号	R3.3.12
147	B146302	畷畑の沢(2)	世田米小股	岩手県告示第169号	R3.3.12
148	B147209	新切の沢(2)	下有住新切	岩手県告示第169号	R3.3.12
149	B147210	奥新切の沢(2)	下有住奥新切	岩手県告示第169号	R3.3.12
150	B147211	奥新切の沢(3)	下有住奥新切	岩手県告示第169号	R3.3.12
151	B147212	奥新切の沢(4)	下有住奥新切	岩手県告示第169号	R3.3.12
152	B147213	奥新切の沢(5)	下有住奥新切	岩手県告示第169号	R3.3.12
153	B147214	奥新切の沢	下有住奥新切	岩手県告示第169号	R3.3.12
154	B147218	中上の沢(3)	下有住中上	岩手県告示第169号	R3.3.12
155	B147222	高瀬の沢(3)	下有住高瀬	岩手県告示第169号	R3.3.12
156	B147226	火の土の沢(2)	下有住火の土	岩手県告示第169号	R3.3.12
157	B147227	火の土の沢(6)	下有住火の土	岩手県告示第169号	R3.3.12
158	B147228	火の土の沢	下有住火の土	岩手県告示第169号	R3.3.12

資料編 2 災害予防計画

番号	箇所番号	箇所名	字	告示番号	告示年月日
159	B147229	奥火の土の沢(4)	下有住奥火の土	岩手県告示第169号	R3. 3. 12
160	B147230	奥火の土の沢(2)	下有住奥火の土	岩手県告示第169号	R3. 3. 12
161	B147231	奥火の土の沢(5)	下有住奥火の土	岩手県告示第169号	R3. 3. 12
162	B147232	奥火の土の沢	下有住奥火の土	岩手県告示第169号	R3. 3. 12
163	B147233	奥火の土の沢(3)	下有住奥火の土	岩手県告示第169号	R3. 3. 12
164	B147236	高瀬の沢(7)	下有住高瀬	岩手県告示第169号	R3. 3. 12
165	B156101	礮畑の沢(3)	世田米小股	岩手県告示第169号	R3. 3. 12
166	B156102	高屋敷の沢	世田米高屋敷	岩手県告示第169号	R3. 3. 12
167	B156103	クマノ沢	世田米高屋敷	岩手県告示第169号	R3. 3. 12
168	B156104	ヒキノ沢	世田米中井	岩手県告示第169号	R3. 3. 12
169	B156105	子飼沢(2)	世田米子飼沢	岩手県告示第169号	R3. 3. 12
170	B156106	小飼沢	世田米子飼沢	岩手県告示第169号	R3. 3. 12
171	B156107	下大股の沢(2)	世田米下大股	岩手県告示第169号	R3. 3. 12
172	B156108	下大股の沢(3)	世田米下大股	岩手県告示第169号	R3. 3. 12
173	B157103	向村の沢(4)	世田米向村	岩手県告示第169号	R3. 3. 12
174	B157104	向村の沢(3)	世田米向村	岩手県告示第169号	R3. 3. 12
175	B157106	上日向の沢(3)	世田米上日向	岩手県告示第169号	R3. 3. 12
176	B157107	上日向の沢(4)	世田米上日向	岩手県告示第169号	R3. 3. 12
177	B157114	赤畑の沢(4)	世田米赤畑	岩手県告示第169号	R3. 3. 12
178	B157115	小府金の沢(2)	世田米小府金	岩手県告示第169号	R3. 3. 12
179	B157116	高瀬の沢(9)	下有住高瀬	岩手県告示第169号	R3. 3. 12
180	B157117	下柏里の沢(2)	世田米下柏里	岩手県告示第169号	R3. 3. 12
181	B157118	下柏里の沢	世田米下柏里	岩手県告示第169号	R3. 3. 12
182	B157119	柏里の沢	世田米柏里	岩手県告示第169号	R3. 3. 12
183	B157120	柏里の沢(2)	世田米柏里	岩手県告示第169号	R3. 3. 12
184	B157121	小股の沢(2)	世田米小股	岩手県告示第169号	R3. 3. 12
185	B157122	小股の沢	世田米小股	岩手県告示第169号	R3. 3. 12
186	B157123	小股の沢(3)	世田米小股	岩手県告示第169号	R3. 3. 12
187	B157148	西風の沢(2)	世田米西風	岩手県告示第169号	R3. 3. 12
188	B157149	西風の沢	世田米西風	岩手県告示第169号	R3. 3. 12
189	B157150	西風の沢(3)	世田米西風	岩手県告示第169号	R3. 3. 12
190	J147202	新切南の沢	下有住新切	岩手県告示第169号	R3. 3. 12
191	J147204	奥火の土の沢(6)	下有住奥火の土	岩手県告示第169号	R3. 3. 12
192	J157104	上城北の沢(4)	世田米上城	岩手県告示第169号	R3. 3. 12
193	J157107	天風東の沢	世田米天風	岩手県告示第169号	R3. 3. 12
194	J157109	下柏里の沢(4)	世田米下柏里	岩手県告示第169号	R3. 3. 12
195	J157112	川向の沢(5)	世田米川向	岩手県告示第169号	R3. 3. 12
196	J157113	川向の沢(6)	世田米川向	岩手県告示第169号	R3. 3. 12

※詳細な情報は岩手県ホームページ「土砂災害警戒区域等の指定・基礎調査結果公表状況」参照

2-17-3 山地災害危険地区

2-17-1及び2-17-2に包括される。

2-18 火災予防計画

2-18-1 女性消防協力隊の結成状況

(令和 6年 4月 1日)

№	組 織 名	会員数	結成年月日
1	住田町女性消防協力隊	1,297	S30. 4. 1

2-18-2 幼年及び少年消防クラブの結成状況

(1) 幼年消防クラブ

(令和 6年 4月 2日)

№	組 織 名	会員数	結成年月日
1	有住保育園幼年消防クラブ	31	S56. 6. 1
2	世田米保育園幼年消防クラブ	63	S56. 6. 1
合 計		94	

(2) 少年消防クラブ

(令和 6年 4月 2日)

№	組 織 名	会員数	結成年月日
1	世田米小学校少年消防クラブ	90	S58. 2. 22
2	住田中学校少年消防クラブ	79	S58. 7. 22
3	有住小学校少年消防クラブ	46	H20. 4. 10
合 計		215	

3 災害応急対策計画

3-2 気象予報・警報等の伝達計画

3-2-1 気象庁震度階級関連解説表

使用にあたっての留意事項

1. 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
2. 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
3. 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
4. この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
5. この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
6. この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに わずか 大半 ほとんど	極めて少ない。めったにない。 数量・程度が非常に少ない。ほんの少。 半分以上。ほとんどよりは少ない。 全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

● 人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

● 木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

(注1) 木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

● 鉄筋コンクリート造建物の状況

階震度	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。

(注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

● 地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂※1や液状化※2が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※3。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

● ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることある※。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。 そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

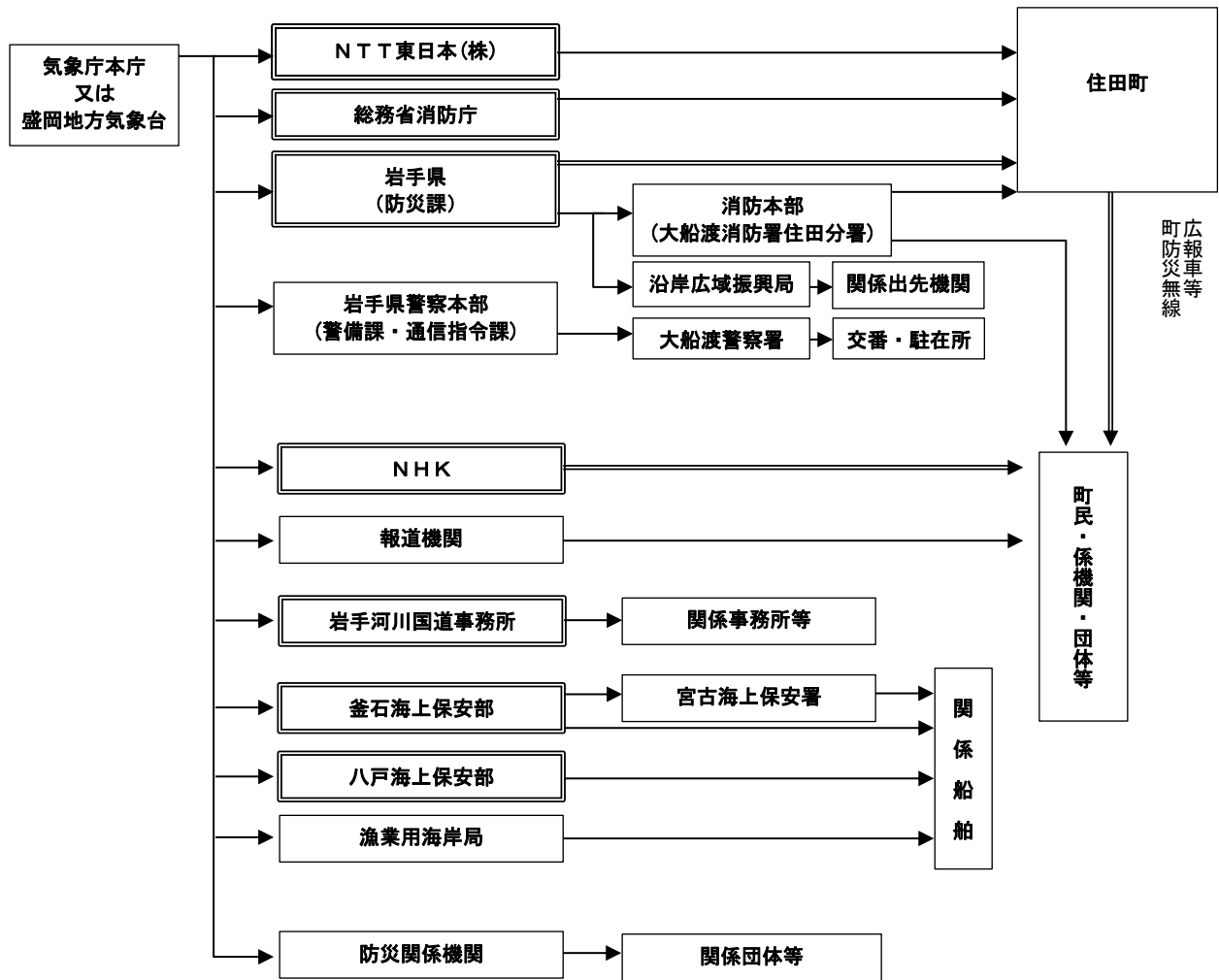
※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

● 大規模構造物への影響

長周期地震動 ※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長い為、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

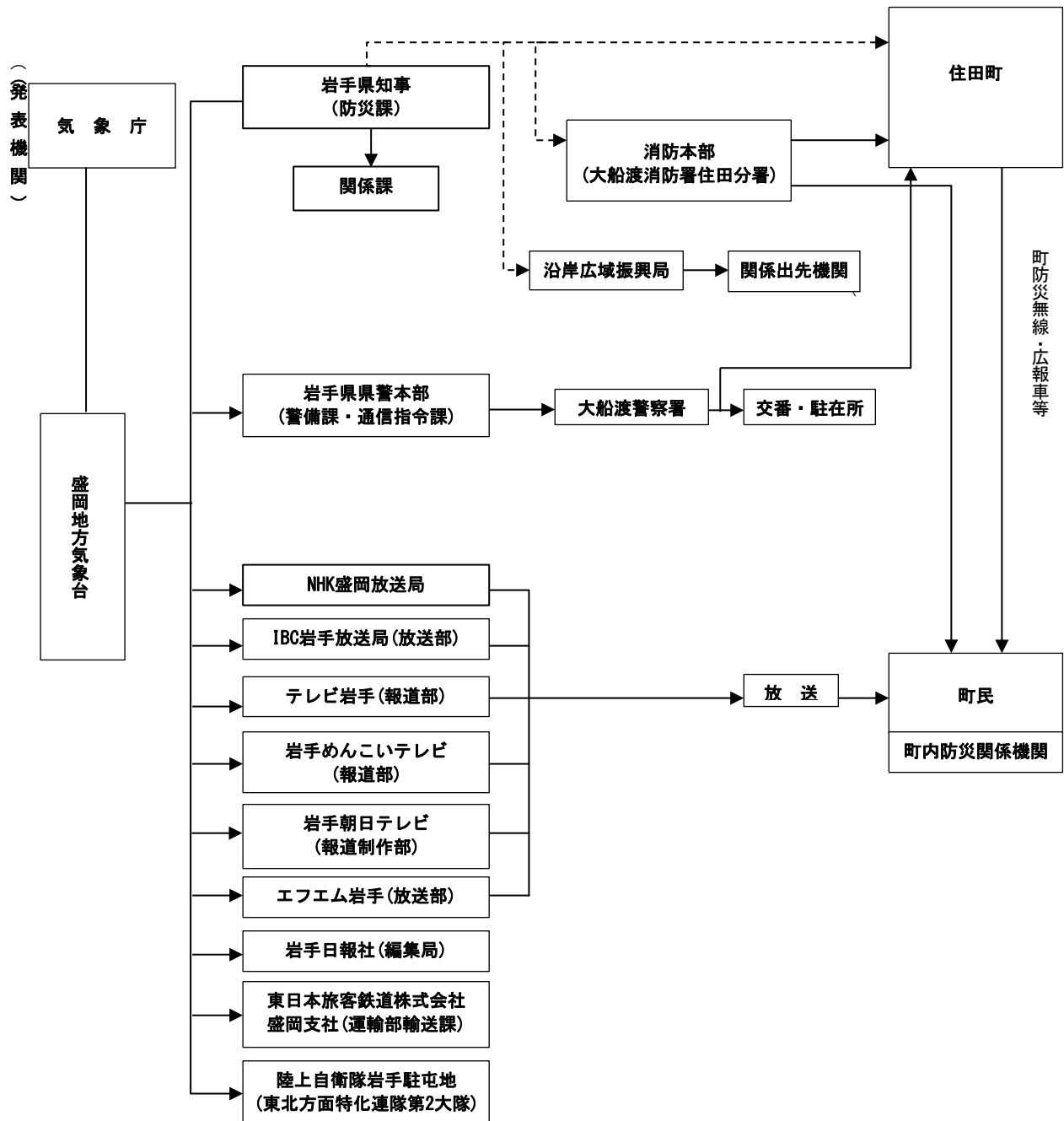
3-2-2 気象警報等伝達系統図



(注)

- 1 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号並びに第9条の規定に基づく法定伝達先。
- 2 二重枠の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

3-2-3 地震に関する情報伝達系統図



(注)

- 1 - - - - - は、総合防災情報ネットワーク及び防災行政無線。
- 2 「各地の震度に関する情報」は盛岡地方気象台から発表される。

3-2-4 勤務時間内気象警報等通知計画

通知 受信者	情報		注 意 報										警 報							特 別 警 報					
	気 象 情 報	地 震 情 報	風 雪 注 意 報	強 風 注 意 報	乾 燥 注 意 報	な だ れ 注 意 報	大 雪 注 意 報	融 雪 注 意 報	濃 霧 注 意 報	霜 注 意 報	大 雨 注 意 報	洪 水	低 温		暴 風 警 報	暴 風 雪	大 雨 警 報	大 雪 警 報	洪 水 警 報	火 災 警 報	暴 風	暴 風 雪	大 雨	大 雪	
													夏 期	冬 期											
総務課		○									○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
企画財政課		○									○	○			○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
建設課		○		○			○				○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
住民税務課		○															○		○	○	○	○	○	○	○
保健福祉課		○															○		○	○	○	○	○	○	○
農政商工課		○		○						○	○	○					○		○	○	○	○	○	○	○
林政課		○		○						○	○	○					○		○	○	○	○	○	○	○
教育委員会		○		○							○	○			○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
学校給食センター		○															○		○	○	○	○	○	○	○
議会事務局等		○															○		○	○	○	○	○	○	○
住田分署	大船渡地区消防組合から伝達																								

3-2-5 勤務時間外気象警報等通知計画

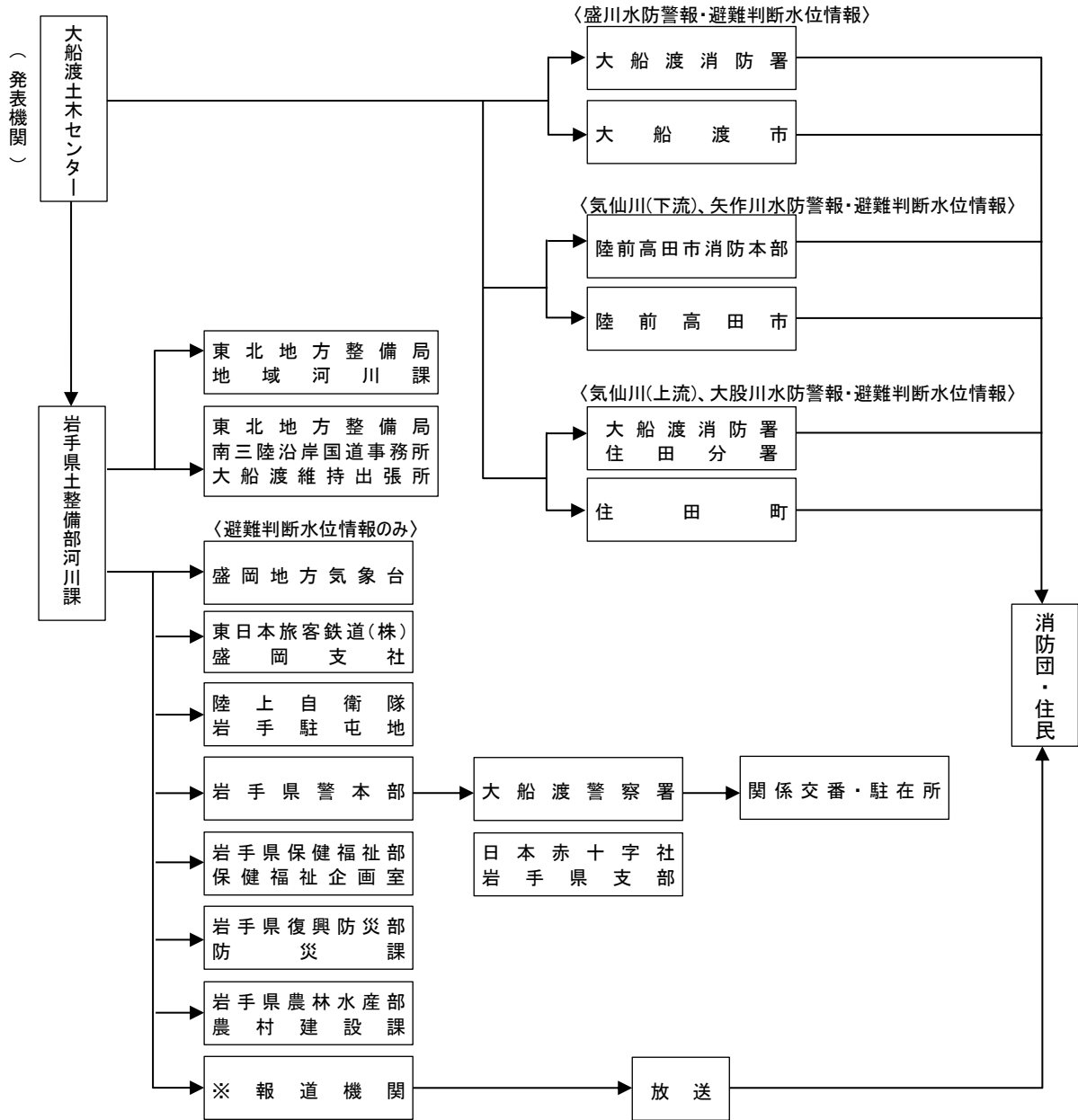
通知 受信者	情報		注意報										警報							特別警報					
	気象 情報	地震 情報	風雪 注意報	強風 注意報	乾燥 注意報	なだれ 注意報	大雪 注意報	融雪 注意報	濃霧 注意報	霜注 意報	大雨 注意報	洪水	低温		暴風 警報	暴風 雪	大雨 警報	大雪 警報	洪水 警報	火災 警報	暴風	暴風 雪	大雨	大雪	
													夏 期	冬 期											
総務課	○	○									○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
企画財政課											○	○			○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
建設課				○			○				○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
住民税務課																					○	○	○	○	○
保健福祉課																					○	○	○	○	○
農政商工課									○	○	○	○	○		○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
林政課									○	○	○	○	○		○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
教育委員会										○	○				○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
学校給食センター																					○	○	○	○	○
議会事務局等																					○	○	○	○	○
住田分署	大船渡地区消防組合から伝達																								

3-2-6 町広報車一覧表

令和6年4月1日現在

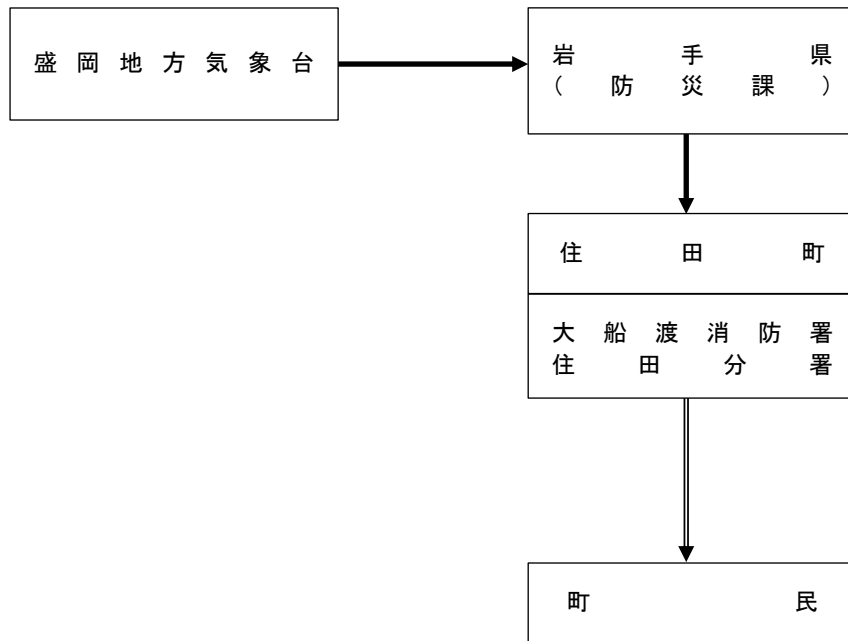
所 属	車 種	台 数	備 考
総務課	プリウス	1	
	インプレッサ (交通指導車)	1	
	アクア (日赤車)	1	
建設課	エスクード	1	
	ミニキャブ	1	

3-2-7 県知事が行う水防警報及び避難判断水位情報の伝達系統図



(注) ※報道機関：NHK盛岡放送局、IBC岩手放送、テレビ岩手、岩手めんこいテレビ、岩手朝日テレビ、エフエム岩手

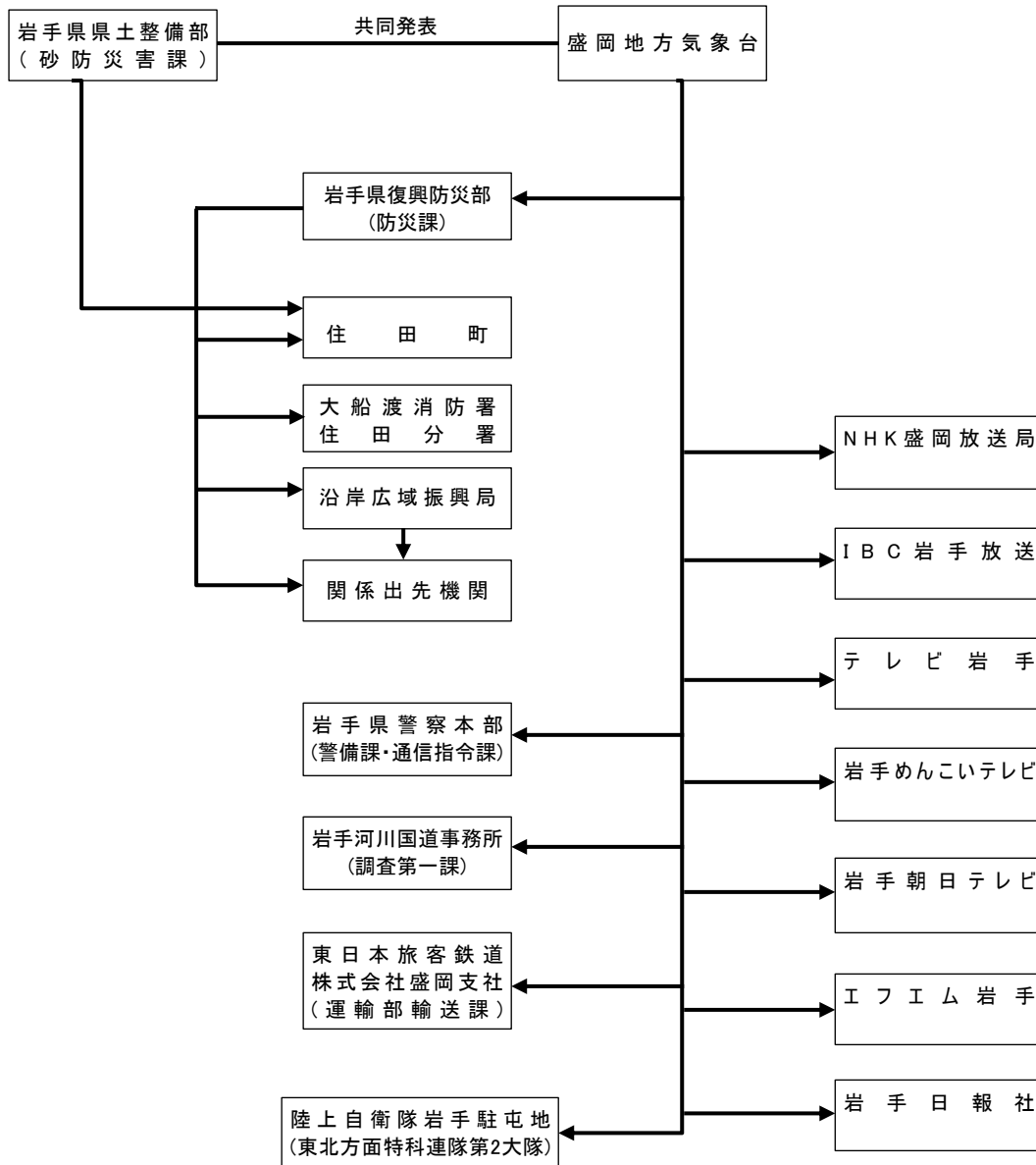
3-2-8 火災気象通報・火災警報伝達系統図



(注)

- 1 火災警報は、町長又は消防機関の長が知事から伝達された火災気象通報又は気象の状況が火災の予
防上危険であると認めるとき発する。
- 2 ———— 線は、火災気象通報の伝達系統
- 3 ========= 線は、火災警報の伝達系統

3-2-9 土砂災害警戒情報伝達系統図



3-3 通信情報計画

3-3-1 災害時優先電話・衛星携帯電話番号一覧表

災害時優先電話番号一覧表

令和6年9月16日現在

No.	施設名	電話番号	所在地	備考
1	住田町役場	46-2181(総務課)	世田米字川向88-1	
2		46-2182(建設課)		
3	大船渡消防署住田分署	46-2119	世田米字清川向80 - 7	
4		46-3719		FAX専用
5	大股地区公民館	47-2403	世田米字下大股66-1	
6	上有住地区公民館	48-2013	上有住字山脈地15-1	
7	五葉地区公民館	48-2375	上有住字中埜63	
8	住田町社会体育館	46-3104	世田米字川向69-1	
9	住田町立世田米小学校	46-3135	世田米字川向55-1	
10	〃 有住小学校	48-2014	上有住字山脈地5-2	
11	〃 住田中学校	46-3155	世田米字大崎72-1	

衛星携帯電話番号一覧表

令和6年9月16日現在

No.	施設名	電話番号	所在地	備考
1	住田町役場本庁舎	090-1062-0800	世田米字川向88-1	
2	大船渡消防署住田分署	080-1842-7125	世田米字川向80 - 7	
3	大股地区公民館	080-8204-3483	世田米字下大股66-1	
4	下有住地区公民館	8816-234-12198	下有住字中上102	(固定から電話する場合) 001010-8816-234-12198 (ワイドスターからの場合) 009130-010-8816-234-12198
5	上有住地区公民館	080-1660-7413	上有住字山脈地15-1	
6	五葉地区公民館	080-1660-7414	上有住字中埜63	

資料編 3 災害応急対策計画

3-3-2 町内無線設置状況一覧表

設置機関	施設の名称（呼出名称）	設置（常置）場所	通信管理者	使用目的	
岩手県	ぼうさい おおふなと ちほう	大船渡地区合同庁舎	地域振興センター 所 長	防災行政用	
	ぼうさい いまで	今出山中継局	防 災 課 長	防災行政用	
	ぼうさい すみた	住 田 町 役 場	総 務 課 長	防災行政用	
	ぼうさいおおふなとしょうぼう	大船渡地区消防組合 消 防 本 部	消 防 長	防災行政用	
	ぼうさいおおふなとびょういん	岩手県立大船渡病院	事 務 局 長	防災行政用	
	ぼうさいすみたびょういん	岩手県立大船渡病院 住田地域診療センター	事 務 局 長	防災行政用	
	ぼうさい いわて 68	大船渡地区合同庁舎	土 木 セ ン タ ー 所 長	防災行政用	
	ぼうさい いわて 210～202	大船渡地区合同庁舎	地域振興センター 所 長	防災行政用	
	ぼうさい おおふなと 1	大船渡地区合同庁舎	地域振興センター 所 長	防災行政用	
	ぼうさい おおふなと 2	大船渡地区合同庁舎	農林振興センター 所 長	防災行政用	
	ぼうさい おおふなと 5	大船渡地区合同庁舎	水産振興センター 所 長	防災行政用	
	ぼうさい おおふなと 3,4,6	大船渡地区合同庁舎	土 木 セ ン タ ー 所 長	防災行政用	
	SSC じちたい いわてけん いわてかはん ちきゅうV	住 田 町 役 場	総 務 課 長	防災行政用 (電気通信業務用)	
	SSC じちたい いわてけん いわてかはん ちきゅうV	大船渡地区消防組合 大船渡消防署住田分署	消 防 長	防災行政用 (電気通信業務用)	
	SSC じちたい いわてけん いわてかはん ちきゅうV	岩手県立大船渡病院 住田地域診療センター	事 務 局 長	防災行政用 (電気通信業務用)	
	SSC じちたい いわてけん いわてかはん ちきゅうV101	岩手県立大船渡病院	事 務 局 長	防災行政用 (電気通信業務用)	
	岩手県 警察本部	いわて けいさつ	大 船 渡 警 察 署	地 域 課 長	警察事務用

資料編 3 災害応急対策計画

設置機関	施設の名称（呼出名称）	設置（常置）場所	通信管理者	使用目的	
東北電力 ネットワーク(株) 岩手支店	おおふなと はつへん	東北電力ネットワーク(株) 水沢電力センター	水沢電力センター 所 長	電力事業用	
	おおふなと ほせん	東北電力ネットワーク(株) 水沢電力センター	水沢電力センター 所 長	電力事業用	
	おおふなと えいぎょう	東北電力ネットワーク(株) 大船渡電力センター	大船渡電力センター 所 長	電力事業用	
大船渡地区 消防組合	しょうぼう すみた	大船渡地区消防組合	消 防 長	消防業務用	
	しょうぼう おおふなと	消 防 本 部			
住田町役 場	ぼうさい すみたこうほう	住 田 町 役 場	町 長	防災業務用	
	ぼうさい すみた				
	ぼうさい すみた 1～5・7～12・14				車 載
	ぼうさい すみた 5・13				携 帯
NTT東 日本岩手 釜石サー ビスセン ター	94-612	住 田 町 役 場	総 務 課 長	孤立防止用	
	94-616	上有住地区公民館	上有住地区公民館長	孤立防止用	

3-3-3 非常通信運用細則

第1章 総則

(目的)

第1条 この細則は、非常通信規則（以下単に規則という。）第15条の規定に基づき、非常通信の実施及び訓練に必要な事項を定めることを目的とする。

（無線局、有線電気通信設備の設置者又は設置者の団体の名称等）

第2条 規則第8条に定める非常通信実施計画及び訓練計画に必要な無線局、有線電気通信設備の設置者又は設置者の団体の名称等は、構成員別に別冊にこれを掲げる。ただし、中央非常通信協議会長が、特に必要がないと認めた場合は、その一部を省略することができる。

2 地方協議会は、連絡の設定及び通信の疎通を円滑にするために統制局を設けることができる。
（非常通信系の構成）

第3条 非常通信系は、原則として次の順序により構成するものとする。

- (1) 同一構成会員内の通信系
- (2) 異なる構成員相互間の通信系
（地方区及び地区非常通信系の構成）

第4条 各総合通信局等の所管区域内（以下「地方区」と略称する。）の地区相互間の非常通信系の構成は、それぞれの地方協議会がこれを定めるものとする。

- 2 隣接地方区相互間の非常通信系の構成は、関係地方協議会で協議してこれを定めるものとする。
- 3 都府県内及び北海道の地区内無線局相互間の非常通信系の構成は、それぞれの地区協議会（地区協議会のないところは地方協議会）がこれを定めるものとする。

（移動する無線局の活用）

第5条 非常通信の実施に際しては、移動する無線局を活用するものとし、その運用については次の区別に従いその局の移動状況等を参酌してあらかじめ計画を立てておくものとする。

- (1) 地方区内を移動範囲とするものについては、当該地区協議会
- (2) 都府県内及び北海道の地区内を移動範囲とするものについては、当該地区協議会（地区協議会のないところは地方協議会）
- (3) 常置場所を中心に他の区域にまたがって一定の距離以内を移動範囲とするものについては、その常置場所を管轄する地区協議会（地区協議会のないところは前号に同じ。）

第6条 移動する無線局が災害地又はその付近に移動している場合は、できる限り出動して非常通信の疎通に協力するものとする。

（非常通信の内容）

第7条 非常通信における通報（以下非常通報という。）の内容は、次に掲げるもの又はこれに準ずるものとする。

- (1) 人命の救助に関するもの
- (2) 天災の予警報（主要河川の水位を含む。）及び天災その他の災害の情報に関するもの
- (3) 緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料
- (4) 電波法第74条実施の指令及びその他の指令
- (5) 非常事態に関する事態の収拾、復旧、交通制限その他の秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの
- (6) 暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関するもの
- (7) 非常災害時における緊急措置に関する犯罪に関するもの

- (8) 遭難者救護に関するもの
- (9) 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの
- (10) 鉄道路線、道路、電力設備、電信電話回線の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保その他緊急措置に関するもの
- (11) 中央防災会議、同事務局、地方防災会議、緊急災害対策本部、非常災害対策本部及び災害対策本部相互間に発受する災害救援その他緊急措置に要する労務、設備、物資及び資金の調達、配分、輸送等に関するもの
- (12) 災害救助法第 24 条及び災害対策基本法第 71 条第 1 項の規定に基づき、都道府県知事から医療、土木、建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの
(非常通信の発信)

第 8 条 非常通報は、法令上許される範囲内において、構成員が自ら発受するほか、依頼に応じてこれを発受するものとし、頼信の場合は「非常」の表示をして差し出すものとする。

第 9 条 非常通信の内容は、なるべく簡潔明瞭なものでなければならない。

(非常通信の実施)

第 10 条 構成員は第 7 条に係る者から 非常通信の依頼があったときはこれに応ずる者とする。ただし、電話通信役務の利用によって目的を達し得ると認められる場合はこの限りでない。

(暴動の場合の非常通信の実施)

第 11 条 暴動（目的の如何を問わず少なくとも一地方の安寧秩序を乱す程度、又は公共の静ひつを害する程度に多衆が結合して暴行脅迫を行うことをいう。）が発生し、又は発生するおそれがある場合に非常通信を行うときは、特に慎重を期し、できる限り警察官署又は検察庁と密接に連絡協議してこれを行うものとする。

(非常通信の協力)

第 12 条 構成員は、他の構成員から非常通信の疎通について協力を求められたときは、できる限りこれに応じなければならない。

(取扱費用)

第 13 条 非常通報は無料として取り扱うものとする。ただし、電気通信役務の利用に係る費用（約款により無料となるものを除く。）及び別に通信の取り扱いに関し補償を必要とする場合は、この限りでない。なお、費用の負担は、原則として依頼者が負担することとする。

(非常通信の配達)

第 13 条の 2 構成員は、非常通報の配達に協力し、その配達上の便宜の措置を講ずるものとする。

第 2 章 非常通信の運用

(非常通信の運用)

第 14 条 非常通信の運用は、無線局運用規則（以下単に運用規則という。）などの関係規定による外、本章に定めたところによるものとする。

第 15 条 災害地にある無線局及び、その他の通信施設は、非常通信を確保するため、法令上許される範囲内において最大限に運用するよう努めるものとする。

(使用周波数)

第 16 条 無線通信による連絡設定の場合において、A I A 電波 4,630kHz によるところが困難であるか、又は A I A 電波 4,630kHz の設備がないときは、通常通信波又は第 18 条に定めるものの中から選定した周波数によって行うものとする。

第 17 条 前項の規定にかかわらず、現用通信系による無線通信、無線電話の連絡設定は、通常通信波でこれを行うことができる。

第 18 条 非常通信に使用する無線局の周波数が、使用制限として昼間波又は夜間波に指定され

ている周波数であるときは、それぞれの使用制限内で使用するものとする。

(非常通信の予告)

第19条 非常事態発生のおそれのある場合は、その付近の構成員は、その通信の相手方に対し後刻非常通信を実施することがある旨を連絡し、実施の場合の連絡方法、連絡時刻等をあらかじめ協議しておくものとする。

第20条 削除

第21条 無線電信局において災害地にある無線局と連絡を必要とし、呼出しを行うも応答を得られないときは、自己の聴取する周波数を示して随時呼出しを行うものとする。

(非常通信の伝送順序等)

第22条 非常通信の形式、記載方法、伝送順序及び伝送方法は、次によるものとする。

1 形式

電報形式又は文書形式（通常の文書体で記載するもの。ファクシミリの場合も同じ）とし、次の事項を記載するものとする。

- (1) 種類（ヒゼウ、欧文の場合はE X Z）
- (2) 字数（文書形式のものの場合を除く。また、電報形式のもので電話回線のみを経由することが明らかな場合は省略することができる。）
- (3) 発信局
- (4) 発信番号
- (5) 受付日
- (6) 受付時分
- (7) 名あて（電話番号を付記して括弧で囲むものとする。）
- (8) 指定
- (9) 記事（又は局内心得）
- (10) 本文

2 記載方法

- (1) 受付時間は24時間制をもつて記載するものとする。
- (2) 非常通信を中継する場合は、その記事に中継者名を順次付するものとする。
- (3) 受付日は、必要がある場合に限り、「ヒ」の文字とその次に日付を表す数字とを記入するものとする。

3 伝送順序

1号に掲げる事項の順序によるものとする。

4 伝送方法

(1) 電信の場合

伝送上の記号は、受付時分の次の区切点「 」を、指定の前には「ホホ」を、記事（又は局内心得）の前には「ウウ」を、本文の前には「ホレ」をまた、受付時分の数字は運用規則別表第1号3に定める数字の略体をもって伝送するものとする。

(2) 電話及びファクシミリの場合

1号に掲げる事項の伝送は、それぞれの区別を付して行うものとする。

(3) 伝送途中における形式の変更

非常通報の伝送途中において、必要があるときは、文書形式を電報形式又は、電報形式を文書形式に変えて当該通報を伝送することができるものとする。

第23条 前条の規定にかかわらず、同一構成員内で行う非常通報の伝送順序及び伝送方法等は、適宜定めることができる。

第 24 条 非常通信実施中は、非常通報の疎通に全力をあげるものとし、自己の業務通信に優先させるものとする。

- 2 通常の通報の通信中非常通報を送信する必要があるときは、直ちにその通信を中止して非常通報を送信しなければならない。この場合には「BKOSO」の符号を付して直ちに非常通報の送信を開始するものとする。

第 3 章 訓練通信

(訓練通信の種別及び訓練回数)

第 25 条 規約第 12 条に規定する訓練は、各個訓練及び総合訓練とする。

- (1) 各個訓練とは、常用通信系による訓練及び同一構成員内又は異なる構成員相互間の新規連絡による訓練
- (2) 総合訓練とは、地方若しくは地区ごとに構成員が参加して実施する訓練又は数地方若しくは数地区と東京との間に行う訓練

- 2 前項の訓練回数は、第 3 条に規定するものについては中央協議会、第 4 条及び第 6 条に規定するものについてはそれぞれの地方又は地区協議会で適宜定めるものとする。

第 26 条 前条の訓練は、定期又は臨時に行うものとし、協議会ごとに予め訓練日時、訓練通信系統、訓練参加局、訓練要領を定めて実施するものとする。

第 27 条 協議会は、前 2 条の訓練実施計画を定めたときは、総務省及び必要と認める隣接の各協議会に連絡するものとする。

(訓練通信の聴取)

第 28 条 各無線局は、近接各地方区、地区において訓練通信が行われるときは、自局の運用に支障がない限りなるべくこれを聴取し、空電、混信、受信感度等を記録し、非常通信の円滑な運用に資するものとする。

(通信の中止)

第 29 条 他の無線局が自局と同一周波数により訓練通信を実施しようとしているときは、特に急を要するもの以外は、その周波数による通信を一時中止して訓練通信の疎通の円滑をはからなければならない。

(訓練通信計画)

第 30 条 定期訓練の実施については、年間を通じて各時間ごとの感度、空中状態等が記録できるよう計画するものとする。

(訓練通信時間)

第 31 条 1 回の訓練通信時間は、なるべく 10 分以内をもって終了するものとする。ただし特に必要と認める場合はこの限りでない。

第 32 条 削除

(訓練通信の模擬通報)

第 33 条 訓練通信は、原則として模擬通報によって行うものとし、頼信の場合は「訓練非常」なる表示をして差出すものとする。

- 2 前項の模擬通報の記事（又は局内心得）及び本文の冒頭には「クンレン」と記載し、種類欄は空欄とするものとする。

(訓練通信終了後の通報)

第 34 条 訓練通信終了に際しては、空電、混信、受信感度その他参考となるべき事項を相互に通報するものとする。

(報告)

第 35 条 訓練通信終了後は、所属の協議会に対し、別表様式により報告するものとする。

2 協議会は、前項の報告事項を整理し、季節別、時間別による通信状態を把握して通信実施上に資するものとする。

第35条の2 非常通信の取扱い要請を行った協議会は、速やかに中央協議会あて報告するものとする。

(周知)

第35条の3 非常通信の取扱い要請を行った協議会は、非常通信の実施体制を確保している旨、関係機関を通じて住民等に対して周知を図ることとする。

第4章 雑則

第36条 各協議会は、事務遂行の円滑を図るため、あらかじめ連絡の方法を定めておくものとする。

第37条 各協議会の役員名簿は、別冊にこれを掲げる。

3-3-4 東北地方非常通信協議会構成員名簿（岩手県内構成員）

（令和6年4月1日現在）

構 成 員 名
岩手県
岩手県警察本部
盛岡市
宮古市
大船渡市
北上市
久慈市
遠野市 消防本部
陸前高田市
釜石市
二戸市
八幡平市
奥州市
雫石町
滝沢市
紫波町
住田町
大槌町
山田町
岩泉町
田野畑村
普代村
野田村
洋野町
一戸町

構 成 員 名
岩手県町村会
東北漁業無線協会
日本放送協会盛岡放送局
(株) アイビーシー岩手放送
(株) テレビ岩手
(株) 岩手めんこいテレビ
(株) 岩手朝日テレビ
(株) エフエム岩手
(株) ラヂオもりおか
奥州エフエム放送 (株)
一関コミュニティFM (株)
盛岡ガス (株)
三陸鉄道 (株)
岩手県北自動車 (株)
岩手開発鉄道 (株)
(一社) 岩手県タクシー協会
(一社) 日本アマチュア無線連盟岩手県支部
(株) 日本政策金融公庫盛岡支店中小企業事業

3-4 情報の収集・伝達計画

3-4-1 報告担当機関一覧表

様式 番号	報告種別	報告区分		被害調査、情報収集、報告担当		報告受領機関	
				部	課	県地方支部長(班)	県本部
1	発生報告、応急対策報告			総務部	総務課	総務班	防災課
1-2	避難勧告・指示の実施状況						
2	人的及び住家被害報告			調査部	議会事務局 農業委員会	福祉班	地域福祉課
3	庁舎等被害報告	町有施設		財政部	企画財政課	総務班	防災課
4	社会福祉施設	社会福祉施設		福祉部	保健福祉課	教育事務所班	地域福祉課
	社会教育施設	社会教育施設		文教部	教育委員会		生涯学習文化課
	体育施設	体育施設					スポーツ健康課
5	医療衛生施設被害報告	医療施設	病院等 隔離病舎	福祉部	保健福祉課	保健環境班	医療国保課
		水道施設		水道部	建設課		環境保全課
		衛生施設		福祉部	保健福祉課		
6	消防施設被害報告			防災部	消防署、消防団	総務班	防災課
7	観光施設被害報告	自然公園施設		農政部	農政商工課	総務班	自然保護課
		観光施設					観光課
8	商工関係被害報告			農政部	農政商工課	総務班	商工企画室
9	高圧ガス、火薬類施設及び鉱山関係施設被害報告			防災部 総務部	消防署、消防団 総務課	総務班	産業振興課 環境保全課
10	農業施設被害報告			農政部	農政商工課	農林班	農林水産企画室
11	農作物等被害報告			農政部	農政商工課	農林班	農林水産企画室
12	家畜等関係被害報告			農政部	農政商工課	農林班	農林水産企画室
13	農地農業用施設被害報告			農政部	農政商工課	農林班	農村建設課
14	林業関係被害報告			林政部	林政課	農林班	林業振興課 森林保全課 緑化推進課
15	河川、道路等土木施設(町管理)被害報告	河川 道路、橋梁		建設部	建設課	土木班	砂防課
16	都市施設被害報告	街路、都市公園		建設部	建設課	土木班	都市計画課
		下水道施設					下水環境課
17	児童、生徒及び教員等被害報告	町立学校等		文教部	教育委員会	教育事務所班	学校教育課
18	学校被害報告	町立学校等		文教部	教育委員会	教育事務所班	学校財務課
19	文化財被害報告			文教部	教育委員会	教育事務所班	生涯学習文化課

3-4-2 被害状況判定の基準

○災害による被害の判定基準は、次のとおりである。

被害区分		判定基準
人的被害	死者	死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なもの
	行方不明	所在不明となり、かつ、死亡の疑いのあるもの
被害	負傷者	重傷者 1月以上の治療を要する見込みのもの
		軽傷者 1月未満で治療できる見込みのもの
住家の被害	全壊、全焼 全流失	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家部分が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を、住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの
	半壊、半焼	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損害部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの
	一部破損	被害が半壊に達しないが、ある程度の補修を加えれば再びその目的に使用できる程度のもの。
	水	床上
床下		浸水が住家の床上に達せず、床下に溜まった程度のもの
非住家		住家以外の建築物をいうもの。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
田畑の被害	流出、埋没	耕土が流出し、又は砂利等の堆積のため耕作が不能となったもの
	冠水	植付作物の先端が見えなくなる程度に水につかったもの

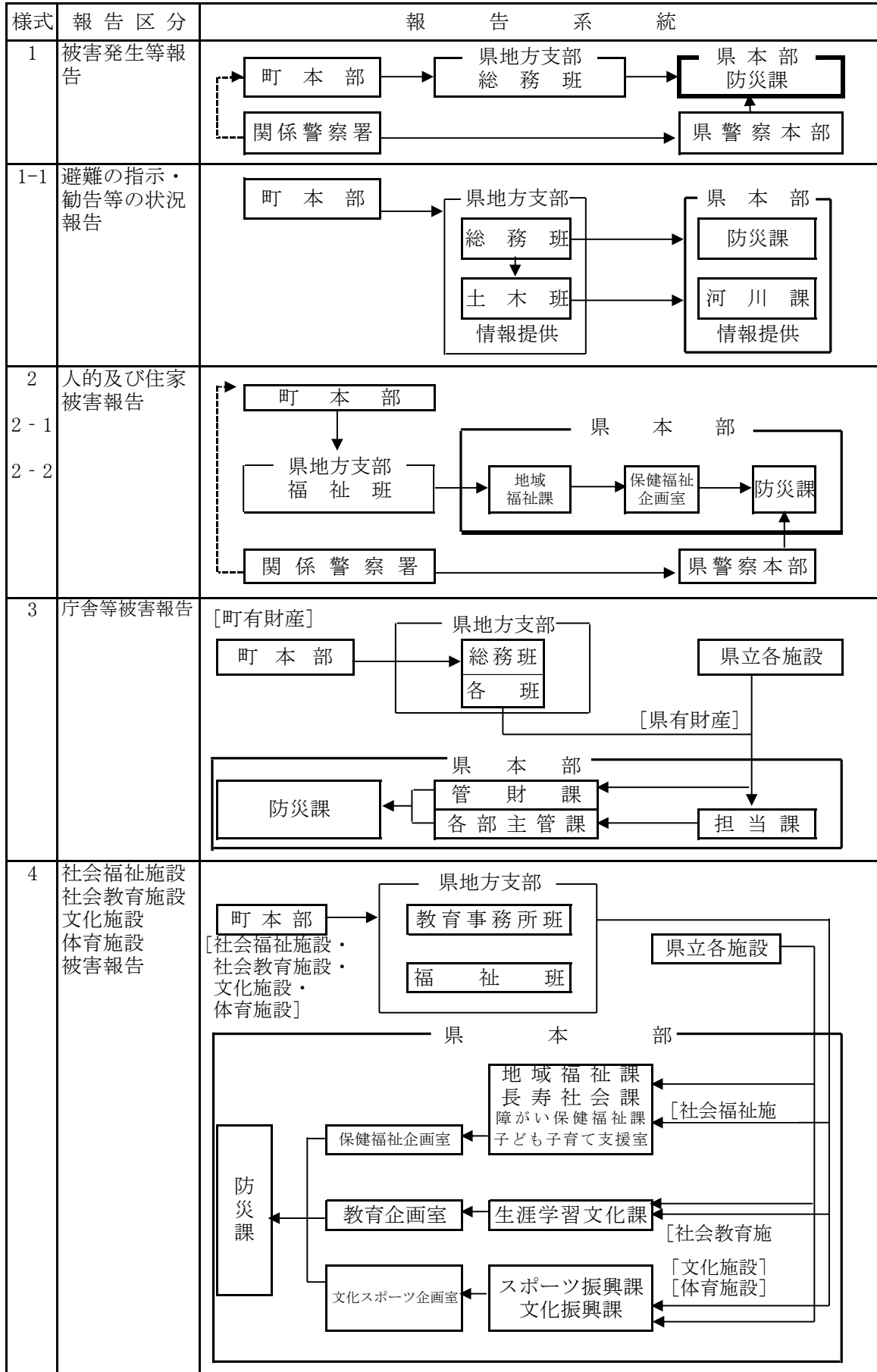
被害区分		判定基準
その他の被害	道路決壊	高速自動車道、一般国道、県及び町道の一部が損壊し車両の通行が不能となった程度の被害
	橋梁流出	町道以上の道路に架設した橋が一部又は全部流出し、一般の渡橋が不能になった程度の被害
	堤防決壊	河川法にいう二級河川の堤防、あるいは溜池、かんがい用水路の堤防が決壊し、復旧工事を要する程度の被害 二級河川・・・ 気仙川、大股川、中沢川、小股川
	鉄道不通	汽車、電車等の通行が不能となった程度の被害
文化財の被害	全壊又は滅失	文化財が滅失し、又は損壊部分が甚だしく、残存部分に補修を加えても文化財としての価値を失ったと認められるもの
	半壊	重要部分に相当な被害を被ったが、相当の補修を加えれば文化財としての価値を維持できるもの
	一部破損	被害が一部分にとどまり、補修により文化財としての価値を維持できるもの

3-4-3 被害報告に係る用語の定義

○被害報告に使用する用語の定義は次のとおりとする。

用 語	定 義
住 家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣の施設に常時人が居住している場合当該部分は住家とする。
世 帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。従って同一家屋内に親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば当然2世帯となる。また、主として学生等を宿泊させている寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、原則としてその寄宿舍等を1世帯として取り扱うものとする。
非住家被害	住宅以外の建築物で全壊、半壊程度の被害を受けたものをいう。
り 災 世 帯	災害により全壊、半壊、床上浸水により被害を受け、通常的生活を維持できなくなった世帯をいう。
り 災 者	り災世帯の構成員をいう。

3-4-4 報告区分別系統図

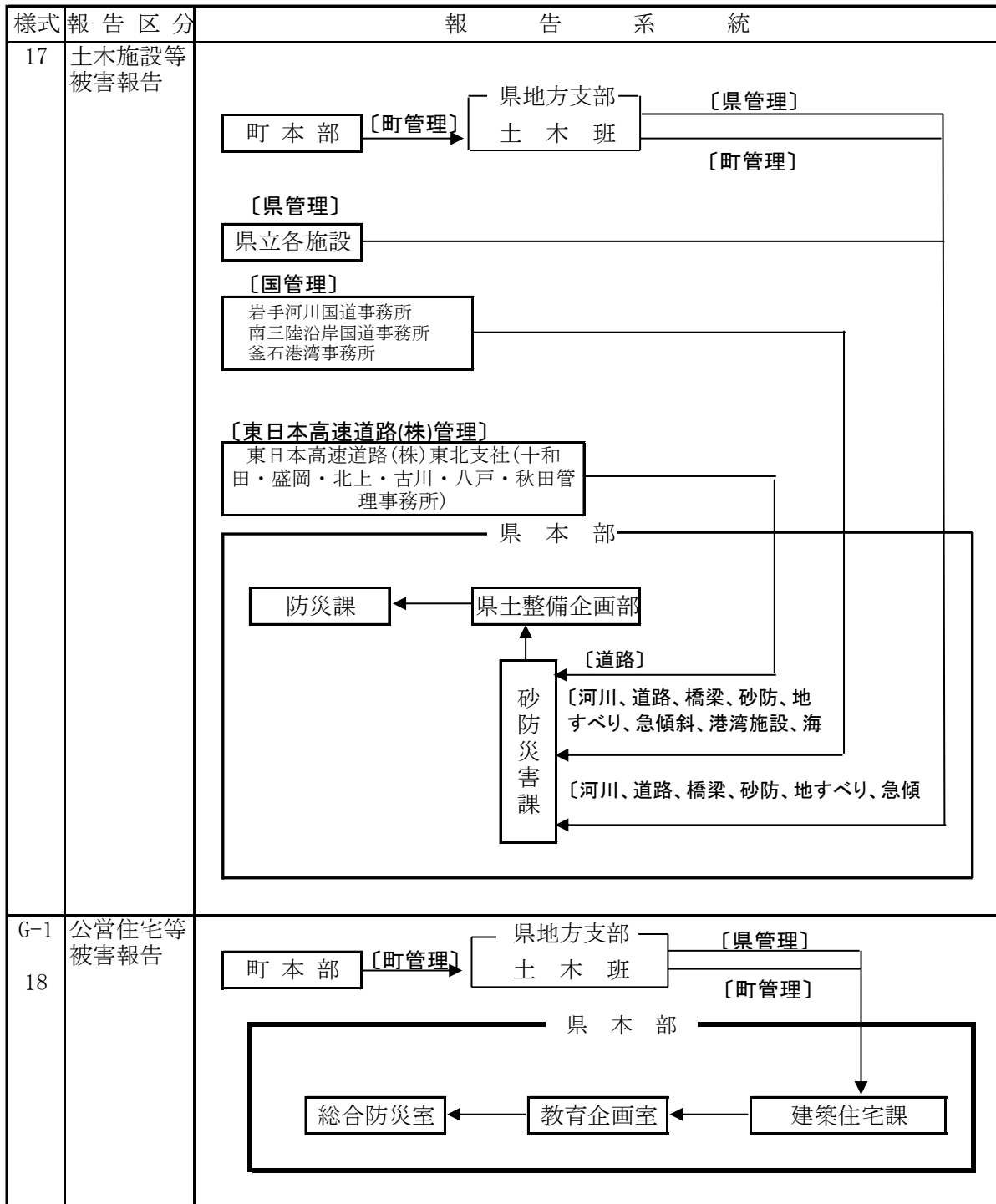


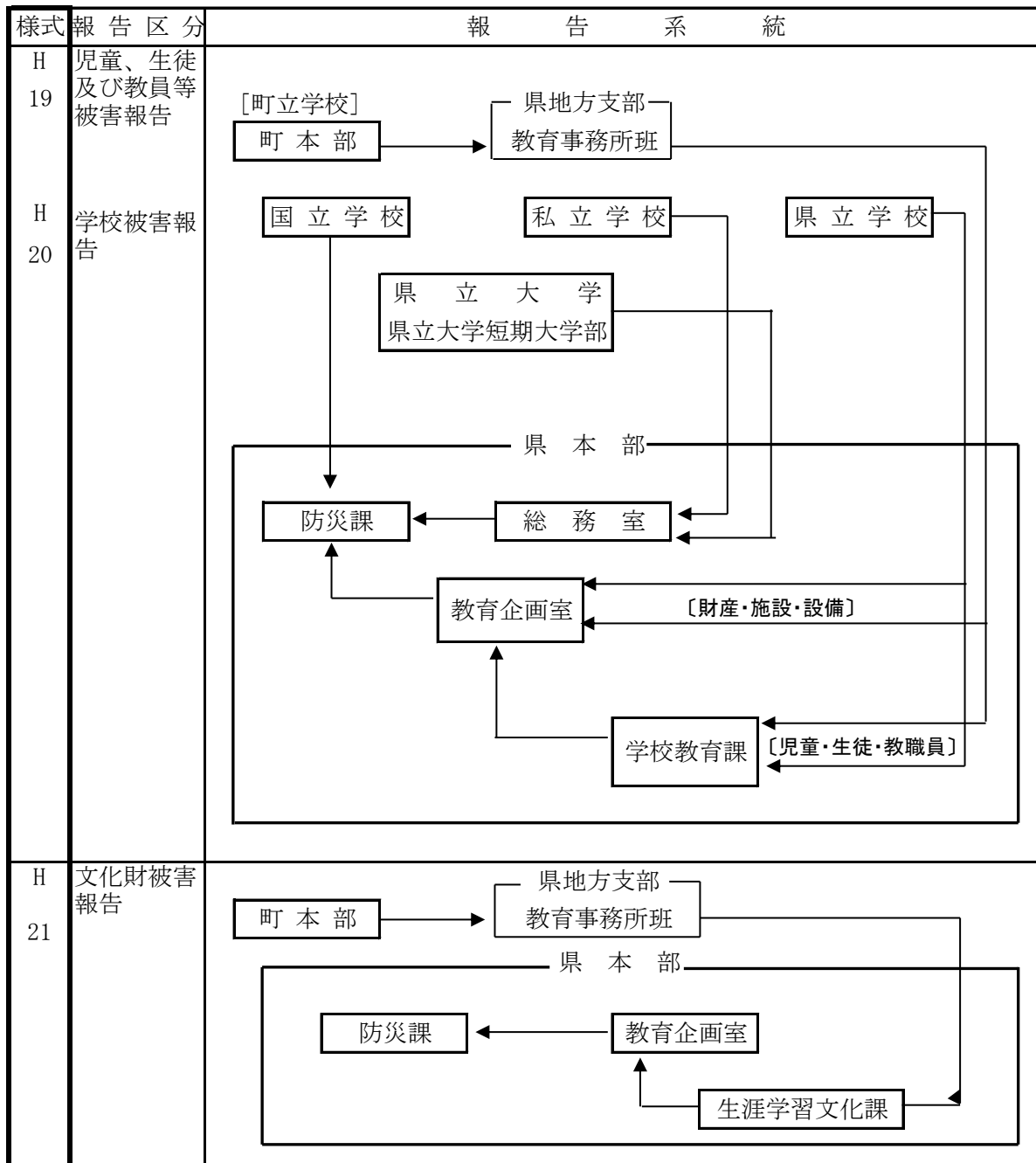
資料編 3 災害応急対策計画

様式	報告区分	報告系統
B C 5 5-1	医療衛生施設被害報告	<p>町本部 → 県地方支部 (保健環境班, 県立病院班) → 県本部 (保健福祉企画室, 医療政策室, 子ども子育て支援室, 環境生活企画室, (医療)管理課) → 防災課</p> <p>国立病院等 → 県立病院班 → 県本部 (保健福祉企画室, 医療政策室, 子ども子育て支援室, 環境生活企画室, (医療)管理課) → 防災課</p> <p>県本部 (保健福祉企画室) → 医療政策室 (県立病院以外の病院等, 感染症指定医療機)</p> <p>県本部 (子ども子育て支援室) → 「母子健康センター」</p> <p>県本部 (環境生活企画室) → 県民くらしの安全課 (上下水道施設・衛生施設 (火葬場、墓地、死亡畜獣取扱場及衛生施設 (ごみ処理施設、し尿処理施設))</p> <p>県本部 (環境生活企画室) → 資源循環推進課 (衛生施設 (ごみ処理施設、し尿処理施設))</p> <p>県本部 (環境生活企画室) → (医療)管理課 (県立病院)</p>
6	消防施設被害報告	<p>町本部 → 県地方支部 (総務班) → 県本部 (防災課)</p>
D 7	観光施設被害報告	<p>町本部 → 県地方支部 (総務班, 保健環境班) → 県本部 (自然保護課, 観光・プロモーション室) → 防災課</p> <p>町本部 → 県地方支部 (保健環境班) → 県本部 (自然保護課, 観光・プロモーション室) → 防災課</p> <p>県本部 (自然保護課) → 環境生活企画室 (自然公園施設)</p> <p>県本部 (観光・プロモーション室) → 商工企画室 (観光施設)</p>
E 8	商工関係被害報告	<p>町本部 → 県地方支部 (総務班) → 県本部 (商工企画室) → 防災課</p> <p>町本部 → 県地方支部 (総務班) → 県本部 (経営支援課) → 商工企画室 → 防災課</p>

様式	報告区分	報告系統
9	高圧ガス、火薬類施設及び鉱山関係被害報告	<p>町本部 → 県地方支部 保健環境班 総務班 [高圧ガス・火薬類施設] → 鉱山管理者 [鉱山関係] → 防災課</p> <p>「ガス関係施設」 (一社)岩手県高圧ガス保安協会 → 県本部 → 防災課</p> <p>環境生活企画室 ← 環境保全課</p>
F 12-1	農業施設被害報告	<p>町本部 → 県地方支部 農林班 → 県本部 → 防災課</p> <p>農林水産企画室</p>
F 13 13-1 13-2	農作物等被害報告	<p>町本部 → 県地方支部 農林班 → 県本部 → 防災課</p> <p>農林水産企画室</p>
F 14	家畜等関係被害報告	<p>[県管理以外] 町本部 → 県地方支部 農林班 → 県本部 → 防災課</p> <p>農林水産企画室</p>
F 15	農地農業用施設被害報告	<p>[県管理以外] 町本部 → 県地方支部 土木班 → 県本部 → 防災課</p> <p>農林水産企画室 ← 農村建設課 ← 河川課</p> <p>[県管理以外] 町本部 → 県地方支部 農林班 → 県本部 → 防災課</p> <p>農林水産企画室 ← 農村建設課</p>

様式	報告区分	報告系統
F 16	林業関係 被害報告	<p style="text-align: center;">報 告 系 統</p> <pre> graph TD MB[町本部] --> CLB[県地方支部 農林班] CLB --> NFM[東北森林管理局] CLB --> SRI[（独）森林総合研究所 森林農地整備センター] CLB --> CO[県本部] CO --> DP[防災課] CO --> FV[農林水産企画室] CO --> FPC[森林整備課] CO --> FSC[森林保全課] CLB --> FV CLB --> FPC CLB --> FSC FV --> DP FV --> FPC FV --> FSC FPC --> FSC </pre> <p>町本部 → 県地方支部 農林班</p> <p>東北森林管理局 [国有林関係]</p> <p>(独)森林総合研究所 森林農地整備センター [森林農地整備センター関係]</p> <p>県本部</p> <p>防災課</p> <p>農林水産企画室</p> <p>林業振興課 [林産・特用林産施設、林産物(苗木以外)]</p> <p>森林整備課 [作業道(国有林以外)、苗畑施設、林産物(苗木)、森林(国有林・県有林以</p> <p>森林保全課 [林道] [治山施設、県有林関係、林地荒廃]</p>
G-1	土木施設等 被害報告	<pre> graph TD MB[町本部] -- [町管理] --> CLB[県地方支部 土木班] CLB -- [町管理] --> MB CLB -- [町管理] --> NFM[北上川上流流域下 水道事業所 花巻空港事務所] CLB -- [町管理] --> CO[県本部] CO --> DP[防災課] CO --> KSEI[県土整備企画室] CO --> DE[道路環境課] CO --> RC[河川課] CO --> SD[砂防災課] CO --> UP[都市計画課] CO --> WE[下水環境課] CO --> P[港湾課] CLB --> DE CLB --> RC CLB --> SD CLB --> UP CLB --> WE CLB --> P </pre> <p>町本部 [町管理] → 県地方支部 土木班 [町管理]</p> <p>北上川上流流域下水道事業所 花巻空港事務所 [町管理]</p> <p>県本部</p> <p>防災課</p> <p>県土整備企画室 [空]</p> <p>道路環境課 [道路・橋梁]</p> <p>河川課 [河川、国交省海岸保全施設、ダム、海]</p> <p>砂防災課 [砂防、地すべり]</p> <p>都市計画課 [都市施設等]</p> <p>下水環境課 [下水道施設]</p> <p>港湾課 [港湾]</p>





3-4-5 「住田町と日本郵便株式会社との包括的連携に関する協定書」 具体的連携項目

住田町（以下「甲」という。）と日本郵便株式会社（以下「乙」という。）は、相互に連携することにより、双方の資源を有効に活用した協働による活動を推進し、地域活性化及び住民サービスの向上等に資するため、様々な取組を進めます。

なお、甲乙による定期的な協議を通じて、本別紙に定めのない連携項目（取組）等は、当該年度の具体的な取組として、下記に定める具体的連携項目も含め「年間計画書」を策定し、取り組みます。

1 日常の防災活動及び大規模災害発生時の対応に関すること

平常時から防災態勢の強化に取り組むとともに、住田町内において災害が発生した場合は、相互に緊密に連携し、一日も早い復旧を目指して取り組みます。

（主な連携内容）

- (1) 平常時においては、主に次に掲げる項目について、甲乙が連携して取り組みます。
 - ア 相互の防災計画の状況等について情報交換を行うとともに、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議を行い、連携強化を図ります。
 - イ 防災会議や防災訓練等への参加等により、災害発生時の体制について、相互理解を深めることとします。
- (2) 住田町内において災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができることとします。
 - ア 緊急車両等としての車両の提供（所持する車両に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。）
 - イ 甲又は乙が収集した被災者の避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供
 - ウ 郵便局ネットワークを活用した広報活動
 - エ 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び救護対策
 - (ア) 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付
 - (イ) 被災者が差し出す郵便物の料金免除
 - (ウ) 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除
 - (エ) 被災地宛て寄附金を内容とする郵便物の料金免除
 - オ 避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の取集・交付等、並びにこれらを実行するための必要な事項（注）
 - カ 株式会社ゆうちょ銀行の非常払（被災地支援のための日本赤十字社等の振替口座宛ての災害義援金の無料送金など）及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い（保険料払込猶予期間の延伸など）について、各社から要請があった場合の取扱い
 - キ その他、要請のあったもののうち協力できる事項

(注) 避難者情報確認シート(避難先届)又は転居届(郵便局様式)の配布・回収を含む。

- (3) 甲が締結する「災害時応援協定」対象の自治体(北海道斜里町、山梨県丹波山村及び愛知県幸田町)が被災した際、甲が備蓄する支援物資の送付に関して、甲乙が連携して取り組むこととします。

(経費の負担)

上記に掲げる連携事項において、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、協力を要請した者が負担することとし、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

2 高齢者や子ども等の見守り活動に関すること

乙が保有するネットワーク等を活用し、日々の業務を通じて、住田町内の高齢者や子ども等の安全の確保を図ります。

(連携内容)

乙が、住田町内で業務を行う際に、高齢者や子ども等の登下校等の日常生活で何らかの異変を察知した場合、甲へ情報提供を行います。

なお、特に緊急を要するときには、乙は直接消防又は警察に通報します。

3 道路損傷等の情報提供に関すること

乙が保有するネットワーク等を活用し、日々の業務を通じて、住田町内の道路における交通の安全・安心の確保を図ります。

(連携内容)

乙が、住田町内で業務を行う際に、住田町内の道路の陥没や損傷、カーブミラーの損傷、倒木、水道の漏水、落雪及び動物の死骸等、住田町内の交通の安全・安心に影響を及ぼすと思われる箇所を発見した場合に、甲へ情報提供を行います。

4 不法投棄と思われる廃棄物等の情報提供に関すること

乙が保有するネットワーク等を活用し、日々の業務を通じて、住田町内の住民の快適で安心な生活環境の保持を図ります。

(連携内容)

乙が、住田町内で業務を行う際に、不法に投棄されたと思われる家電製品やタイヤ、動物の死骸等、住田町内における安心で快適な生活環境の保持に影響を及ぼすと思われる行為や廃棄物等を見つけた場合に、甲へ情報提供を行います。

5 地域・暮らしの安全・安心に関すること

乙が保有するネットワーク等を活用し、住田町内において、住田町内の住民が安心して生活できる地域づくりを推進します。

(連携内容)

乙が、住田町内で業務を行う際に、住民に何らかの異変に気付いた場合、甲へ情報提供を行います。

なお、特に緊急を要するときには、乙は直接消防又は警察に通報します。

また、住民が保護を求めて乙の事業所へ避難してきた場合には、当該住民を一時保護する等、地域社会の安全・安心に貢献します。

6 地域の経済活性化に関すること

甲及び乙の保有するネットワークを活用した他地域との交流を図ることで、連携体制を強化し、住田町内の経済活性化を支援します。

(主な連携内容)

ふるさと納税の取組支援、観光物産展等への協力、郵便局ネットワークを活用した地域活性化支援等。

《様式》 別添「避難者情報確認シート（避難先届）」及び「協定連絡票」

No.

避難者情報確認シート（避難先届）

_____年 月 日現在

※ ご記入いただきました個人情報に関しては、「住田町と日本郵便株式会社との包括的連携に関する協定書」に基づき、その目的を達成するために必要な業務のみに使用することとし、厳正に管理します。

なお、下記の承諾に基づき必要に応じて行政機関内及び郵便局双方に開示します。

- 本紙に記載された情報の行政機関内及び郵便局への開示を承諾します。
（※承諾の場合は、口内に「し」を付してください。）

【お問合せ先】住田町役場（総務課） 電話：0192-46-2111
 大船渡郵便局（総務部） 電話：0192-26-2260

届出者氏名	
-------	--

- ◇ これまでのご住所（アパート等集合住宅の場合は部屋番号までご記入ください）
{ 〒 _____ ー _____ }

- ◎ 郵便物の配達について（いずれかを○でお囲みください）
 - ・ご自宅への配達
 - ・現在避難している場所への配達{ 〒 _____ ー _____ }
 - ・その他への配達 ⇒ 郵便局へ転居届を提出してください。

◇ご氏名等

世帯主様	フリガナ		
	氏名	(姓)	(名)
ご家族・同居人様	フリガナ		
	氏名①	(姓)	(名)
	フリガナ		
	氏名②	(姓)	(名)
	フリガナ		
	氏名③	(姓)	(名)
	フリガナ		
	氏名④	(姓)	(名)
	フリガナ		
	氏名⑤	(姓)	(名)
事業所名			

協 定 連 絡 票

通 報 日	年 月 日		
異 変 発 見 日 時	年 月 日 (時 分)		
通 報 者	郵便局名	郵便局 (担当 :)	
	電 話	- -	
	F A X	- -	
いずれに○ ⇒	地域見守り (高齢者・子ども等)	道路損傷	不法投棄
通 報 内 容	※ 高齢者・子ども等の場合は、可能な範囲で氏名・住所等を記入 道路損傷・不法投棄の場合、位置図(略図)等を記入又は添付		

連 絡 先	地域見守り(高齢者・子ども等)	住田町役場保健福祉課	0192-46-2111
	道 路 損 傷	住田町役場建設課	0192-46-2111
	不 法 投 棄	住田町役場町民生活課	0192-46-2111
	閉 庁 時	住田町役場宿直室	0192-46-2111

※ 平日 8:30~17:15 は、主管課へ連絡、閉庁時は宿直室へ連絡

3-6 交通確保・輸送計画

3-6-1 町本部緊急通行車両一覧表

令和6年4月1日現在

No.	車名	登録番号	所属課名	緊急使用目的	備考
1	キャリー	つ480-8432	総務課	緊急輸送確保用務	軽トラック
2	ハイエース	ま300-4890	総務課	緊急輸送確保用務	ワゴン車
3	プリウス	ゆ300-4736	総務課	伝達等指示用務	広報車
4	インプレッサ	た301-1627	総務課	社会秩序維持用務	広報車
5	ノート	ほ501-1883	総務課	応急教育用務	
6	ノート	ほ501-1884	総務課	応急教育用務	
7	ノート	み501-9174	総務課	応急教育用務	
8	ノート	す501-800	総務課	社会秩序維持用務	
9	スイフト	そ502-2998	総務課	保健衛生用務	
10	アクア	ち502-859	総務課	伝達等指示用務	広報車
11	エクリプスクロス	に301-518	総務課	伝達等指示用務	給電機能付
12	エブリイ	と480-2139	総務課	緊急輸送確保用務	軽バン
13	フォレスター	ち301-9776	総務課	保健衛生用務	
14	フォレスター	ち301-9783	総務課	保健衛生用務	
15	ジムニー		総務課	保健衛生用務	
16	デリカ	ち301-4467	総務課	応急復旧用務	
17	ダイナ	ち11-8995	総務課	緊急輸送確保用務	トラック
18	ステラ	ち580-4393	保健福祉課	保健衛生用務	
19	EKワゴン	ひ580-1616	保健福祉課	保健衛生用務	
20	セレナ	つ501-622	保健福祉課	被災者救助用務	ワゴン車
21	セレナ	つ502-6180	保健福祉課	被災者救助用務	ワゴン車
22	ミニキャブ	あ880-1183	建設課	応急復旧用務	広報車
23	エスクード	す800-6147	建設課	応急復旧用務	広報車
24	フォワード	は100-6684	建設課	応急復旧用務	ダンプ
25	グレーダー	る000-513	建設課	応急復旧用務	除雪車

3-6-2 災害応急対策における車両等の供給に関する協定書

甲 住 田 町 長 _____

乙 氏名又は名称 _____

住田町内に災害が発生し、「住田町地域防災計画」に基づく応急対策業務の用に供するため、車両（燃料を含む。以下「車両等」という。）の供給について、甲と乙は下記のとおり協定する。

記

第 1 乙の所有する車両の供給について、甲の申請があった場合は、乙はその所有する範囲内において、車両を供給しなければならない。

第 2 甲の乙に対する車両の供給の要請は、別紙一(1)による「車両供給要請書」又は別紙一(2)による「災害用給油券」を発行して行うものとする。

ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等によることができる。この場合は直ちに所定の書面を提出するものとする。

第 3 供給による対価の支払いの方法については、その業務の終了後、甲乙協議の上、決定する。

第 4 その他の事項については、甲乙協議の上、決定する。

年 月 日

住 田 町 長 印

住 所
氏名又は代表者 印

資料編 3 災害応急対策計画

別紙一 (1)

年 月 日

殿

住田町長

印

車 両 供 給 要 請 書

年 月 日 締結の災害応急対策における車両の供給に関する協定書に基づき下記のとおり供給することを要請する。

記

1 要請の理由		
2 従事する場所		
3 従事の内容		
4 供給を要する車両 の種類数量	種 類	台 数
5 供給期間	自 年 月 日	至 年 月 日
6 その他		

別紙一 (2)

災 害 用 給 油 券

- No. 1 作 業 別
2 使用車両の責任者
3 油 の 種 類
4 給 油 量

年 月 日

発行者

住田町長

印

3-6-3 町内自動車保有台数一覧表

令和6年3月31日現在

車 両	台 数	備 考
貨 物	289	
乗 合	18	
乗 用	1,801	
特 種 (殊)	110	
小 型 二 輪	38	
軽 自 動 車	2,061	
計	4,317	

3-6-4 ヘリポートの現況及び設置基準

(1)ヘリポートの現況

所在地	名称	施設管理者又は占有者	大きさ		利用可能機種			町庁舎からの距離		消防署からの距離		大規模特殊災害の可否	避難場所指定の有無	区分
			縦 m	横 m	自衛隊の ヘリコプター			距離 (km)	時間 (分)	距離 (km)	時間 (分)			
					小型	中型	大型							
世田米字川向95-4	住田町河川公園	教育長	60	70	○	○		1.0	2	1.5	2	○		緊急離着陸場
世田米字大崎72-1	世田米中学校校庭	世田米中学校長	150	100	○	○		2.0	3	3.0	5		有	飛行場外離着陸場 (常時離着陸可能)
上有住字櫃割12-1	旧有住中学校校庭	教育長	100	100	○	○		12.0	17	12.0	17		有	緊急離着陸場
上有住字中埜63	五葉地区公民館	教育長	90	60	○	○		18.0	25	18.0	25		有	緊急離着陸場

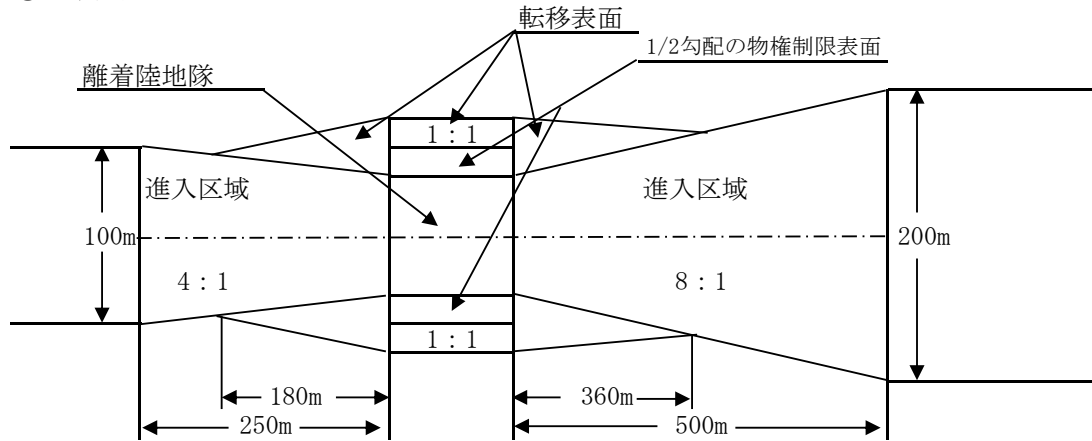
3-3-42

(2) ヘリポート設置基準

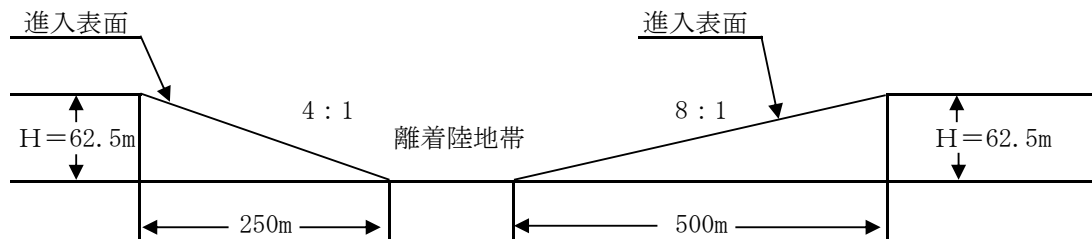
回転翼航空機の場合の進入区域、進入表面、移転表面の略図

(ア) 一般

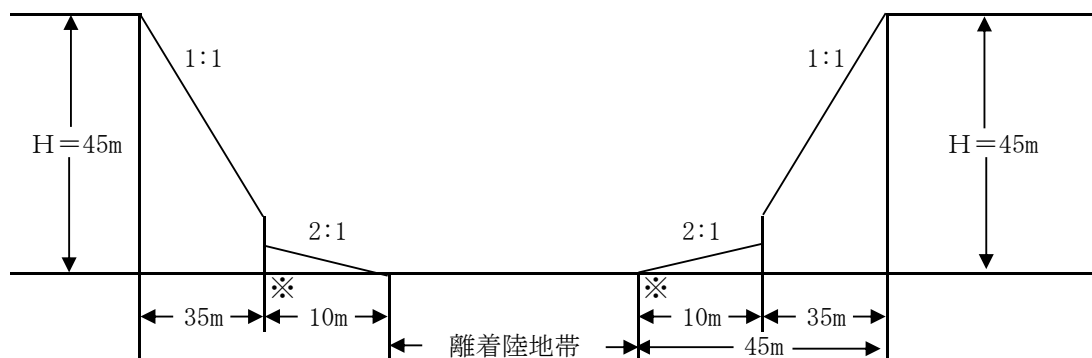
① 平面図



② 進入表面断面図



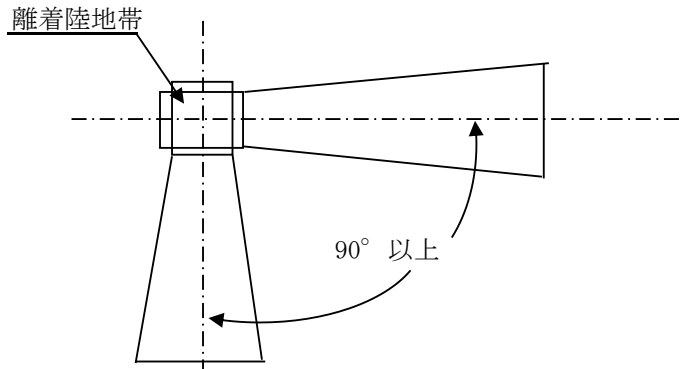
③ 転移表面断面図



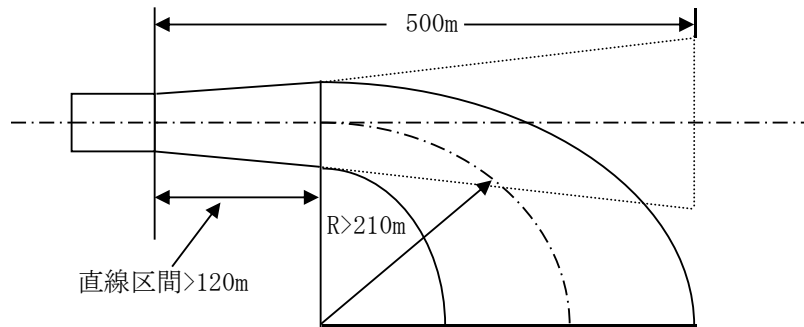
※ 離着陸地帯の外側10メートルの範囲内に1/2勾配の表面上に出る高さの物件がない区域

[進入区域、進入表面の特例]

① 進入経路と出発経路が同一方向に設定できない場合の進入区域、進入表面



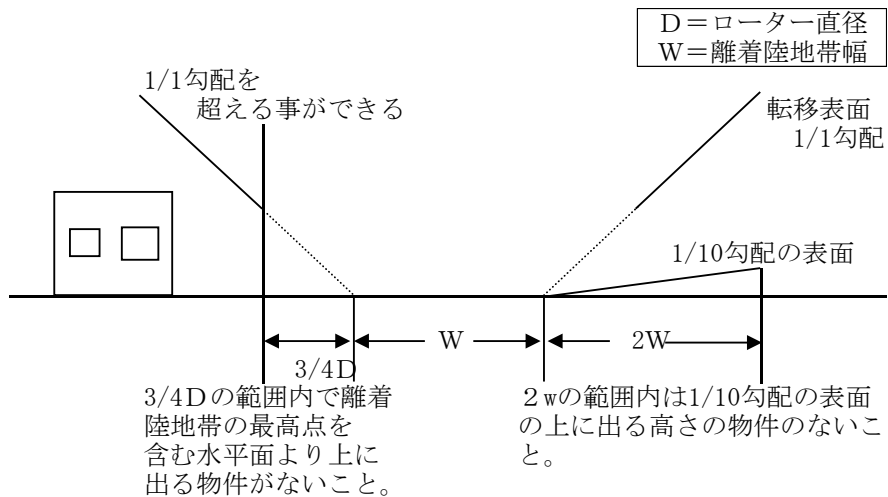
② わん曲した進入経路、出発経路の場合の進入区域、進入表面



- ※ 進入表面の勾配は、中心線上での勾配とする。
- ※ Rは210メートル以上とする。

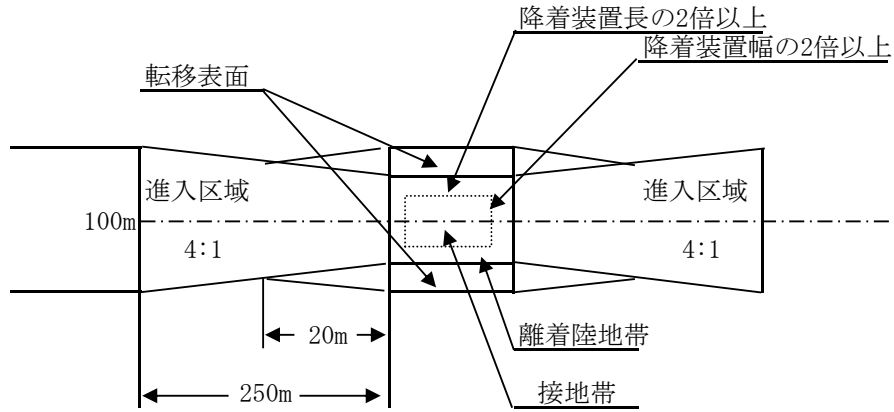
[移転表面の特例（一方の移転表面の勾配が1/1を超えることができる場合）]

※ 転移表面断面図

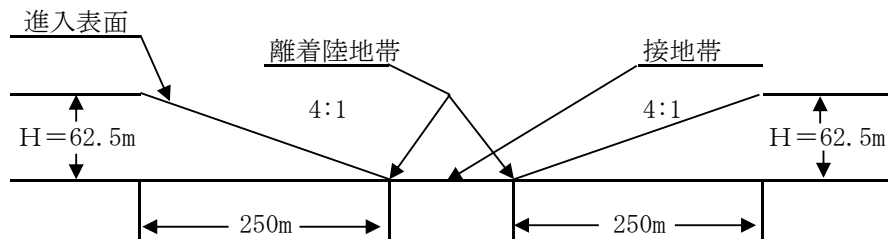


(イ) 山岳地、農地その他離着陸経路下に人又は物件のない場合（特殊地域）

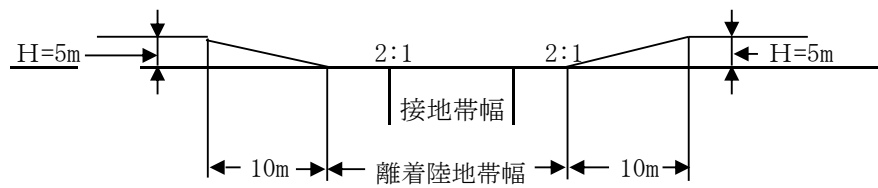
① 平面図



② 進入表面断面図

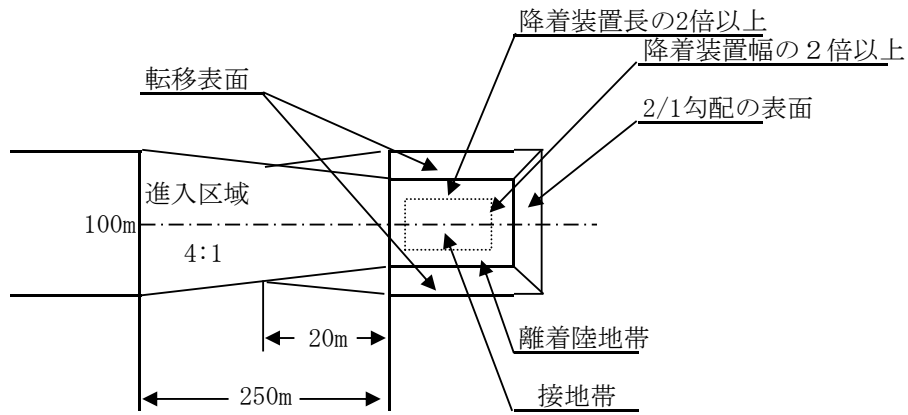


③ 転移表面断面図

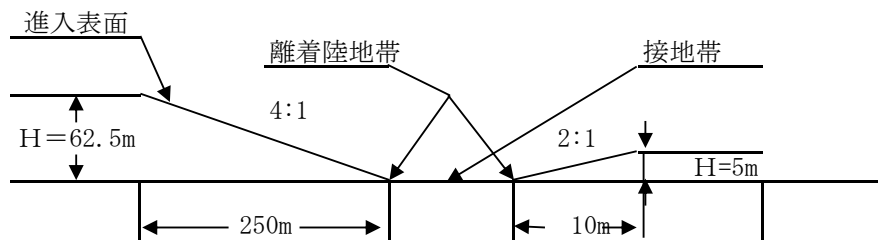


[進入区域が1方向しか確保できない場合の進入表面、転移表面の特例]

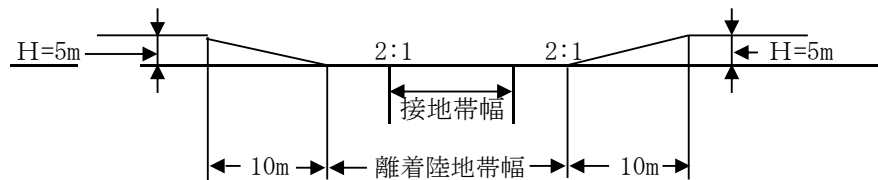
① 平面図



② 進入表面断面図

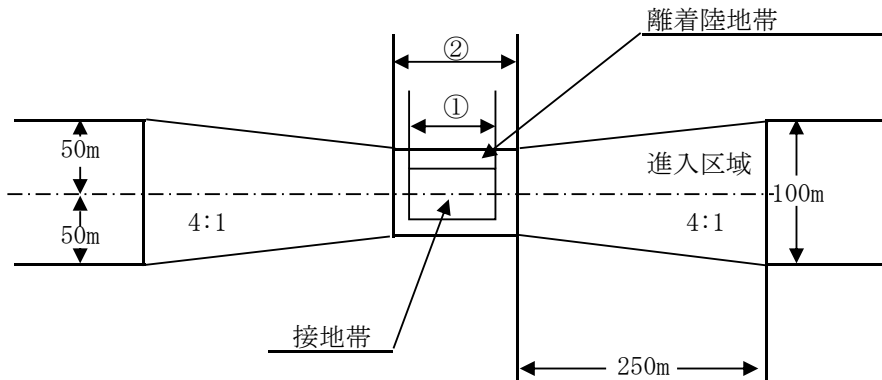


③ 転移表面断面図



(ウ) 災害時において緊急輸送等に使用する離着陸場（防災対応離着陸場）の場合

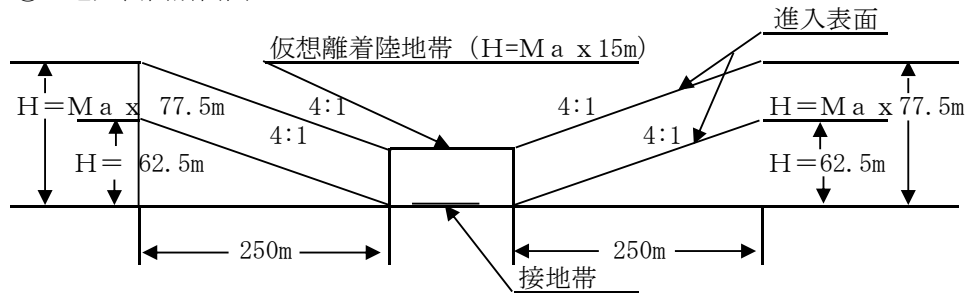
① 平面図



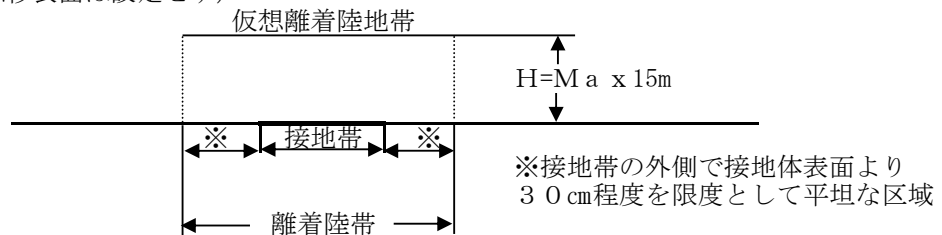
① 接地帯：長さ及び幅は使用機の全長以上の長さとする。

② 離着陸地帯：長さ及び幅は使用機の全長に20m以上を加えた長さとする。
 ※ 全長が20mを超す機材については全長の2倍以上の長さとする。
 ※ 離着陸地帯は原則として地上に設定する。但し、周囲環境により地上に設定できない場合、障害物の程度により「仮想離着陸地帯」として15mまでの高さを限度に離着陸地帯の上空に設定することができる。

② 進入表面断面図



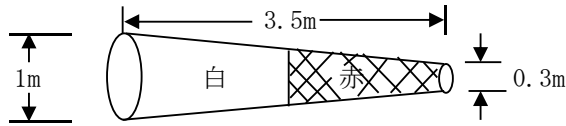
③ 転移表面断面図
 (転移表面は設定せず)



(2) 吹流し等

ヘリポート近くに上空から確認し得る風の方向を示す吹流し又は旗をたてること。

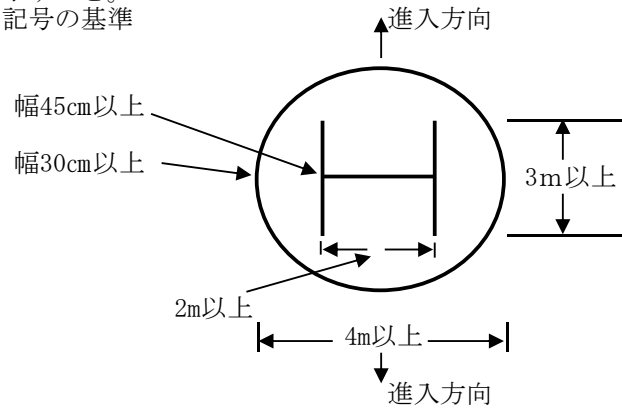
吹流しの基準



(3) 着陸中心点

着陸地点には、石灰等（積雪時は墨汁、絵具等）を用いてH記号を標示して着陸中心点を示すこと。

H記号の基準



(4) 危険予防の措置

A 離着陸地帯への立入禁止措置

離着陸地帯及び運行上の障害となるおそれのある範囲に立ち入らせない措置を講ずること。

B 防塵措置

表土が砂塵の発生するところでは、散水等の措置を講ずること。

C 重量計の準備

物資を輸送する場合は、重量計を準備すること。

3-6-5 燃料調達先一覧表

令和6年4月1日現在（単位:k1）

地域別	調達先	電話番号	種 別					備考
			ガソリン	軽油	重油	灯油	機械油	
世田米	横澤儀商店	46-2483	44.5	29	8	25.5	6	
	吉田石油	46-2036	14	6	2	14	2	
	コメリ住田世田米店	49-1023				29.5		

3-9 相互応援協力計画

3-9-1 大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、岩手県内において地震、津波等による大規模災害が発生した場合に、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条の2及び第67条第1項の規定に基づき、岩手県内の市町村（以下単に「市町村」という。）間の相互応援が迅速かつ円滑に行われるために必要な事項について定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 応急措置を行うに当たって必要となる情報の収集及び提供
- (2) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資器材の提供及び斡旋
- (3) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供及び斡旋
- (4) 災害応急活動に必要な車両等の提供及び斡旋
- (5) 災害応急活動に必要な職員等（以下「応援職員等」という。）の派遣
- (6) 被災者の一時収容のための施設の提供及び斡旋
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(応援調整市町村)

第3条 市町村は、被災した市町村（以下「被災市町村」という。）及び応援を行う市町村（以下「応援市町村」という。）の間の連絡調整等を行う市町村（以下「応援調整市町村」という。）を、地域ごとに定めるものとする。

(応援要請等)

第4条 被災市町村は、次に掲げる事項を明らかにして、応援調整市町村に対し、応援の要請を行うものとする。

- (1) 被害の種類及び状況
- (2) 第2条第2号及び第3号に掲げる物資及び資機材の品名、数量等
- (3) 第2条第4号に掲げる車両等の種類、規格及び台数
- (4) 応援職員等の職種別人員
- (5) 応援場所及び応援場所までの経路
- (6) 応援を要する期間
- (7) 前各号の掲げるもののほか、必要な事項

2 応援調整市町村は、前項の要請を受けた場合は、他の市町村及び岩手県と十分連絡をとり、各市町村が実施する応援内容等の調整を図るものとする。

(自主応援)

第5条 市町村は、甚大な被害が発生したと認められる場合において、被災市町村との連絡がとれないとき又は被災市町村からの応援の要請を待ついとまがないときは、前条第1項の要請を待たずに、必要な応援を行うことができるものとする。この場合において、当該市町村は、同項の規定により被災市町村から応援の要請を受けたものとみなす。

(応援費用の負担等)

第6条 応援市町村が応援に要した費用は、原則として、被災市町村の負担とする。

2 被災市町村は、前項の費用を支弁するいとまがない場合は、応援市町村に当該費用の一時繰替支弁を求めることができるものとする。

資料編 3 災害応急対策計画

(連絡担当課)

第7条 市町村は、相互応援に関する連絡担当課を定め、災害が発生したときは、速やかに、相互に連絡するものとする。

(情報等の交換)

第8条 市町村は、この協定に基づく相互応援が円滑に行われるよう、必要に応じて、情報及び資料を相互に交換するものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めるもののほか、特に必要がある場合は、その都度、市町村が協議して定めるものとする。

2 この協定の実施に関し必要な事項は、第7条に規定する連絡担当課が協議して定めるものとする。

第10条 この協定は、平成8年10月7日から効力を生ずるものとする。

この協定を証するため、本協定書59通を作成し、市町村がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成8年10月7日

協定者 市町村長 氏 名
(59市町村長連署)

3-9-2 大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定（以下「協定」という。）第9条第2項の規定に基づき、協定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(応援調整市町村)

第2条 協定第3条に規定する応援調整市町村は、別表第1のとおりとする。

2 応援調整市町村の役割は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 被災市町村の被害状況に関する情報の収集及び提供
- (2) 被災市町村が必要とする応援の種類等の集約及び市町村との連絡調整等
- (3) 前2号に掲げるもののほか、必要な事項

(応援要請の方法)

第3条 協定第4条第1項の規定による応援の要請は、電話、ファクシミリ等により行うものとし、後日文書を提出するものとする。

2 ファクシミリ又は文書による応援要請は、別紙様式によるものとする。

(応援職員等の派遣に要した費用の負担)

第4条 協定第6条第1項に規定する費用のうち、応援職員等の派遣に要した費用の負担については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 被災市町村が負担する費用は、応援市町村が定める規定により算定した応援職員等の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。
- (2) 応援職員等が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の規定に基づき、必要な補償を行う。
- (3) 応援職員等が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災市町村が、被災市町村への往復の途中において生じたものについては応援市町村が、それぞれ賠償する。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、応援職員等の派遣に要した費用については、被災市町村及び応援市町村が協議して定める。

(応援費用の請求等)

第5条 応援市町村が、協定第6条第2項の規定により応援に要した費用を繰替支弁した場合は、次に定めるところにより算出した額を、被災市町村に請求するものとする。

- (1) 応援職員等の派遣については、前条に規定する費用
- (2) 備蓄物資については、提供した当該物資の時価評価額及び輸送費
- (3) 調達物資については、当該物資の購入費及び輸送費
- (4) 車両、資機材等については、借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費
- (5) 施設の提供については、借上料
- (6) 協定第2条第7号に規定するものについては、その実施に要した額

2 前項の規定による請求は、応援市町村長による請求書（関係書類を添付）により、連絡担当課を経由して、被災市町村長に請求するものとする。

3 前2項により難いときは、被災市町村及び応援市町村が協議して定めるものとする。

(費用負担の協議)

第6条 協定第6条第1項の規定にかかわらず、被災市町村の被災状況等を勘案し、特別の事情があると認めるときは、応援に要した費用の負担について、被災市町村及び応援市町村の間で協議して定めることができるものとする。

(連絡担当課)

第7条 協定第7条に規定する連絡担当課は、別紙第2のとおりとする。

(訓練の実施)

第8条 市町村は、協定に基づく相互応援が円滑に行われるよう、必要な訓練を適宜実施するものとする。

(協定等の見直し)

第9条 協定及びこの実施細目は、必要に応じて見直すこととし、その事務処理については、応援調整市町村が持ち回りで担当する。

附 則

この実施細目は、平成8年10月7日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

応 援 調 整 市 町 村

(平成8年10月7日付)

地域名	構 成 市 町 村	応 援 調 整 市 町 村	
		正	副
二 戸	二戸市、軽米町、九戸村、一戸町	盛 岡 市	久 慈 市
久 慈	久慈市、普代村、野田村、洋野町	二 戸 市	盛 岡 市
盛 岡	盛岡市、雫石町、葛巻町、岩手町、滝沢村、八幡平市、紫波町、矢巾町	北 上 市	宮 古 市
宮 古	宮古市、山田町、岩泉町、田野畑村、川井村	盛 岡 市	花 巻 市
岩 手 中 部	花巻市、北上市、西和賀町	一 関 市	釜 石 市
胆 江	奥州市、金ヶ崎町	花 巻 市	大 船 渡 市
釜 石	遠野市、釜石市、大槌町	遠 野 市	奥 州 市
両 盤	一関市、平泉町、藤沢町	奥 州 市	陸前高田市
気 仙	大船渡市、陸前高田市、住田町	一 関 市	奥 州 市

別表第2 (第7条関係)

連絡担当課

地域	市町村名	連絡担当課	電話番号		FAX番号
			防災行政無線	有線電話	
二戸	二戸市	生活環境課	×-431-1	0195-23-3111	25-5160
	軽米町	総務課	×-432-1	0195-46-2111	46-2335
	九戸村	総務課	×-433-1	0195-42-2111	42-3120
	浄法寺町	総務課	×-441-1	0195-38-2211	38-2161
	一戸町	総務課	×-442-1	0195-33-2111	33-3770
久慈	久慈市	消防防災課	×-487-1	0194-53-3109	53-3115
	普代村	住民課	×-20-483-1	0194-35-2111	35-3017
	種市町	総務課	×-482-1	0194-65-2111	65-4334
	野田村	住民課	×-484-1	0194-78-2111	78-3995
	山形村	総務課	×-485-1	0194-72-2111	72-2848
	大野村	総務課	×-486-1	0194-77-2111	77-4015
盛岡	盛岡市	消防防災課	×-411-1	019-651-4111	622-6211
	雫石町	総務課	×-421-1	019-692-2111	692-1311
	葛巻町	総務課	×-401-1	0195-66-2111	66-2101
	岩手町	総務課	×-402-1	0195-62-2111	62-3104
	西根町	総務課	×-422-1	0195-76-2111	75-0469
	滝沢村	総務課	×-423-1	019-684-2111	684-1517
	松尾村	総務課	×-424-1	0195-74-2111	74-2102
	玉山村	総務課	×-425-1	019-683-2111	683-1130
	紫波町	町民課	×-20-412-1	019-672-2111	672-2311
	矢巾町	住民課	×-413-1	019-697-2111	697-3700
	安代町	総務課	×-403-1	0195-72-2111	72-3531
宮古	宮古市	消防防災課	×-466-1	0193-62-5533	62-3637
	田老町	総務課	×-462-1	0193-87-2111	87-3667
	山田町	総務課	×-463-1	0193-82-2111	82-4989
	岩泉町	総務課	×-471-1	0193-22-2111	22-3562
	田野畑村	住民生活課	×-472-1	0193-34-2111	34-2632
	新里村	住民生活課	×-464-1	0193-72-2111	72-3282
	川井村	総務課	×-465-1	0193-76-2111	76-2042

備考1 防災行政無線の「×」は、発信特番（市町村ごとに異なる）であること。

2 は、応援調整市町村であること。

資料編 3 災害応急対策計画

地域	市町村名	連絡担当課	電話番号		FAX番号
			防災行政無線	有線電話	
岩手中部	花巻市	消防防災課	×-495-1	0198-24-2119	24-0259
	北上市	消防防災課	×-20-502-1	0197-64-1122	63-7023
	大迫町	総務課	×-492-1	0198-48-2111	48-2943
	石鳥谷町	総務課	×-493-1	0198-45-2111	45-3733
	東和町	総務課	×-20-494-1	0198-42-2111	42-3605
	湯田町	福祉課	×-506-1	0197-82-2111	82-3111
胆江	沢内村	総務課	×-507-1	0197-85-2111	85-2119
	水沢市	生活環境課	×-521-1	0197-24-2111	24-1991
	江刺市	企画調整課	×-511-1	0197-35-2111	35-5120
	金ヶ崎町	生活環境課	×-522-1	0197-42-2111	42-4474
	前沢町	町民課	×-523-1	0197-56-2111	56-3427
	胆沢町	町民課	×-524-1	0197-46-2111	46-4455
釜石	衣川町	総務課	×-20-525-2	0197-52-2111	52-4142
	釜石市	総務課	×-451-1	0193-22-2127	22-2686
	遠野市	消防防災課	×-563-1	0198-62-4311	62-2271
	大槌町	総務課	×-20-452-1	0193-42-2111	42-3855
両盤	宮守村	総務課	×-562-1	0198-67-2111	67-2037
	一関市	企画調整課	×-531-1	0191-21-2111	21-2164
	花泉町	総務課	×-532-1	0191-82-2211	82-2210
	平泉町	総務課	×-533-1	0191-46-2211	46-3080
	大東町	町民課	×-541-1	0191-72-2211	72-2222
	藤沢町	自治振興課	×-542-1	0191-63-2211	63-5133
	千厩町	町民生活課	×-543-1	0191-53-2211	53-2110
	東山町	総務課	×-544-1	0191-47-2211	47-2118
気仙	室根村	住民福祉課	×-20-545-2	0191-64-2211	64-2115
	川崎村	民生課	×-546-1	0191-43-2211	43-2550
	大船渡市	総務課	×-551-1	0192-27-3111	26-4477
仙	陸前高田市	総務課	×-552-1	0192-54-2111	54-3888
	住田町	総務課	×-20-553-2	0192-46-2111	46-3515

備考1 防災行政無線の「×」は、発信特番（市町村ごとに異なる）であること。

2 は、応援調整市町村であること。

別紙様式（第3条関係）

第 号
年 月 日

(応援調整市町村長) 殿

(応援要請市町村長)

応 援 要 請 書

「大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定」に基づき、下記のとおり応援を要請します。

記

1 被害の種類及び状況

種 類	地震災害 津波災害 風水害 その他 ()			
	(1) 死 者	(2) 行方不明者	(3) 重 傷 者	(4) 軽 傷 者
人 的 被 害	人	人	人	人
住 家 被 害	(1) 全 壊	(2) 半 壊	(3) 一 部 破 損	(4) そ の 他
	棟 世帯	棟 世帯	棟 世帯	棟 世帯
公共施設等被害	(庁舎、学校、病院、道路、鉄道、港湾、ライフライン関係)			

※ 被害状況は、確認できる範囲で、概括的なもので差し支えないこと。

担 当 課 ・ 係 名	
担 当 者 名	
電 話 ・ F A X 番 号	

資料編 3 災害応急対策計画

2 応援の種類

(1) 物資・資機材・車両等の提供

品名 (種類・規格等)	数量	場所

(2) 職員等の派遣

種類	活動内容	人員	場所

(3) その他の応援要請事項

--

3 応援の期間

年 月 日 ~ 年 月 日

4 応援場所までの経路

陸路	
空路 (ヘリポート等)	
水路 (港湾等)	

3-9-3 消防相互応援協定書

釜石市、三陸町、大船渡地区消防組合及び釜石大槌地区行政事務組合（以下「組合」という。）との間において消防相互応援協定を次のように締結する。

（協定の目的）

第1条 この協定は、消防組織法第21条に基づき、釜石市、三陸町、大船渡地区消防組合及び釜石大槌地区行政事務組合隣接区域相互間の消防応援（以下「相互応援」という。）に関し定めるものとする。

（出動の要請及び区分）

第2条 相互応援の出動は、次の区分により当該市長、町長又は管理者より相手方市長、町長又は管理者に対し要請を行うものとする。

ただし、火災認知の状況により、要請を待たないで出動することができる。

- (1) 応援の要請に基づき要請隊数（台数）を派遣する。
 - (2) 応援側の市長、町長又は管理者が必要と認めた場合には、その所要隊数（台数）を派遣する。
- 2 地震、台風、水災等の場合の出動は、前項に準ずるものとする。

（応援隊の運用及び指揮）

第3条 応援のため出動した消防隊の運用は、組合の消防長、消防署長又は消防団長がこれを行い消防活動の指揮は、その隊の最高上級者が行うものとする。

（出動費用の負担区分）

第4条 相互応援に要した費用は、次の区分により負担する。

- (1) 公務災害補償費は、その属する消防団員等公務災害補償責任共済基金又は地方公務員災害補償基金から給付を受けるよう措置する。
- (2) 動力ポンプによる消防作業が2時間以上に及ぶときの燃料及び隊員の食料は、応援を受けた市又は町の負担とする。
- (3) 前号以外の費用に関しては、当事者において協議の上決定する。

（協定書の保管）

第5条 この協定を証するため協定書4通を作成し、記名押印して各1通保管する。

附 則

- 1 この協定は、平成10年4月1日から効力を生ずる。
- 2 釜石市、三陸町及び大船渡地区消防組合において昭和54年3月31日に締結した消防相互応援協定は廃止する。

平成10年4月1日

釜石市長	野田武義
三陸町長	佐々木菊夫
大船渡地区消防組合	
管理者 大船渡市長	甘竹勝郎
釜石大槌地区行政事務組合	
管理者 釜石市長	野田武義

3-9-4 岩手・宮城県際市町村災害時相互応援に関する協定書

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、両盤地区広域市町村圏、気仙地区広域市町村圏、気仙沼・本吉地域広域市町村圏を構成する市町及び栗原市、登米市（以下「構成市町」という。）において災害が発生し、被災した市町（以下「被災市町」という。）独自では、十分に応急措置ができない場合において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条第1項、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第17条第1項の規定に基づき、当該応急措置等を迅速かつ円滑に遂行するため、被災市町が他の市町に対し応援を要請することに関し必要な事項を定めるものとする。

(連絡市町)

第2条 各広域市町村圏にあつては連絡市町を定め、広域市町村圏間及び各市並びに当該広域市町村圏内構成市町との連絡調整等を行うものとする。

(連絡担当課)

第3条 各市町は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当課を定め、災害が発生したときは速やかに相互に連絡するものとする。

(災害の種類)

第4条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法第2条第1項に規定する災害及び火災、水害その他の災害で応援活動を必要とするものをいう。

(応援の種類)

第5条 応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 応急措置等を行うに当たって必要となる情報の収集及び提供
- (2) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (3) 被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急措置等に必要となる資機材、物資の提供
- (4) 災害応急活動に必要な職員等（消防団員を含む）の派遣
- (5) 国民保護法に基づく国民保護のための措置
- (6) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請)

第6条 被災市町は、次に掲げる事項を明らかにして、連絡市町又は連絡市町以外の市町（以下「応援市町」という。）へ応援要請するものとする。

- (1) 被害の種類及び状況
- (2) 前条第2号及び第3号に掲げるものの品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げるものの職種別人員等
- (4) 応援の必要な場所及びその日時
- (5) 応援を要する時間
- (6) 前各号に定めるもののほか、必要な事項

(自主応援)

第7条 応援市町は、被害が甚大で被災市町との連絡が取れない場合又は被災市町が応援の要請をするいとまがないと認められる場合は、自主的に被災市町の情報収集を行い、要請を待たないで必要な応援を行うことができるものとする。

この場合においては、当該被災市町から前条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。

(応援費用の負担)

第8条 応援市町が応援に要した費用は、原則として応援を受けた市町（以下「受援市町」という。）の負担とする。

(応援費用の一時繰替支弁)

第9条 受援市町は、前条の費用を支弁するいとまがない場合は、応援市町に当該費用の一時繰替支弁を求めることができるものとする。

(連絡会議)

第10条 この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要に応じて連絡市町による連絡会議を開催する。

(その他の防災協定等の関係)

第11条 この協定のほか、別途協定している応援協定など特別の定めがある場合は、その定めるところによる。

(実施細目)

第12条 この協定の実施に関して必要な細目は、構成市町が協議の上、定める。

(その他)

第13条 この協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度構成市町が協議して決めるものとする。

第14条 この協定は平成18年7月6日から効力を生ずるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書37通を作成し、5広域市町村圏構成37市町村がそれぞれ記名押印の上、各自1通を所持する。

平成18年7月6日

両盤地区広域市町村圏

一関市長

平泉町長職務代理者 平泉町助役

藤沢町長

気仙地区広域市町村圏

大船渡市長

陸前高田市長

住田町長

気仙沼・本吉地域広域市町村圏

気仙沼市長

南三陸町長

本吉町長

栗原市

栗原市長

登米市

登米市長

3-9-5 災害時における愛知県幸田町との相互応援に関する協定書

住田町（以下「甲」という。）と幸田町（以下「乙」という。）は、災害時における相互応援について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害が発生し、甲又は乙が独自では十分に被災者及び被災地の救援その他の応急復旧が実施できない場合に、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第67条の規定に基づき、相互に応援を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

（連絡担当部課）

第2条 甲及び乙は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部課を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するとともに、必要な情報を提供するものとする。

（応援の内容）

第3条 応援の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 食糧、飲料及び生活必需品並びにこれらの供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の医療、防疫、施設の応急復旧その他に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 災害応急活動に必要な車両その他の提供
- (4) 災害応急活動に必要な職員等の応援
- (5) 被災者及び被災児童、生徒その他の一時受入れ
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に必要と認めて要請する事項

（応援要請の手続）

第4条 応援を受けようとする町は、次の掲げる事項を明らかにして、口頭等により要請を行い、後日、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる品目の名称、規格及び数量等
- (3) 前条第4号に掲げる職員等の職種別の人員及び応援の期間
- (4) 一時避難を希望する者の人数及び期間
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 前各号に掲げるもののほか、応援を必要とする事項

（経費の負担）

第5条 応援に要した費用は、原則として応援を要請した町の負担とする。

2 前項の規定により難しい場合には、別途協議する。

（災害補償等）

第6条 第3条の規定により派遣された職員等(以下「派遣職員等」という。)に係

る公務災害補償については、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)の定めるところによる。

2 派遣職員等が、公務執行中第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援を受ける町が、応援を受ける町への往復経路の途中に生じたものについては応援を行う町が、それぞれ賠償の責めを負うものとする。

（情報の交換）

第7条 甲及び乙は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要に応じ、相互に情報交換を行うものとする。

（協議）

第8条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲及び

資料編 3 災害応急対策計画

乙が協議して定めるものとする。

(施行期日)

第9条 この協定は、平成24年7月13日から施行する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙各1通を保有する。

平成24年7月13日

(甲) 岩手県気仙郡住田町世田米字川向96番地1
住田町
代表者 住田町長 多田 欣一

(乙) 愛知県額田郡幸田町大字菱池字元林1番地1
幸田町
代表者 幸田町長 大須賀 一誠

3-9-6 災害時における山梨県丹波山村との相互応援に関する協定書

丹波山村（以下、「甲」という。）と住田町（以下「乙」という。）は、災害時における相互応援について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害が発生し、甲又は乙が独自では十分に被災者及び被災地の救援その他の応急復旧が実施できない場合に、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条の規定に基づき、相互に応援を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

（連絡担当課）

第2条 甲及び乙は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当課を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するとともに、必要な情報を提供するものとする。

（応援の内容）

第3条 応援の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）食料、飲料及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供
- （2）被災者の医療、消毒、施設の応急復旧その他に必要な資機材及び物資の提供
- （3）災害応急活動に必要な車両その他の提供
- （4）災害応急活動に必要な職員等の応援
- （5）被災者及び被災児童、生徒その他の一時受入れ
- （6）前各号に掲げるもののほか、特に必要と認めて要請する事項

（応援要請の手続）

第4条 応援を受けようとする町村は、次の掲げる事項を明らかにして、口頭等により要請を行い、後日、速やかに文書を提出するものとする。

- （1）被害の状況
- （2）前条第1号から第3号までに掲げる品目の名称、規格及び数量等
- （3）前条第4号に掲げる職員等の職種別の人員及び応援の期間
- （4）一時避難を希望する者の人数及び期間
- （5）応援場所及び応援場所への経路
- （6）前各号に掲げるもののほか、応援を必要とする事項

（経費の負担）

第5条 応援に要した費用は、原則として応援を要請した町村の負担とする。

2 前項の規定により難しい場合には、別途協議する。

（災害補償等）

第6条 第3条の規定により派遣された職員等（以下「派遣職員等」という。）に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところによる。

2 派遣職員等が、公務執行中第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援を受ける町村が、応援を受ける町村への往復経路の途中に生じたものについては応援を行う町村が、それぞれ賠償の責めを負うものとする。

（情報の交換）

第7条 甲及び乙は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要に応じ、相互に情報交換を行うものとする。

（協議）

第8条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲及び

乙が協議して定めるものとする。

(施行期日)

第9条 この協定は、協定締結の日から施行する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙各1通を保有する。

平成25年10月22日

- (甲) 山梨県北都留郡丹波山村890番地
丹波山村
代表者 丹波山村長 岡 部 政 幸

- (乙) 岩手県気仙郡住田町世田米字川向96番地1
住田町
代表者 住田町長 多 田 欣 一

3-9-7 災害時における北海道斜里町との相互応援に関する協定書

斜里町（以下「甲」という。）と住田町（以下「乙」という。）は、災害時における相互応援について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害が発生し、甲又は乙が独自では十分に被災者及び被災地の救援その他の応急復旧が実施できない場合に、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第67条の規定に基づき、相互に応援を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

（連絡担当部課）

第2条 甲及び乙は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部課を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するとともに、必要な情報を提供するものとする。

（応援の内容）

第3条 応援の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 食糧、飲料及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の医療、防疫、施設の応急復旧その他に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 災害応急活動に必要な車両その他の提供
- (4) 災害応急活動に必要な職員等の応援
- (5) 被災者及び被災児童、生徒その他の一時受入れ
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に必要と認めて要請する事項

（応援要請の手続）

第4条 応援を受けようとする町は、次の掲げる事項を明らかにして、口頭等により要請を行い、後日、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる品目の名称、規格及び数量等
- (3) 前条第4号に掲げる職員等の職種別の人員及び応援の期間
- (4) 一時避難を希望する者の人数及び期間
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 前各号に掲げるもののほか、応援を必要とする事項

（経費の負担）

第5条 応援に要した費用は、原則として応援を要請した町の負担とする。

2 前項の規定により難しい場合には、別途協議する。

（災害補償等）

第6条 第3条の規定により派遣された職員等(以下「派遣職員等」という。)に係

資料編 3 災害応急対策計画

る公務災害補償については、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)の定めるところによる。

- 2 派遣職員等が、公務執行中第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援を受ける町が、応援を受ける町への往復経路の途中に生じたものについては応援を行う町が、それぞれ賠償の責めを負うものとする。

(情報の交換)

第7条 甲及び乙は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要に応じ、相互に情報交換を行うものとする。

(協議)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(施行期日)

第9条 この協定は、平成29年6月29日から施行する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙各1通を保有する。

平成29年6月29日

(甲) 北海道斜里郡斜里町本町12番地
斜里町
代表者 斜里町長 馬場 隆

(乙) 岩手県気仙郡住田町世田米字川向96番地1
住田町
代表者 住田町長 多田 欣一

3-11 防災ボランティア活動計画

3-11-1 住田町災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書

住田町（以下「甲」という。）と社会福祉法人住田町社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、災害時における住田町災害ボランティアセンター（以下「センター」という。）の設置、運営等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、住田町内において地震、風水害等による大規模な災害が発生した時（以下「災害時」と言う。）に迅速かつ効率的に、被災者に対する生活支援活動を行うことができるよう、甲及び乙が相互に連携しボランティア活動を行う団体、または個人を支援するセンターの設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（連携・協力）

第2条 甲及び乙は、災害が発生した場合には、被害状況等を含めボランティア活動を行うために必要な情報や被災者の効果的な支援のために必要な情報を速やかに共有し、協力して措置を講じる。

（センターの設置等）

第3条 甲及び乙は、センターを設置する必要があると判断したときは、甲乙協議の上、センターを設置するものとする。

（センター設置の場所）

第4条 センターの設置場所は、災害の状況により最適な場所に設置するものとする。ただし、乙が使用する事務所に最適な場所がない場合には、甲はこれに代わる場所を確保して乙に提供するものとする。

（センターの運営）

第5条 乙が設置するセンターは、乙が主体となり、必要に応じて外部からのボランティア、各社会福祉協議会、地域の関係機関等の協力の下、運営を行うものとする。

2 甲は、乙がセンターを設置した場合、乙との連絡調整について担当者を決定し、速やかに連携体制を整えるものとする。

（協力の要請）

第6条 乙は、センターの円滑な活動を確保することが困難であると認めたときは、甲に対し、必要な協力を求めることができる。

（センターの業務）

第7条 センターは次に掲げる業務を行うものとする。

（1）被災情報の把握

- (2) ボランティアニーズの把握
- (3) 災害ボランティアの募集、受付
- (4) 災害ボランティア活動の情報発信
- (5) センター及び災害ボランティア活動に関する各種相談、問い合わせへの対応
- (6) ボランティア活動保険の加入手続き
- (7) 災害ボランティア活動に必要な資機材・活動物資等の調達・貸出・保管・管理
- (8) 災害ボランティア活動に必要な移動支援
- (9) 住田町災害対策本部等との以下の情報共有
 - ①被災状況・避難情報
 - ②インフラ等の復旧計画・復旧情報
 - ③ボランティアによる支援活動の状況
 - ④特に支援を必要とする者の情報
 - ⑤その他、災害ボランティア活動に必要と、甲及び乙が認める情報
- (10) 関係機関・団体との連絡・調整・仲介等
- (11) その他、センターの活動に必要な業務

(資機材等の確保)

第8条 甲及び乙は、災害時におけるボランティア活動等に必要な資機材等を相互に協力して確保するものとする。

(費用負担)

第9条 センターの設置運営に係る費用は、災害救助法の適用の範囲内で甲が負担するものとし、それ以外の費用については、甲乙協議の上、決定するものとする。

2 乙は、前項の費用の内訳について、甲の要求に応じその内容を説明するものとする。

(請求及び支払)

第10条 乙は、前条の規定により費用が確定したときは、経費明細書等を添えて甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙からの請求があったときは、内容を確認しその費用を乙に支払うものとする。

(センターの閉鎖)

第11条 センターの閉鎖は、災害の復旧状況を考慮し、甲乙協議の上、決定するものとする。

(損害補償)

第12条 災害時における応急・復旧活動等に関し、ボランティアが被った損害に対する補償は、ボランティア活動保険により対応するものとする。

(個人情報取扱い)

第13条 センターの運営に関して発生する個人情報の取扱いについては、甲乙各々の個人情報保護規程に基づき、適切に管理するものとする。

(平常時における体制整備)

第14条 乙は、平常時から災害時に備えたセンター機能の整備・保持に努めるものとし、甲は、必要な協力を行うものとする。

2 甲及び乙は、平常時から相互に連携し、ボランティア団体、地域住民及び地域の自主防災組織、消防関係機関や団体等との良好な関係の維持に努め、センターの運営など災害時における連携・協力体制の確立を図るものとする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第16条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日の3か月前までに甲乙いずれからも解除又は変更の申出がないときは、1年間延長されたものとみなし、以後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和6年8月1日

甲 気仙郡住田町世田米字川向 88 番地 1
住田町長 神田 謙一

乙 気仙郡住田町世田米字川向 96 番地 5
社会福祉法人
住田町社会福祉協議会
会 長 菅野孝男

3-11-2 住田町内宿泊施設一覧表

(令和6年4月1日現在)

区分	旅館・ホテル名	住所	電話番号	室数		基準 定員
				和	洋	
世田米	(有)高橋旅館	世田米字世田米駅 68	46-3019	12		
	ホテル・グリーンベル高勘	世田米字川向 36-2	49-1020	4	8	24
下有住	黄川田旅館	下有住字十文字 32	48-2532			18

3-13 災害救助法の適用計画

3-13-1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間等並びに実費弁償の基準

(令和6年4月1日現在)

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置 (一般の避難所)	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり330円以内	災害発生の日から7日以内	<ol style="list-style-type: none"> 1 対象経費は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費とする。 2 避難にあたっての輸送費は別途計上 3 避難の長期化が見込まれる場合や要配慮者を対象に旅館やホテルを借り上げて、避難所とすることも可能。
避難所の設置 (福祉避難所)	現に被害を受け、又は受けるおそれのある者のうち、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、病弱者等避難所において何らかの特別な配慮を必要とする者	一般の避難所の設置費用に、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算できる	災害発生の日から7日以内	対象経費は、一般の避難所の基準に加え、おおむね10人の対象者に1人の生活に関する相談等に当たる職員等の配置経費。高齢者、障害者等に配慮した簡易様式トイレ等の器物の費用。日常生活上の支援を行うために必要な消耗器材費などを加算できる。

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流出した者であって、自らの資力では住宅を確保できない者	<ol style="list-style-type: none"> 1 1戸当たりの規模は、地域の実情、世帯構成等に応じて設定する 2 1戸当たりの設置費用平均 5,714,000 円以内 3 同一敷地内又は近接する地域内におおむね 50 戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置でき、50 戸未満の設置であっても戸数に応じた小規模な施設を設置できる 	災害発生の日から 20 日以内着工	<ol style="list-style-type: none"> 1 対象経費は、設置に係る原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費、建築事務費等の経費とする。 2 設置期間は完成の日から最長 2 年とする。 3 高齢者等の要配慮者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 民間賃貸住宅の借上げによる設置も対象とする。
炊き出しその他による食品の給与	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難所に避難している者 2 住家に被害を受け、又は災害により現に炊事のできない者 	1 人 1 日当たり 1,160 円以内	災害発生の日から 7 日以内	対象経費は、主食費、副食費、燃料費、炊飯器・鍋等の使用謝金又は借上費、消耗器材費、雑費とする。
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 7 日以内	対象経費は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品費又は資材費とする。
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	<ol style="list-style-type: none"> 1 夏季（4～9月）冬季（10～3月）の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内 	災害発生の日から 10 日以内	<p>給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次の品目の範囲内において、現物をもって行う。</p> <p>ア 被服、寝具及び身の回り品 イ 日用品 ウ 炊事用具及び食器 エ 光熱材料</p>

救助の種類	対 象	費用の限度額						期 間	備 考																																										
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>1人 世帯</th> <th>2人 世帯</th> <th>3人 世帯</th> <th>4人 世帯</th> <th>5人 世帯</th> <th>6人世帯以上1人 増す毎に加算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">全 全 流</td> <td>壊 焼 出</td> <td>夏季</td> <td>18,800</td> <td>24,000</td> <td>35,800</td> <td>42,800</td> <td>54,200</td> <td>7,900</td> </tr> <tr> <td></td> <td>冬季</td> <td>31,200</td> <td>40,400</td> <td>56,200</td> <td>65,700</td> <td>82,700</td> <td>11,400</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">半 半 床 上 浸 水</td> <td>壊 焼</td> <td>夏季</td> <td>6,100</td> <td>8,300</td> <td>12,400</td> <td>15,000</td> <td>19,000</td> <td>2,600</td> </tr> <tr> <td></td> <td>冬季</td> <td>10,000</td> <td>13,000</td> <td>18,400</td> <td>21,900</td> <td>27,600</td> <td>3,600</td> </tr> </tbody> </table>						区 分		1人 世帯	2人 世帯	3人 世帯	4人 世帯	5人 世帯	6人世帯以上1人 増す毎に加算	全 全 流	壊 焼 出	夏季	18,800	24,000	35,800	42,800	54,200	7,900		冬季	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400	半 半 床 上 浸 水	壊 焼	夏季	6,100	8,300	12,400	15,000	19,000	2,600		冬季	10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600		
区 分		1人 世帯	2人 世帯	3人 世帯	4人 世帯	5人 世帯	6人世帯以上1人 増す毎に加算																																												
全 全 流	壊 焼 出	夏季	18,800	24,000	35,800	42,800	54,200	7,900																																											
		冬季	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400																																											
半 半 床 上 浸 水	壊 焼	夏季	6,100	8,300	12,400	15,000	19,000	2,600																																											
		冬季	10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600																																											
医療	医療の途を失った者（応急的処置）	1 救護班 使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具等の修繕費等の実費 2 病院又は診療所 国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内			災害発生の日から14日以内	1 医療の範囲は次のとおりとする ア 診察 イ 薬剤又は治療材料の支給 ウ 処置、手術その他の治療及び施術 エ 病院又は診療所への収容 オ 看護 2 災害により医療の途を失った者であれば、医療が必要となった理由が災害によるものか否かは問わない																																													
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者を含む）	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産婦による場合は、慣行料金の100分の80以内の額			災害発生後7日以内	1 助産の範囲は次のとおりとする ア 分べんの介助 イ 分べん前及び分べん後の処置 ウ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給 2 災害により助産の途を失った者であれば、被災者であるか否かは問わない																																													

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者を捜索し、又は救出するもの	当該地域における通常の実費	災害発生日から3日(72時間)以内(死体の捜索の場合は10日以内)	対象経費は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等とする
住宅の応急修理 (半壊・大規模半壊)	1 住家が半壊(焼)し、自らの資力では応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難な程度に住家が半壊(焼)した者	1世帯当たり595,000円以内	災害発生日から3月以内(国の災害対策本部が設置された災害においては6月以内)	応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し行うこととする 特別基準の設定はない
住宅の応急修理 (準半壊)	住家が半壊に準じる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者	1世帯当たり300,000円以内	災害発生日から3月以内(国の災害対策本部が設置された災害においては6月以内)	1 半壊に準じる程度の損傷とは、住家の延床面積の10%以上20%未満の損傷を受けたもの、又は住家の重要な構成要素の経済的被害が10%以上20%未満のものを指す。 2 応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対して行うこととする。
生業に必要な資金の貸与	1 住家が全壊、全焼又は流出し、生業の手段を失った世帯 2 生業を営むために必要な機械、器具又は資材を購入するための費用に充てるものであって、生業の見込みの確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者	1 生業費 1件当たり 30,000円 2 就職支度費 1件当たり 15,000円	災害発生日から1月以内	1 貸与期間 2年以内 2 利子 無利子

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
学用品の給与	住家の全壊（焼）、 流失、半壊（焼）、 又は床上浸水により 学用品を喪失、損傷 等により使用するこ とができず、就学上 支障のある小学校児 童（義務教育学校の 前期課程及び特別支 援学校の小学部の児 童を含む。）、中学校 生徒（義務教育学校 の後期課程、中等教 育学校の前期課程及 び特別支援学校の中 学部の子生を含む。）、及び高等学校 等生徒（高等学校 （定時制及び通信制 を含む。）、中等教 育学校の後期課程（定 時制及び通信制を含 む。）、特別支援学校 の高等部、高等専門 学校、専修学校及び 各種学校の生徒をい う。	1 教科書及び教科書以外 の教材で教育委員会に届 出又はその承認を受けて 使用している教材、又は 正規の授業で使用してい る教材実費 2 文房具及び通学用品 は、1人当たりの金額 小学校児童 4,500 円以内 中学校生徒 4,800 円以内 高等学校等生徒 5,200 円以内	災害発生の 日から （教科書、 教材） 1月以内 （文房具、 通学用品） 15日以内	被害の実情に応じ、 次に掲げる品目の範 囲内において現物を もって行う ア 教科書 イ 文房具 ウ 通学用品
埋 葬	災害の際死亡した者 を対象に、実際に埋 葬を実施する者に支 給	1 体当たり 大人（12歳以上） 215,200円以内 小人（12歳未満） 172,000円以内	災害発生の 日から10日 以内	埋葬は、次の範囲内 において、原則とし て棺又は棺材の現物 をもって支給する ア 棺（附属品を含 む。） イ 埋葬又は火葬 （賃金職員等雇上 費を含む。） ウ 骨つぼ及び骨箱
死体の搜索	行方不明の状態にあ り、かつ、各般の事 情により既に死亡し ていると推定される 者	当該地域における通常の実 費	災害発生の 日から10日 以内	対象経費は、舟艇そ の他搜索のための機 械、器具等の借上費 又は購入費、修繕費 及び燃料費とする

3-14 避難・救出計画

3-14-1 避難場所一覧表

避難場所一覧

(1) 指定緊急避難場所

地区	対象自主防災組織	番号	施設・場所名	住所	管理担当 連絡先	避難対象地域	対象とする異常な現象の種類				指定 避難 所との 重複	備考
							洪水	土砂 災害	地震	大規 模火 災		
世 田 米	下在自主防災組織	1	下在公民館	世田米字田谷12-6	46-2967	田畑、窪田、田谷、田の上	○	○	○	○		
		2	野形T字路付近	世田米字野形143-3		野形			○	○		洪水、土砂災害の場合 下在公民館
		3	和山T字路付近	世田米字和山1-3		山谷、和山			○	○		洪水、土砂災害の場合 下在公民館
	中沢自主防災組織	4	中沢自治公民館	世田米字向村56-6	46-2961	城内、上城、梅の木、向村	○	○	○	○		
		5	住田住宅産業付近	世田米字日向62-3		日向、上日向、西風			○	○		洪水、土砂災害の場合 中沢自治公民館
	曙自主防災組織	6	曙公民館	世田米字世田米駅33	46-2992	世田米駅、大崎	○	○	○	○		
		7	住田地域診療センター	世田米字大崎22-1	46-3121	大崎、火石	○	○	○	○		
		8	農林会館	世田米字川向96-5	46-2111	川向	○	○	○	○	重複	
		9	旧農協世田米支店駐車場付近	世田米字世田米駅20-1		世田米駅、大崎			○	○		洪水、土砂災害の場合 曙公民館
	愛宕自主防災組織	10	世小の森公園付近	世田米字火石33-1		大崎、火石			○	○		洪水、土砂災害の場合 住田地域診療センター
		11	社会体育館	世田米字川向69-1	46-3104	川向	○	○	○	○	重複	
	東峰自主防災組織	12	世田米駅バス停付近	世田米字小口洞53-18		世田米駅、鉢ヶ森、大平、小口洞、松ヶ平			○	○		洪水、土砂災害の場合 社会体育館
		13	浄福寺付近	世田米字清水沢62	46-2615	本町			○	○		洪水、土砂災害の場合 社会体育館
		14	柿内沢集会所	世田米字高貝1-7		中村、狐石、大通、高貝	○	○	○	○		
	川口自主防災組織	15	イーガストすみた付近	世田米字赤畑12-2	46-3664	清水沢、赤畑、小府金			○	○		洪水、土砂災害の場合 社会体育館
		16	住田高等学校	世田米字川口12-1	46-3141	川口、向川口、合地沢、大渡	○	○	○	○	重複	
	小股自主防災組織	17	天風バス停付近	世田米字天風5-4		天風、竹ノ原			○	○		洪水、土砂災害の場合 住田高等学校
		18	小股自治公民館	世田米字小股81-1		小股、啜畑	○		○	○		土砂災害の場合 大股自治公民館
	大股自主防災組織	—	住田高等学校	世田米字川口12-1	46-3141	下柏里、柏里	○	○	○	○	重複	
	大股自主防災組織	19	大股地区公民館	世田米字下大股66-1	47-2403	下大股、金成、里古屋	○		○	○	重複	土砂災害の場合 大股自治公民館
	中井自主防災組織	20	中井自治公民館	世田米字高屋敷28		高屋敷、中井、津付、子飼沢			○	○		洪水、土砂災害の場合 大股自治公民館
姥石自主防災組織	21	種山集会センター	世田米字子飼沢30-207		子飼沢	○	○	○	○			

地区	対象自主防災組織	番号	施設・場所名	住所	管理担当 連絡先	避難対象地域	対象とする異常な現象の種類				指定 避難 所との 重複	備 考
							洪水	土砂 災害	地震	大規 模火 災		
下有住	月山自主防災組織	22	月山公民館	下有住字高瀬71-6	48-2840	高瀬、中上	○	○	○	○		
	火の土自主防災組織	23	火の土自治公民館	下有住字火の土101-1	48-2410	火の土、奥火の土	○	○	○	○		
	外館自主防災組織	24	生涯スポーツセンター	下有住字中上291	49-5007	中上、十文字	○	○	○	○	重複	
	新切自主防災組織	25	新切公民館	下有住字新切238-2	48-2408	新切、奥新切	○	○	○	○		
上有住	両向自主防災組織	26	新田山開拓記念館	上有住字新田254		新田	○	○	○	○		
		27	両向自治公民館	上有住字中井117-3	48-2845	平沢、宇南田、根岸、中井、二反田、 葉山、大畑、上大畑、小台	○		○	○		土砂災害の場合 上地区館又は生涯ｽﾎﾟｰﾂ*
	恵山自主防災組織	28	有住保育園	上有住字山脈地107-1	48-2704	櫃割、山脈地、恵蘇	○	○	○	○	重複	
		29	上有住地区公民館	上有住字山脈地15-1	48-2013		○	○	○	○	重複	
	坂本自主防災組織	30	坂本自治公民館	上有住字長者洞67-1	48-3054	二度成木、蓬畑、上家、長者洞 別当、西野	○		○	○		土砂災害の場合 有住保育園
		31	坂本第1集会所	上有住字百合ヶ沢114-3		五合畑、百合ヶ沢、船作	○		○	○		土砂災害の場合 有住保育園
	八日町自主防災組織	32	上有住集会センター	上有住字八日町65-2	48-2847	八日町、和田野	○	○	○	○		
	天嶽自主防災組織	33	天嶽コミュニティセンター	上有住字天嶽200-1	48-2462	和野、中和田、天嶽、深渡、小松	○	○	○	○		
	寒倉自主防災組織	34	寒倉自治公民館	上有住字上寒倉145-4		下寒倉、上寒倉、金ノ倉	○		○	○		土砂災害の場合 五葉地区公民館
	五葉中自主防災組織	35	五葉地区公民館	上有住字中塚63	48-3275	中塚、中沢、土倉		○	○	○	重複	
		36	五葉集会センター	上有住字中塚59-8			○	○	○	○		
		37	羅象館	上有住字桧山15-3		桧山	○		○	○		土砂災害の場合 五葉地区公民館
	大洞自主防災組織	38	大祝バス停付近	上有住字土倉298-135		土倉（大祝）			○	○		洪水、土砂災害の場合 大洞自治公民館
		39	大洞自治公民館	上有住字土倉298-752		土倉（大洞）	○	○	○	○		

※1 第一次避難場所については、対象とする異常な現象の種類ごとに上記のとおり定めるものとする。

※2 各自主防災組織の第一次避難場所で、対象とする異常な現象の種類の避難場所に該当しない場合は、該当する最寄りの避難場所に避難するものとする。

※3 上記については、地域防災計画に係る第一次避難場所であり、要配慮者のための福祉マップに係る第一次避難場所は別に定める。

(2) 第二次指定避難場所

地区	施設・場所名	番号	住所	管理者	管理担当 連絡先	避難対象自主防災組織	設置の状況					指定避難 所との重複	想定 収容 人数
							自動 車の 出入	協同 炊事 施設	飲料 水	暖房	畳		
全域	住田町役場	1	世田米字川向88-1	町 長	46-2111	町内全域	○	○	○	○			100人
	農林会館	2	世田米字川向96-5	町 長	46-2111	町内全域	○	○	○	○	○	重複	300人
	保健福祉センター	3	世田米字川向96-5	町 長	46-2111	町内全域	○	○	○	○	○		150人
世田米	社会体育館	4	世田米字川向69-1	教育長	46-3104	愛宕、曙	○		○			重複	500人
	世田米小学校体育館	5	世田米字川向55-1	校 長	46-3135	東峰、愛宕	○	○	○				400人
	住田中学校体育館	6	世田米字大崎72-1	校 長	46-3155	中沢、曙	○	○	○				400人
	世田米保育園	7	世田米字火石33-1	園 長	46-3049	曙	○	○	○	○			200人
	住田高等学校体育館	8	世田米字川口12-1	校 長	46-3141	川 口	○	○	○		○ 研修会 館	重複	600人
	大股地区公民館	9	世田米字下大股66-1	教育長	47-2403	小股、大股、中井、姥石	○	○	○	○		重複	300人
下有住	下有住地区公民館	10	下有住字中上100-5	教育長	48-2531	火の土、月山、外館、新切	○	○	○	○	○		200人
	生涯スポーツセンター	11	下有住字中上291	教育長	48-5007	火の土、月山、外館、新切	○	○	○	○		重複	1,000人
上有住	旧有住中学校体育館	12	上有住字櫃割12-1	校 長	48-2020	両向、恵山	○	○	○				350人
	有住保育園	13	上有住字山脈地107-1	園 長	48-2704	坂本、恵山	○	○	○	○		重複	200人
	上有住地区公民館	14	上有住字山脈地15-1	教育長	48-2013	八日町、天嶽	○	○	○	○	○		200人
	有住小学校体育館	15	上有住字山脈地5-2	校 長	48-2014	坂本、八日町、天嶽	○	○	○				300人
	五葉地区公民館	16	上有住字中埠63	教育長	48-2375	寒倉、五葉中、大洞	○	○	○		○	重複	300人

3-14-2 洪水・土砂災害の避難に関する発令基準

1 避難情報ととるべき行動の概要

- 避難指示(L4)で、危険な場所から全員避難する必要。
- 緊急安全確保(L5)は、災害が発生・切迫した段階の行動であり、身の安全を確保できるとは限らず、発令されるとは限らないため、L4までに必ず避難！が極めて重要。

警戒レベル		新たな避難情報等
5	災害発生又は切迫 	きんきゆうあんぜんかくほ 緊急安全確保 ※1
～～＜警戒レベル4までに必ず避難！＞～～		
4	災害のおそれ高い 	ひなんしじ 避難指示 ※2
3	災害のおそれあり 	こうれいしゃとうひなん 高齢者等避難 ※3
2	気象状況悪化 	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)
1	今後気象状況悪化のおそれ 	早期注意情報 (気象庁)

令和3年10月改定

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではない。

※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令される。

※3 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり危険を感じたら自主的に避難するタイミング。

レベル5【緊急安全確保】

命の危険 直ちに安全確保！

- 避難し遅れ、災害が発生・切迫し、指定緊急避難場所等への立ち退き避難が かねて危険な場合に【**相対的に安全な場所への移動**】等。
- 安全にとれる行動が極めて限られ、身の安全を確保できない可能性があり、必ず発令される情報ではないため、L5を待たずL4までに必ず避難！
- 避難に要する時間(リードタイム)を確保できない時にとらざるを得ない行動。

レベル4【避難指示】

危険な場所から全員避難

- 災害発生のおそれが高い場合、危険な場所(災害リスクのある区域等)にいる 全員が【危険な場所から立ち退き避難】(指定緊急避難場所、安全な自主避難先(親戚・知人宅、ホテル・旅館等)に避難等)又は、【自宅等が安全なら屋内安全確保】(安全な上階へ避難、安全な上層階に留まる等)。
- 避難に要する時間を確保できる場合にとるべき避難行動。

レベル3【高齢者等避難】

危険な場所から高齢者等は避難

- 災害発生のおそれがある場合、危険な場所にいる高齢者等(避難を完了させるのに時間を要する(在宅・施設利用者の)高齢者・障害のある人・避難支援する人)が、危険な場所から立ち退き避難、又は、自宅等が安全なら屋内安全確保。
- 高齢者等以外の人も必要に応じ、普段の行動の見直し(外出を控える等)、避難準備、自主的な避難のタイミング。
- 避難に要する時間を確保できる場合にとるべき避難行動。

2 避難指示等の発令判断基準

(1) 洪水

洪水により河川が氾濫した場合、水が住宅地等へ勢よく流れることから、災害発生後の避難は極めて困難となる。このため、災害発生前に避難を完了することが最も重要であり、そのためには、関係機関との情報交換を密にし、河川の水位情報だけではなく、流域雨量指数、洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)などの情報も併せて収集するほか、河川の巡視や住民からの通報による現地情報も考察しながら総合的な検討のうえ、適切に判断するものとする。

① 避難指示等の発令を判断するための情報

ア 水位到達情報【判断材料】

あらかじめ指定した河川について、氾濫危険水位（特別警戒水位）等を定め、当該水位に到達した旨を国土交通省又は都道府県が発表する情報で、当町では気仙川が水位周知河川に指定されており、岩手県が水位到達情報を発表する。

基準となる水位に到達した場合、沿岸広域振興局土木部大船渡土木センターからFAXなどで情報の提供が行われ、平成29年6月からは、岩手県管理河川（水位周知河川）におけるホットラインの運用が開始されている。

※ 情報入手先：沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター、岩手県河川情報システム NHKデータ放送

イ 流域雨量指数の予測値【判断材料】

流域雨量指数は、河川流域を1km四方のメッシュに分けて、河川の上流域に降った雨により、どれだけ下流の対象地点の洪水危険度が高まるかを把握するための指標であり、10分ごとに更新される。当町では、気仙川の指標が示されているこれまでに降った雨（解析雨量）とこれから降ると予想される雨（6時間先までの降水短時間予報等）を取り込んで、上流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算し、洪水警報等の発表基準と比較することで、河川ごとの6時間先までの洪水発生の危険度の予測値が、色分けした時系列で表示される。なお、流域面積の大きくない河川においては水位が急激に上昇するため、実際に水位が上昇するよりも数時間前の早い段階から予測（流域雨量指数の6時間先までの予測値を含む）を活用することが必要となる。また、実際に水位が上昇した段階では、水防団（消防団）からの報告等の現地情報と併せて利用する。

※ 情報入手先：気象庁ホームページ

ウ 洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）【判断材料】

指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生の危険度の高まりを、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報であり、3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新される。

洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。

※ 情報入手先：気象庁ホームページ

エ 浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）【参考材料】

短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりを、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報であり、1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新される。

大雨警報（浸水害）が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。

※ 情報入手先：気象庁ホームページ

② 具体的な判断基準

洪水に係る避難指示等については、以下のとおり河川の水位、気象情報、現地の情報等を含め、総合的に判断して発令するものとする。

警戒レベル3 高齢者等避難	【気仙川】
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 昭和橋、高屋敷水位観測所の水位が氾濫危険水位（特別警戒水位）に到達した場合 ○ 流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合 ○ 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方にかけて接近・通過することが予想される場合 ○ 漏水・侵食等が確認された場合
警戒レベル4 避難指示	【その他河川】
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合 ○ 水防団（消防団）や住民等から避難の必要性に関する通報があった場合 ○ 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方にかけて接近・通過することが予想される場合 ○ 漏水・侵食等が確認された場合
警戒レベル4 避難指示	【気仙川】
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 昭和橋、高屋敷水位観測所の水位が氾濫危険水位（特別警戒水位）を超え、かつ気象情報、降水短時間予報、高解像度降水ナウキャスト等により今後も水位の上昇が見込まれる場合 ○ 流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合 ○ 異常な漏水・侵食等が発見された場合
警戒レベル4 避難指示	【その他河川】
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合 ○ 水防団（消防団）や住民等から浸水に関する情報が通報された場合 ○ 異常な漏水・侵食等が発見された場合

③ 避難指示等の解除

気仙川の避難指示等の解除は、水位の低下傾向が顕著であって、氾濫危険水位を下回るとともに、上流域での降雨がほとんどないことを確認し判断する。その他河川の避難指示等の解除は、当該河川の水位が十分に下がり、かつ、流域雨量指数の予測値も下降傾向であることを確認し判断する。

(2) 土砂災害

① 土砂災害危険区域等

○ 土砂災害危険箇所	急傾斜地の崩壊及び土石流の発生するおそれがある箇所。
○ 土砂災害警戒区域	急傾斜地の崩壊等が発生した際、住民の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域。
○ 土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊等が発生した際、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域。

② 避難指示等の発令判断基準

土砂災害は、洪水と同様に命の危険を脅かす災害であるが、想定外の事象が起こり得る可能性も充分含んでいるため、災害発生前の避難完了が最重要である。しかしながら、土砂災害は地形や地質条件、降雨量等の複数要因が重なることで発生するため、たとえ降雨指標の土砂災害発生危険度が低くても発生する可能性がある。実際に避難指示等を発令する場合は、防災気象情報等を参考とする一方で、発令のタイミングについては、必ずしも防災気象情報が判断基準に達した時点での発令とはせず、関係機関からの情報収集や、警戒区域の巡視、住民からの通報による前兆現象を把握するなど、常に現地情報に注意しながら総合的に検討し適切な判断をする。

③ 避難指示等の発令を判断するための情報

ア 土砂災害警戒情報【判断材料】

大雨警報(土砂災害)の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、県と盛岡地方気象台が共同で発表する。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は、土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)で確認することができる。

※ 情報入手先:気象庁ホームページ

イ 土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)【判断材料】

大雨による土砂災害発生の危険度の高まりを、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報であり、2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新される。大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。

※ 情報入手先:気象庁ホームページ

ウ 岩手県土砂災害危険度参考情報【判断材料】

市町村長が避難指示等の発令を行う対象地域を特定し、適切なタイミングで発令を行うための危険度参考情報として、土砂災害発生危険度がリアルタイムでわかる1～5km四方のメッシュ表示や危険度の推移がわかるスネークライン等の情報を公開している。

※ 情報入手先:岩手県土砂災害警戒情報システム

④ 具体的な判断基準

避難指示等の判断は以下に示すア、イの情報を参考とするが、発令にあたっては当該情報の一つに該当した場合に発令するものではなく、今後の気象予測、現地情報等を含め、数値等で明確に出来ないものも考慮し、総合的に判断して発令するものとする。

ア 現地情報等によるもの

警戒レベル3 高齢者等避難	○ 流水の異常な濁り、表面流の発生などの前兆現象が確認された場合
警戒レベル4 避難指示	○ 湧き水や地下水の濁り、溪流の水量の変化が発見されるなどの前兆現象が確認された場合 ○ 土砂災害が発生したとき ○ 山鳴り、流木の発生などの前兆現象が確認された場合

イ 土砂災害警戒情報等によるもの

警戒レベル3 高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ○ 土砂災害警戒情報が発表された場合 ○ 大雨警報(土砂災害)が発表され、かつ、土砂災害に関するメッシュ情報で「実況又は予想で大雨警報の土壌雨量指数基準に到達」する場合 ○ 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
警戒レベル4 避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ○ 土砂災害に関するメッシュ情報で「予想で土砂災害警戒情報の基準に到達」する場合 ○ 大雨警報(土砂災害)が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合

⑤ 避難指示等の解除

避難指示等の解除は、基本として、発令区域の土砂災害警戒情報が解除された段階で解除するが、土砂災害の性質上、降雨が終わった後にも発生することもあり得ることから、現地の危険な状況が解消され、かつ人的被害が発生するおそれが無くなったと十分に判断できる場合に慎重に行うものとする。

3-15 医療・保健計画

3-15-1 災害時の医療救護活動に関する協定書

住田町（以下「甲」という。）と社団法人気仙医師会（以下「乙」という。）とは、災害が発生した場合の医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、住田町地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が乙の協力を得て行う医療救護活動を円滑に実施するため、その実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（医療救護班の派遣）

第2条 甲は、防災計画に基づく医療救護活動を行う必要が生じたときは、乙に対し、医師、看護師等で編成する別表に定める医療救護班（以下「医療救護班」という。）の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲の要請を受けたときは、直ちに、医療救護班を甲の指定する場所に派遣するものとする。

（医療救護班の業務）

第3条 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者に対する応急処置
- (2) 後送医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- (3) 助産
- (4) 死亡の確認

（医療救護班の輸送）

第4条 甲は、医療救護活動が円滑に実施できるよう、医療救護班の輸送について、必要な措置をとるものとする。

（救護所の設置）

第5条 甲は災害の状況により必要に応じて救護所を設置する。

2 甲は、前項に定めるもののほか、災害の状況により必要と認めるときは、医療救護活動が可能な被災地周辺の医療施設に乙の協力を得て救護所に設置する。

（医薬品等の供給）

第6条 乙が派遣する医療救護班が使用する医薬品、医療材料その他医療関係物品等は、当該医療救護班が携行するもののほか、甲が供給するものとする。

（救護所における給食等）

第7条 救護所において必要とする給食及び給水は、甲が行う。

（医療費）

第8条 救護所における医療費は、無料とし、患者に対しては請求しないものとする。

2 後送医療施設における医療費は、患者が負担する。

（費用弁償）

第9条 甲は、次の各号に掲げる費用（甲の要請に基づき乙が医療救護活動を実施したときに要する費用に限る。）について、当該各号に定める額を負担する。

- (1) 医療救護班を派遣したときの人件費 災害救助法（昭和22年法律第118号）の規定に基づく実費弁償の程度を基準として、甲、乙協議して定める額

資料編 3 災害応急対策計画

- (2) 医療救護班が調達した医薬品等を使用したときその使用した医薬品等の費用 実費の額
(3) 後送医療施設及び救護所において行った医療救護活動に伴い、当該後送医療施設及び救護所の設置又は設備を破損したときの当該施設又は設備の原状回復に要する費用 実費の額

(扶助費)

第10条 甲は、医療救護班の医師、看護師等が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、災害救助法の規定に基づき支給される扶助費の例により扶助費を支給する。

(医事紛争の措置)

第11条 医療救護班が医療救護活動により患者との間に医事紛争が生じたときは、乙は直ちに甲に連絡するものとする。

- 2 甲は、前項の連絡を受けたときは速やかに調査し、乙と協議の上誠意を持って解決のため適当な措置を講ずるものとする。

(報告)

第12条 乙は、医療救護活動終了後速やかに甲の定めるところにより医療救護活動従事者の氏名及び人数その他医療救護活動の内容を、甲に報告するものとする。

(費用等の請求)

第13条 乙は、第9条の費用及び第10条の扶助費（以下「費用等」という。）を請求するときは、甲の定めるところにより行うものとする。

(支払い)

第14条 甲は、前条の規定により費用等の請求があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、その費用等を乙に支払うものとする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲、乙協議して定める。

(協定期間)

第16条 この協定の有効期間は、昭和 年 月 日から昭和 年 月 日までとする。

ただし、この協定の有効期間満了前1月までに甲、乙いずれかから何ら意思表示がない

ときは、更に期間満了の翌日から1年間この協定書を更新するものとし、以後この例による。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印して、それぞれその1通を保有するものとする。

昭和63年12月1日

甲 住田町

代表者 住田町長

乙 大船渡市盛町字内ノ目6番地1

社団法人気仙医師会

会 長

第1号様式

医療救護活動報告書

班名	災害発生場所	医療救護活動場所	活動状況	備考
			月 日 時 分～ 時 分 取扱件数 件 移送 件 死体処理 件	
			月 日 時 分～ 時 分 取扱件数 件 移送 件 死体処理 件	
			月 日 時 分～ 時 分 取扱件数 件 移送 件 死体処理 件	
			月 日 時 分～ 時 分 取扱件数 件 移送 件 死体処理 件	
			月 日 時 分～ 時 分 取扱件数 件 移送 件 死体処理 件	
			月 日 時 分～ 時 分 取扱件数 件 移送 件 死体処理 件	
			月 日 時 分～ 時 分 取扱件数 件 移送 件 死体処理 件	

第4号様式

事 故 報 告 書

年 月 日から 年 月 日までにおける災害時の医療救護活動において、
別紙のとおり事故(傷病・死亡)者が発生したので報告します。

年 月 日

住田町長

様

社団法人気仙医師会
会長

印

(別紙)

**傷病
事故死亡者概要**

氏名				性別	男・女	年齢	才
住所							
職種		勤務先		所属医療班名			
傷病者				程度	重症・中等症・軽症		
外来・入院(月日)		診療(入院)医療機関名					
受傷(発病)日時	年 月 日 午前・午後 時 分						
受傷(発病)場所							
死亡原因							
死亡日時	年 月 日 午前・午後 時 分						
死亡場所							
受傷(発病)・死亡時の状況							

第5号様式

費 用 弁 償 請 求 書

年 月 日

住田町長

様

社団法人気仙医師会
会長

印

次の金額を請求します。

金 額 円

ただし、年 月 日から 年 月 日までにおける災害時の医療救護活動
に対する費用弁償額

第 6 号様式

扶 助 金 支 給 申 請 書

年 月 日

様

住 所

氏 名

印

災害時の医療救護活動に関する協定書第 10 条の規定による扶助金を支給されたく、別紙関係書類を添えて申請します。

負傷、疾病 又は死亡 した者の 状況	氏 名		性別	男・女	生年月日	年 月 日
	住 所					
	職 種		勤務先		所属医療救護班名	
	傷 病 名			受傷(発病) 年月日		
	死亡原因			死亡年月日		
傷 害 級 別		療養開始年月日		治癒年月日		
休 業 日 数	年 月 日から 年 月 日まで			休業期間中における 業務上の収入の有無		
扶助金支給基礎額						
扶助金支給申請額						
備 考						

- 注 1 「扶助金支給基礎額」算出の証明書類(事業主の証明又は市町村長の証明あるもの)を添付すること。(療養扶助金申請の場合は不要)
- 2 療養扶助金申請の場合は、医師の診断書及び療養費の領収書又は請求書を添付すること。
- 3 休業扶助金申請の場合は、診断書(休業が必要と認められる期間の記載があるもの)及び事業主の証明書を添付すること。
- 4 障害扶助金申請の場合は、医師の意見を付した障害診断書を添付すること。
- 5 遺族扶助金申請の場合は、受給順位を明らかにした書類を添付すること。
- 6 葬祭扶助金申請の場合は、死亡診断書を添付すること。
- 7 打切扶助金申請の場合は、療養経過を明らかにした診断書を添付すること。

3-15-2 医療機関一覧表

(1) 町内医療機関

名 称	所在地	電話	診療科目	備考
住田地域診療センター	世田米字大崎 22-1	46-3121	内 科 外 科	
菅野 歯 科 医 院	世田米字世田米駅 117	46-2345	歯 科	
横 沢 歯 科 医 院	世田米字大崎 25-1	46-3050	歯 科	

(2) 大船渡市内の主な医療機関

名 称	所 在 地	電 話	診 療 科 目	備 考
県立大船渡病院	大船渡町字山馬越 10-1	26-1111	総 合	
国民健康保険綾里診療所	三陸町綾里字平館 75-2	42-2131	内・小児科	
国民健康保険越喜来診療所	〃 越喜来字所通 26-1	44-2103	〃	
国民健康保険吉浜診療所	〃 吉浜字上野 93-1	45-2007	〃	
国民健康保険歯科診療所	〃 綾里字平館 75-2	42-3228	歯 科	
山崎内科医院	〃 内ノ目 7-20	26-4448	〃	
山 浦 医 院	〃 内ノ目 2-4	26-3121	〃	
及川外科医院	〃 町 10-6	26-2036	外 科	
鳥羽整形外科医院	〃 館下 4-18	27-1280	整 形 外 科	
大津小児科ファミリークリニック	〃 東町 11-11	27-2673	小 児 科	
飯塚眼科医院	〃 東町 5-5	21-3011	眼 科	
広沢歯科医院	〃 宇津野沢 5-2	27-4310	歯 科	
及川歯科医院	〃 みどり町 3-5	27-5582	〃	
岩渕内科医院	大船渡町字新田 49-4	26-5355	内 科	
菊池医 院	〃 山馬越 183-5	21-1620	〃	
菊田外科泌尿器科	〃 明神前 11-1	26-4075	外 科	
地ノ森クリニック	〃 山馬越 188	27-1721	〃	
石倉クリニック	大船渡町字地ノ森 43-9	21-2525	泌 尿 器 科	
いしづかクリニック	〃 野々田 7-1	26-2555	内 科	
菊池歯科クリニック	〃 山馬越 182-5	26-2108	〃	
細川歯科医院	〃 台 16-2	27-4158	〃	
峰岸歯科医院	〃 笹崎 15-9	27-5535	〃	
橋爪歯科医院	〃 上山 11-18	27-8282	〃	
いわぶち歯科	〃 新田 48-22	21-3377	〃	
滝田医 院	末崎町字平林 75-1	29-3108	循環器・呼吸	
後藤歯科医院	〃 平林 72-26	29-3888	歯 科	
うのうらクリニック	立根町字中野 40-5	21-3636	内・呼吸器	
えんどう消化器科内科クリニック	〃 中井沢 7-2	21-1555	消化器・内科	
及川皮膚科クリニック	〃 中井沢 10-10	21-1227	皮 膚 科	
いとう耳鼻咽喉科クリニック	〃 中井沢 7-7	21-1333	耳 鼻 科	
渡辺歯科クリニック	〃 前田 3-3	26-5100	歯 科	
ちば歯科医院	〃 轆轤石 10-13	27-8727	〃	
ほりのうち歯科医院	立根町字堀之内 24-3	27-5666	〃	
いいだ歯科クリニック	大船渡町字富沢 31-1	26-0082	〃	
くまかみ歯科クリニック	赤崎町字諏訪前 37-2	21-1888	〃	

資料編 3 災害応急対策計画

(3) 近隣の主な医療機関

名 称	所 在 地	電 話	診 療 科 目	備 考
県立高田病院	米崎町字野沢 34-1	54-3221	総 合	
県立遠野病院	松崎町白岩 14-74	62-2222	総 合	
県立釜石病院	甲子町 10-483-6	25-2011	総 合	
県立胆沢病院	水沢区字龍ヶ馬場 61	24-4121	総 合	

3-16 食料、生活必需品供給計画

3-16-1 災害時における物資供給に関する協定書

住田町（以下「甲」という。）と NPO 法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

（1）別表に掲げる物資

（2）その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡等）

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める運搬手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

（費用の支払い）

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

（情報交換）

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等について情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期限)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成18年9月8日

甲 岩手県気仙郡住田町世田米字川向96の1
住田町
住田町長 多田 欣一

乙 新潟県新潟市清水4501番地1
NPO 法人 コメリ災害対策センター
理事長 捧 賢一

3-16-2 災害救助用米穀に関する協定書

岩手県知事（以下「甲」という。）と住田町長（以下「乙」という。）とは、災害救助法が発動された場合において、交通、通信の途絶のため、災害救助用米穀の引き取りについて乙が甲の指示を受けられない場合における取扱いについて、次のとおり協定する。

なお、甲は本協定と同時に乙を非常災害時における給食及び災害救助用米穀取扱者に指定する。

第1条 甲は、乙が災害救助用米穀の引き渡しを受けることができるようにするための協定を、食料事務局長と締結するとともに、乙に代わってその代金の支払いをするものとする。

2 乙は、災害救助用米穀の引き渡しを受ける必要があるときは、食料事務局支所長または政府所有食料を保管する倉庫の責任者に対して直接引き渡しを要請することができるものとする。

第2条 甲は、乙に災害救助用米穀の価格を予め通知するものとする。

第3条 甲と乙は、災害救助用米穀の引取代金について別紙書式の内容により、災害救助用米穀代金納付契約を締結するものとする。

第4条 乙は、災害救助用米穀の引き渡しを受けたときは、甲に対して速やかに引渡全数量を報告するとともに、その代金を甲の定める期限までに納付するものとする。

第5条 代金納付期限後の延滞金の額は、年14.6%の割合で計算した額とする。

この協定の証として本書2通を作成し、甲、乙各1通を所持するものとする。

平成14年2月27日

岩手県知事	増田寛也
岩手県住田町長	多田欣一

3-16-3 災害救助用米穀代金納付契約書

- 1 種類
- 2 数量
- 3 代金 円

内 訳

種別	産年	産地銘柄	包装	量目	等級	数量	単価	金額

- 4 現品取引場所
- 5 代金納付期限 年 月 日
- 6 取引目的 ○○災害の被災者等に対する給食、供給のため岩手県知事（以下「甲」という。）と住田町長（以下「乙」という。）とは、上記政府所有災害救助米穀の引取代金納付について、次の条項により契約を締結する。

- 第1条** 乙は災害救助用米穀の引取代金を甲の発行する納額告知書によって、納付期限までに岩手県金庫に納付しなければならない。
- 第2条** 乙が納付期限までにその引取代金を納付しなかったときは、該当未納額について、納付期限の翌日から納付するまでの日の日数に応じ年 14.6%で計算した額の延滞金を甲に納付しなければならない。
- 第3条** この契約に定める納付期限については、その期限が土曜日、日曜日及びその他の休日に該当する場合は、その翌日をもって該当期限とする。
- 第4条** 乙は、甲の指示又は承認がなければ災害救助用米穀を転売又は買受目的に反した処分をすることができない。
- 第5条** 乙は、災害救助用米穀の引取後、又は引取中において天災地変、火災、盗難その他やを得ない事由により乙が損害を被ることがあっても甲はその損害を負担しない。
- 第6条** この契約に定めのない事項については、法令の規定によるほか必要に応じて甲、乙協議して定める。

この契約の証として本書2通を作成し、甲、乙、各々その1通を所持するものとする。

年 月 日

甲 岩手県知事 印
乙 住田町長 印

3-16-4 主食用米穀の売却要領（抜粋）

（平成7年11月1日付け7食糧第817号（米流）食糧庁長官通達）

第7 災害時における応急用米穀の取扱い

1 知事は、地震、大火災、風水害、雪害等非常災害が発生した場合又はそのおそれがある場合において炊き出し等給食を行う必要があると認めるときは、速やかに災害は性状況又は給食を必要とする事情及びこれに伴う給食に必要な米穀（以下「応急用米穀」という。）の数量等を所長に通知するものとする。

2 所長は、1の通知を受けたときは、管内の登録卸売業者の精米手持状況等を参酌の上、登録卸売業者に対し知事又は知事の指定する者に対する売却を指示するほか、知事と協議の上、必要に応じて政府米を直接知事又は知事の指定する者に売却するものとする。

なお、災害救助法（昭和22年法律第118号）が発動された場合における政府米の知事への緊急引渡手続については、長官が別に定めるところによるものとする。

3 所長は、応急用米穀について、2に基づき講じた措置については、速やかに長官に報告するものとする。

（注） 所長＝食糧事務所長
長官＝食糧庁長官

3-16-5 応急食糧引渡しに関する協定書

災害救助法が発動された場合における政府米の緊急引渡しに関し、「災害救助法が発動された場合における災害救助用米穀の緊急引渡要領（昭和61年2月10日付け61食糧第120号食糧庁長官通達）」に基づき、岩手県知事と盛岡食糧事務局長との間に下記のとおり協定する。

記

- 第1条** 災害救助用米穀の売買契約は、岩手県知事（以下「知事」という。）と盛岡食糧事務所長（以下「所長」という。）との間において締結するものとする。
- 第2条** 被災地の市町村長は、交通、通信の途絶のため災害救助用米穀の引取に関する知事の指示を受け得ない場合には、災害救助法発動期間中に緊急に引渡しを受ける必要のある数量の災害救助用米穀について、食糧事務所支所長又は政府所有食糧を保管する倉庫の責任者に対して直接引渡しを要請することができるものとする。
- 第3条** 知事は、市町村長が第2条により災害救助用米穀の引渡しを受けた場合には、当該市町村長が引渡しを受けた災害救助用米穀の全数量について所定の価格により買い受けるものとする。
- 第4条** 所長は、知事に災害救助用米穀の価値をあらかじめ通知しておくこととし、価値を変更した場合には速やかに変更後の価値を通知するものとする。
- 第5条** 災害救助用米穀の売買代金の納付については、30日以内の延納とし、担保及び金利は徴しないものとする。
- 第6条** 災害救助用米穀の引渡しを行うものは正品に限るものとし、事故品（損傷品等）の引渡しは行わないものとする。
ただし、知事又は知事の指定する者（知事又は市町村長が取扱者として指定した卸売業者等をいう。）が当該事故品の損傷等の程度が軽微であり、災害救助用米穀として適当であると認めた場合であって、当該倉庫に在庫する正品の不足を補うため知事又は引取人から引渡しの要請があったときは、当該米穀を引渡して差し支えないものとする。
- 第7条** この協定の内容に変動を生じたときは別途更新するものとする。

この協定の証として本書2通を作成し知事及び所長がそれぞれ1通を保有するものとする。

平成14年2月4日

岩手県知事
盛岡食糧事務局長

3-16-6 災害救助法が発動された場合における災害救助用米穀の緊急引渡要領

(昭和 61 年 2 月 10 日付け食糧第 120 号 食糧庁長官通達)

第1 趣旨

この要領は、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が発動された場合における政府米の知事への緊急引渡手続きについて、必要な事項を定めるものとする。

第2 事前の協定等

1 所長は、災害救助法が発動された場合において当該災害地を所轄する知事又は市町村長からの緊急な引渡しの要請に応じて引き渡す政府米（以下「災害救助用米穀」という。）の引渡しに関し、あらかじめ、知事と知事が直接要請する場合の手続き等のほか、次の事項についての取扱要領を協定しておくものとする。

- (1) 市町村長は、交通・通信の途絶のため災害救助用米穀の引取りに関する知事の指示を受け得ない場合には、災害救助法発動期間中に緊急に引渡しを受ける必要のある数量の災害救助用米穀について、食糧事務局支所長（以下「支所長」という。）又は政府所有食糧を保管する倉庫（以下「倉庫」という。）の責任者（政府倉庫の物品出納官を含む。以下同じ。）に対して直接引渡しを要請することができること。
- (2) 知事は、市町村長が(1)により災害救助用米穀の引渡しを受けた場合には、当該市町村長が引渡しを受けた災害救助用米穀の全数量について所定の価格により買い受けること。
- (3) 所長は、知事に災害救助用米穀の価格をあらかじめ通知しておくこと。また、価格を変更した場合には速やかに変更後の価格を通知すること。
- (4) 災害救助用米穀の売買代金の納付については、30 日以内の延納とし、担保及び金利は徴しないものとする。
- (5) 災害救助用米穀として引渡しを行うものは正品に限るものとし、事故品（損傷等）の引渡しは行わないものとする。

ただし、知事又は知事の指定する者（知事又は市町村長が取扱者として指定した卸売業者等をいう。以下「引取人」という。）が当該事故品の損傷等の程度が軽微であり災害救助用米穀として適当であると認めた場合であって、当該倉庫に在庫する正品の不足を補うため知事又は引取人から引渡しの要請があったときは当該米穀を引渡して差し支えないものとする。

2 1の協定が成立した場合には、所長は管下の支所長及び食糧庁指定倉庫業者に対し、知事は市町村長に対し、それぞれの内容等を周知徹底させておくものとする。

第3 知事又は市町村長に対する災害救助用米穀の引渡し

1 荷渡指図書を発行・交付して引渡しを行う場合

- (1) 所長は、知事から災害救助用米穀の緊急引渡しについて要請を受け、知事に対する直接売却を決定したときは、直ちに知事に対して延納売却を行うものとする。

この場合における売買契約の締結は、「災害救助用発動に伴う応急食糧売却の買契約書及び延納措置について」（昭和 35 年 4 月 19 日付け 35 食糧第 2432 号（経理）食糧庁長官通達）によるものとする。

- (2) 知事に対する所長の災害救助用米穀引渡事務は、「荷渡指図書および出庫証による物品の引渡要領」（昭和 35 年 4 月 7 日付け 35 食糧第 2232 号（経理）食糧庁長官通達。以下「引渡要領」という。）に定めるところにより行うものとする。

ただし、次ぎに掲げるときは、所長は、荷渡指図書（出庫証を含む。以下同じ。）を概数によって発行することができるものとする。

ア 災害地の倉庫から災害救助用米穀を出庫するときであって正品在庫数量が不明確なとき。

イ 災害地区別に災害救助用米穀の必要量の変動が予想されるとき。

2 荷渡指図書を発行・交付して引渡しを行う時間的余裕のない場合

(1) 食糧事務所本所と倉庫及び支所との間の連絡がつく場合

ア 所長は、荷渡指図書を発行・交付して引渡しをする時間的余裕がない（荷渡指図書を交付しても、当該荷渡指図書の提示を受けて災害救助用米穀の引渡しを行うことが困難なときを含む。）と認めたときは、荷渡指図書によることなく知事又は引取人に対して災害救助用米穀を引渡すものとする。

イ 所長は、アにより災害救助用米穀の引渡すときは、倉庫の責任者に対し、電話又は他の通信方法により当該災害救助用米穀の種類、類別、等級、数量等荷渡指図書に記載すべき事項を明確に指示するとともに、倉庫を管轄する支所長に対し、指示の内容を連絡するものとする。
ただし、1の(2)のただし書に揚げる事由に該当するときは、概数による指示を行うことができるものとする。

なお、倉庫の責任者及び支所長は、所長から指示のあった内容等を記録しておくものとする。

ウ 倉庫の責任者は、イの所長の指示に基づき知事又は引取人に対して災害救助用米穀の引渡しを行うときは、知事又は引取人から引渡しに係る災害救助用米穀の種類、類別、等級、数量等を明らかにした受領証をかならず徴するものとする。

エ 支所長は、ウにより災害救助用米穀の引渡しがおこなわれるときは、必要に応じ支所職員を立ち合わせるものとする。

(2) 食糧事務所本所と倉庫及び支所との間の連絡がつかない場合

ア 市町村長から支所長に対して緊急な引渡しを要請する場合

(ア) 市町村長は、交通・通信の途絶のため災害救助用米穀の引き取りに関する知事の指示を受け得ない場合であって、緊急に災害救助用米穀の引き取りを必要とするときは、当該地域を管轄する支所長（支所長に連絡のとれないときは、「政府所有食糧等の保管管理要領」（昭和61年3月28日付け61食糧業第162号（買入）食糧庁長官通達）に定める保管指導担当者である食糧事務所職員。以下「支所長等」という。）に対して、文書により要請を行うものとする。

(イ) 支所長等は、市町村長から(ア)により要請を受けた場合であって、当該要請内容を検討の上適当と認めたときは、その旨を市町村長に通知するとともに、倉庫の責任者に対して災害救助用米穀の引渡しの指示を(1)のイに準じて行うものとする。

(ウ) 倉庫の責任者は(イ)による支所長等の指示に基づき災害救助用米穀の引渡しを行うものとするが、その引渡しに際しては、(1)のウに準じて市町村長から受領証を徴するものとする。

(エ) 支所長等は、(ウ)により災害救助用米穀の引渡しが行われるときは、自ら立ち会うか又は支所職員に立ち合わせるものとする。

イ 市町村長から倉庫の責任者に対して緊急な引渡しを直接要請する場合

(ア) 市町村長は、交通・通信の途絶のため災害救助用米穀の引き取りに関する知事の指示を受け得ない場合であって、緊急に災害救助用米穀の引き取りを必要とするもの支所長等に対して連絡が取れないときは、倉庫の責任者に対して、文書により緊急な引渡し要請することができるものとする。

(イ) 倉庫の責任者は、(ア)による市町村長の要請書に基づき被害救助用米穀の引渡しを行うものとするが、この引渡しに際しては、(1)のウに準じて市町村長から受領証を徴するものとする。

なお、この場合、倉庫の責任者は、トラック番号その他当該引渡しの事実を証する事項及び引渡し時の立会者名等を記録しておくものとする。

(ウ) 倉庫の責任者は、支所長等に対して連絡が付き次第、速やかに、(イ)による災害救助用米穀の引渡しの事実、状況等を報告するものとする。

ウ 市町村長が、緊急な引渡し要請できる災害救助用米穀の数量は、被災者及び災害救助従事者に対する炊き出し等給食に必要な数量とするものとする。

エ 所長に対する支所長の報告

支所長は、ア又はイにより災害救助用米穀の引渡しを行ったときは、速やかに、所長に対してあらかじめ所長の定める様式により当該引渡災害救助用米穀に日別、倉庫別の種類、類別、等級、数量等を報告するものとする。

オ 知事に対する市町村長の報告

市町村長は、ア又はイにより災害救助用米穀の引渡しを受けたときは、速やかに、知事に対して当該引渡しを受けた災害救助用米穀の日別、倉庫別の種類、類別、等級、数量等を報告するものとする。

第4 売買契約書の整備

- 1 所長は、第3の1の(2)のただし書きにより概数による荷渡指図書を発行した場合において、実際の引渡しに応じて売買契約の内容を改定する必要があるとき又は第3の2により荷渡指図書によることなく引渡しを行ったときは、知事と実引渡月日毎に実引渡数量をもって、売買契約の改定又は締結を行うものとする。
- 2 所長は、1の売買契約の締結に当たっては、知事から「日別、倉庫別買取数量明細書」を徴し、これと第3の2の(2)のエの支所長からの報告等とを照合するものとする。

第5 荷渡指図書の発行等事務整理

- 1 所長は、第3の2により荷渡指図書の発行・交付していない場合は、速やかに第4の1により売買契約を締結した日付けで、荷渡指図書を発行し、知事に交付するものとする。
- 2 1により荷渡指図書を発行・交付した場合の事務処理は、次のよるほか、引渡要領の定めるところによるものとする。
 - (1) 所長は、荷渡指図書の裏面に、引渡物品受領確認印（知事）を徴した上、荷渡通知書及び払出命令書とともに支所長に送付するものとする。
 - (2) 支所長は、(1)により送付を受けた荷渡指図書及び荷渡通知書を倉庫の責任者に回付するものとする。
 - (3) 倉庫の責任者は、(2)により荷渡指図書及び荷渡通知書の回付を受けたときは、知事又は引取人からの受領証と照合の上、引渡報告書を作成し、これを支所長に提出する。

第6 その他

既に「災害時における応急食糧の緊急引渡について」（昭和35年7月6日付け35食糧第4151号（経理）食糧庁長官通達）により所長と知事との間で災害救助用米穀の緊急な引渡しについての取扱要領が協定されており、改めて協定する必要がないと所長が認める場合は、第2に基づいて協定された当該取扱要領として取り扱って差し支えないものとする。

3-16-7 災害時における救援物資（飲料水）の供給に関する協定書

住田町（以下「甲」という。）とみちのくコカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）は、住田町における地震、風水害等の災害発生時又は発生のおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における飲料の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時等に際して、甲から乙に対して行う支援協力の要請に関し必要な飲料の供給について必要な事項を定めるものとする。

（飲料水の確保）

第2条 甲は、災害時等における応急対策のため緊急に飲料を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、飲料の供給を要請することができる。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、保有又は調達可能な飲料の供給について速やかに対応する。

（要請方法）

第3条 甲は、前条の要請をする場合は、「救援物資供給要請書」（様式第1号）により、飲料の種類、数量、納入日時、納入場所その他必要な事項を明らかにして行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭で要請し、事後において救援物資供給要請書を提出するものとする。

（飲料水の運搬及び引渡し）

第4条 飲料の引渡場所は、甲が状況に応じて指定するものとし、引渡場所までの飲料の運搬は原則として乙が行うものとする。

2 甲は当該場所において、乙の提出する「飲料受領書」（様式第2号）により数量等を確認の上、飲料を引き取るものとする。

（経費の負担）

第5条 乙が甲に供給した飲料の代金及び運搬等に要した費用等、必要と認めるその他の経費（以下「代金等」という。）については、甲が負担するものとする。

2 代金等の額は、災害発生時直前における適正な価格を基準として、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

（経費の請求及び支払）

第6条 乙は、飲料の納入が完了したときは、前条の価格による代金について、納品書及び別途甲の定める請求書をもって、甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による乙からの代金の請求があったときは、その内容を確認の上、支払うものとする。

（負傷等の補償）

第7条 第4条に規定する業務に従事した者について、その者の責に帰することができない理由により、死亡、負傷、もしくは疾病にかかり、又は障がい者となった場合の災害補償は、乙の責任において行う

ものとする。

(情報交換及び提供)

第8条 甲及び乙は、この協定に基づく協力が円滑に行われるよう、平常時から相互に情報交換を行うとともに、住田町の災害発生時における、諸活動中に覚知した災害に関する情報についても必要に応じ相互に提供し合うものとする。

(連絡責任者等)

第9条 甲及び乙は、支援活動に関する事項の伝達を円滑に行うため、連絡先、連絡責任者及び連絡担当者を含め、相互に報告するものとする。

2 甲及び乙は、前項の内容に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

(調査票の提出)

第10条 乙は、この協定締結の後、毎年4月1日現在の緊急連絡先及び物資の保有数量等を記した「調査票」(様式第3号)を甲に提出するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結日から平成27年3月31日までとする。

2 前項の有効期間満了の日の1箇月前までに甲又は乙からこの協定を更新しない旨の文書による通知がない場合は、当該有効期間は更に1年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈について疑義が生じたときは、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結の証として本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成27年1月29日

甲 岩手県気仙郡住田町世田米字川向88番地1

住田町

代表者 住田町長 多田欣一

乙 岩手県紫波郡矢巾町広宮沢第1地割279番地

みちのくコカ・コーラボトリング株式会社

代表者 代表取締役社長 谷村広和

様式第1号 (第3条関係)

救援物資供給要請書

年 月 日

様

町長

印

災害時における飲料の供給に関する協定第3条の規定に基づき、次のとおり要請します。

1 要 請 日 時	年 月 日 ()
2 納 入 希 望 日	年 月 日 ()
3 納 入 場 所	
4 飲 料 の 種 類 ・ 数 量	

様式第2号 (第4条関係)

飲料受領書

年 月 日

様

飲料受領確認者

職氏名

印

貴社より次のとおり飲料を受領しました。

記

1 受領場所 _____

2 飲料の種類及び数量

品 名	規 格	数 量	備 考

※記以下の受領場所、飲料の種類、規格、数量などは配送時にあらかじめ記載して

おくこと。受領確認者の押印は省略することができる。

様式第3号 (第11条関係)

調査票

年 月 日

■基本事項

商号又は名称			
住所	〒		
代表者氏名		役職	
電話番号		FAX番号	
E-mail			

■緊急連絡先

責任者氏名		役職	
昼間連絡先			
担当者氏名		役職	
昼間連絡先			
担当者氏名		役職	
昼間連絡先		夜間・休日連絡先	

■事業所 (活動拠点の所在地)

事業所名			
所在地			
位 置 図			

3-17 給水計画

3-17-1 給水計画表

(1) 応急給水計画

水源場所	水源名	水量 (m ³ /日)	給水方法
世田米字合地沢	叶倉水源	881	給水タンク 1.5 m ³ による
下有住字奥新切	金沢水源	720	
上有住字八日町	和田野水源	360	
上有住字桧山	桧山水源	95	

(2) 給水施設の応急復旧計画

作業の順序		必要機材					備考
項目	方法		種別	所要人員	動員可能	不足人員	
被災状況の把握	1 水道部調査班による被害状況の実施	1 手持ち資材を考慮し、「水道施設の災害に伴う相互応援計画要綱」により、日本水道協会岩手県支部に対し、応援を要請し、応急復旧に要する資材を確保する	配管工	20	4	16	水道指定工事業者より配車
復旧作業	1 水道管の破損等により、汚染のおそれのある地区の断水		土木雑役	10	10		
	2 水道管破損箇所の修理 3 被災地区の給水		現場連絡員	2	2		
その他の作業	1 主要箇所における残留塩素濃度の測定強化		小型トラック	4	4		

(3) 給水用具保有一覧

種別	個数及び数量	全容量	所管者	所管者住所	電話
給水タンク	2台×1.5 m ³	1.5 m ³	住田町建設課	世田米字川向 96-1	46-2111

3-17-2 住田町指定給水装置工事事業者

業 者 名	住 所	電 話	備 考
(有) 水野水道工業所	大船渡市盛町字内ノ目2番地6	0192-26-2056	
金野設備(有)	陸前高田市米崎町字脇の沢147番地2	0192-54-4843	
(株)石川水道工業	陸前高田市高田町字砂畑12番地7	0192-54-3055	
(有)ササキ電気工事	陸前高田市高田町字宮崎31番地1	0192-56-2200	
(株)ムラスイ	陸前高田市米崎町字松峰42番地9	0192-55-2412	
佐々木鉄工所	住田町下有住字高瀬27番地	0192-48-2658	
多田商店	住田町世田米字世田米駅1番地	0192-46-2022	
(有)東環	大船渡市大船渡町字赤沢19番地の1	0192-27-7347	
(株)盛水道電業社	大船渡市盛町字宇津野沢3番地3	0192-27-2138	
(有)山崎工業	住田町世田米字川向95番地9	0192-46-2512	
(株)カイハツ総合設備	大船渡市盛町字東町3番地11	0192-25-0888	
千葉住設	大船渡市猪川町字轆轤石5番地6	0192-26-0306	
(株)宏和設備	大船渡市盛町字沢川34番地31	0192-26-0323	
ライフ工業(株)	大船渡市猪川町字久名畑98番地3	0192-27-3148	
(株)八木又商店	大船渡市大船渡町字茶屋前81番地1	0192-27-1778	
(株)鈴木水道	陸前高田市竹駒町字十日市場300番地	0192-55-3022	
(株)山岸水道	大船渡市大船渡町字新田36番地17	0192-27-8400	
大槻設備	大船渡市立根町字川原56番地6	0192-27-0788	
(株)菊池商店	陸前高田市広田町字泊138番地2	0192-56-2323	
(有)菊栄工務店	遠野市小友町第30地割89番地1	0198-68-2408	
(有)菊池設備	遠野市青笹町中沢第2地割31番地	0198-62-8356	
松田水道サービス	住田町上有住字和野84番地1	0192-48-2206	
(株)山元	釜石市港町一丁目5番25号	0193-22-1805	
(株)クラシアン	横浜市港北区新横浜一丁目2番1号	019-645-8711	
(株)成翊光産業	大船渡市大船渡町字富沢6番地1	0192-27-1121	
遠野水道工業(株)	遠野市松崎町白岩第10地割41番地6	0198-62-3739	

資料編 3 災害応急対策計画

業 者 名	住 所	電 話	備 考
(有) 気 仙 広 域 清 掃	大船渡市盛町字田中島 19 番地 20	0192-27-9321	
ア タ ッ ク	釜石市野田町一丁目 1 番 35 号	0193-23-9177	
(株) 村 上 冷 凍 空 調 設 備	陸前高田市高田町字曲松 128 番地 10	0192-47-4515	
(株) 鈴 陶	遠野市中央通り 6 番 18 号	0198-62-2463	
ア ク ア サ ー ビ ス	奥州市水沢区佐倉河字松堂 82 番地 1	0197-23-5808	
(株) オ カ ダ	気仙沼市西中才 162 番 18	0226-29-5380	
(株) 水 沢 工 事 セ ン タ ー	奥州市水沢区佐倉河前田 20 番地	0197-24-4331	
(有) 丸 新 工 業	大船渡市大船渡町字永沢 19 番地 5	0192-21-3386	
(株) ユ ア ホ ー ム	胆沢郡金ヶ崎町西根谷来浦 53-1	0197-42-3845	
(株) 平 山 工 業 所	遠野市松崎町白岩字地森 64-2	0198-62-2541	
(株) ア ド バ ン ス ・ テ ッ ク	大船渡市日頃市町字坂本沢 1112 番地 3	0192-22-8810	
(有) 近 藤 設 備 工 業	一関市花泉町涌津字道下 15 番地 31	0191-82-3498	
(株) 新 亀 建 設	大船渡市日頃市町字中宿 6-6	0192-28-2254	
内 田 工 事 株 式 会 社	北上市孫屋敷 13 番 11 号	0197-64-7213	
(株) 姫 神 設 備 工 業	盛岡市上田字岩脇 1-27	019-661-8356	
小 笠 原 設 備 工 業 株 式 会 社	遠野市松崎町光興寺 2-61-85	0198-60-3636	
(有) 吉 田 工 務 店	住田町世田米字川向 37 番地 4	0192-46-2553	
(株) 西 條 工 務	陸前高田市広田町字泊 4 番地 5	0192-56-3210	

3-19 感染症計画

3-19-1 災害時における感染症計画

順位	地区別	派遣班数			1戸当たり 散布基準		1ヶ班 処理 基準	対象 戸数	所要 薬剤	備考
		機械種別	班数	人員	薬剤名	数量				
1	世田米 下有住 上有住	動力 散布機	24 6 14	人 120 30 60	粉 剤	kg 1	戸 50 50 50	戸 1,200 270 600	kg 1,200 270 600	
2	世田米 下有住 上有住	噴霧器	24 6 12	168 42 84	クレゾール	CC 20	50 50 50	1,200 270 600	25.2 5.7 12.6	
3	世田米 下有住 上有住				ミケゾール					側溝、 下水道等 に散布
4	世田米 下有住 上有住				石 灰					

3-19-2 感染症器具・機材等調達先

調達先 \ 機械名	動力散布機	噴霧器	電 話	備 考
大船渡市農業協同組合	6	7	26-5211	
町公衆衛生組合 (町内衛生組合所有含む)				
町外からの災害応急措置応援				
合 計	6	7		

3-19-3 感染症薬剤調達先

防疫薬剤 業者・団体	石 灰 (袋)	クレゾール (缶)	滅菌剤 (缶)	乳 剤 (缶)	粉 剤 (缶)	油 剤	電 話
大船渡市農業協同組合	100			7			26-5211
(株)小田島陸前高田支店		45	70	30	200	10	0193-36-1088 (釜石)
1 単位入 合 計	(20kg) 100	(5kg) 30	(500CC) 70	(18 ㍓) 30	(10kg) 100	(18 ㍓) 10	

3-20 廃棄物処理・障害物除去計画

3-20-1 し尿処理用業者一覧表

(令和6年4月1日現在)

名 称	住 所	処理能力	電 話	備 考
(株) 気仙広域清掃	末崎町字上山 108-18	1,800 リットル 2台 3,600 リットル 20台 10,000 リットル 5台	27-9321	衛生センター 住田町対応分として、1日1台あたり30件平均として1台をもって1日約30件を目標として地域編成する
(株) 成翊光産業	大船渡町字富沢 6-1	1,800 リットル 1台 3,600 リットル 2台 4,900 リットル 1台	27-1121	
(株) 東 環	大船渡町字赤沢 19-1	3,600 リットル 2台	27-7347	
ライフ工業(株)	猪川町字久名畑 98-3	3,700 リットル 2台	27-3148	
(株) 菊池商店	広田町字泊 138-2	1,800 リットル 1台 3,600 リットル 1台	56-2323	

3-20-2 障害物除去用緊急借上業者別資材機械等保有一覧表

令和6年4月1日現在(単位:台)

車 両 等 保 有 者		
業 者 名	住 所	電 話
住 田 ブ ロ ッ ク 建 設 (株)	世田米字小府金 5-1	46-2124
(株) ヤ マ カ	世田米字向川口 73-3	46-2172
(有) 山 崎 工 業	世田米字川向 95-9	46-2512
(有) 吉 田 工 務 店	世田米字川向 37-4	46-2553
斎 藤 工 業	上有住字新田 182	49-5015
佐 藤 寿 次	下有住字十文字 126	48-2686

3-24 ライフライン施設応急対策計画

3-24-1 液化石油ガス製造事業所・貯蔵所一覧表

令和6年4月1日現在

事業所名	所在地	電話番号	貯蔵能力	備考
東海プロパン(株)	盛町字中道下2-26	27-4121	20ト×1基 15ト×1基	
(有)石川ガス	盛町字二本杵23-4	27-3232	15ト×1基 10ト×1基	
気仙郡漁業協同組合連合会 プロパン充填所	大船渡町字上平16-2	27-1635	20ト×1基	
シナネン(株)三陸営業所	大船渡町字砂森1-18	26-3828	20ト×1基	
(株)八木又商店	大船渡町字茶屋前157-1	25-1161	20ト×1基	

3-24-2 プロパンガス取扱業者一覧表

事業所名	所在地	電話番号	備考
多田商店	世田米字世田米駅1	46-2022	
横澤儀商店	世田米字川向34-3	46-2483	
吉田石油	世田米字向川口102-9	46-2036	
及川商店	上有住字八日町135	48-2412	

3-24-3 災害時における電力復旧のための拠点に関する協定書

住田町（以下「甲」と言う。）と東北電力ネットワーク株式会社大船渡電力センター（以下「乙」と言う。）は、災害時の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 甲、乙は、大規模地震及び台風等の災害発生に伴い、大規模な停電等が発生した場合において、双方が緊密な連携を保ち、住民の生活と安全を確保するために電力設備の迅速かつ円滑な復旧を図るものとする。

（災害情報の提供）

第2条 甲、乙は、それぞれ早期の状況把握に努めるとともに、必要な災害情報を共有するものとする。

2 乙は、大規模な停電等が発生した場合、停電地域、停電戸数、停電の原因、停電発生時間等の情報を甲に提供するものとする。

3 乙は、第1項について、ヘリコプターやドローン等の技術を活用する際は、甲は可能な範囲でそれに協力するものとする。

（市町村災害対策本部への社員の派遣）

第3条 大規模地震及び台風等による大規模な災害により停電等が発生、あるいは発生の恐れがあり、甲が災害対策本部を設置した場合、乙は必要に応じ甲が設置した災害対策本部にリエゾンを派遣するものとする。

2 派遣されたリエゾンは、災害情報の収集・伝達等に関する窓口となり、必要に応じ各種調整を図るものとする。

（電力設備の復旧）

第4条 災害により大規模な停電が発生した場合、乙は、乙の供給管轄区域内の被害状況を総合的に判断したうえで、優先順位を見極めながら医療機関（総合病院）、災害復旧対策の中核となる官公署・避難場所等、重要施設への電力設備の復旧を可能な限り優先して実施するものとする。

2 前項を実施するにあたり、乙はあらかじめ優先復旧が必要な重要施設を明らかにし、重要施設リスト等により甲と共有するものとする。

3 電力設備の復旧にあたり、前項で共有された重要施設等への電源車等の復旧設備の使用については、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

（復旧作業に対する協力）

第5条 積雪、なだれ、土砂災害、倒木等により甲が管理する道路が通行不能となり、乙の電力復旧作業に支障をきたした場合、甲は当該区間の迅速な道路復旧作業に努めるものとする。

（資材置場等の確保に対する協力）

第6条 災害時において乙の電力復旧作業に必要な資材置場、駐車場およびヘリポート等の確保にあたっては、甲は乙の要請に協力するよう努めるものとする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、甲、乙協議のうえ決定するものとする。この協定を証するため、甲、乙記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

令和2年8月28日

甲 岩手県気仙郡住田町世田米字川向 88 番地 1

住 田 町

住田町長 神 田 謙 一

乙 岩手県大船渡市盛町字内の目 11 番地 10

東北電力ネットワーク株式会社大船渡電力センター

所 長 佐 藤 和 行

3-30 防災ヘリコプター出動要請計画

3-30-1 岩手県防災ヘリコプター応援協定

(目的)

第1条 この協定は、岩手県内の市町村、消防の一部事務組合（以下「市町村等」という。）が、災害による被害を最小限に防止するため、岩手県が所有する防災ヘリコプター（以下「防災ヘリ」という。）の応援を求めることについて必要な事項を定めるものとする。

(協定区域)

第2条 この協定に基づき市町村等が防災ヘリの応援を求めることができる地域は、当該市町村等の区域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定において、災害とは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第1条に規定する災害をいう。

(応援要請)

第4条 この協定による応援要請は、災害発生の市町村等の長が、防災ヘリの特性を十分に発揮することができるかと認められる場合で、原則として、次に掲げる要件を満たす場合に岩手県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

- (1) 公共性 災害等から住民の生命及び財産を保護し、被害の軽減を図るものであること。
- (2) 緊急性 差し迫った必要性があること。
- (3) 非代替性 防災ヘリによる活動が最も有効であること。

(応援要請の方法)

第5条 応援要請は、岩手県防災航空センターに電話等により、次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
- (3) 災害発生現場の気象状況
- (4) 災害現場の最高指揮者の職及び氏名並びに連絡方法
- (5) 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他必要な事項

(防災航空隊の派遣)

第6条 知事は、前条の規定により応援要請を受けたときは、災害発生現場の気象状況等を確認の上、防災航空隊を派遣するものとする。

2 知事は、応援要請に応じることができない場合は、その旨を速やかに、災害発生の市

町村等の長に通報するものとする。

(防災航空隊の隊員の指揮)

第7条 前条第1項の規定により防災航空隊を派遣する場合において、災害現場における防災航空隊の隊員の指揮は、災害発生の市町村等の消防長が行うものとする。ただし、緊急の場合は災害現場の最高指揮者が行うことができるものとする。

(消防活動に従事する場合の特例)

第8条 応援要請に基づき防災航空隊の隊員が消防活動に従事する場合においては、災害発生の市町村等の長から防災航空隊の隊員を派遣している市町村等の長に対し、消防相互応援に関する協定書(昭和50年5月13日締結。以下「相互応援協定」という。)第4条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。

(経費負担)

第9条 この協定に基づく応援に要する経費の負担は、岩手県が負担するものとする。

2 前条に該当する消防活動に従事する場合においても、応援に要する経費は、相互応援協定第12条の規定にかかわらず、岩手県が負担するものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関し必要な事項は、岩手県及び市町村等が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、正本70通を作成し、知事及び市町村等の長が記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

附 則

この協定は、平成8年10月1日から施行する。

協定者 知事 氏 名

市町村長 氏 名

(57市町村長連署)

消防の一部事務組合 氏 名

(9管理者連署)

3-30-2 回転翼航空機（NPO 法人ヘリコプター）の利活用に関する協定

住田町（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人 All Round Helicopter（以下「乙」という。）は、回転翼航空機（以下「ヘリコプター」という。）の利活用に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が包括的な連携・協力のもと、乙が運航するヘリコプターの特性が十分に発揮される場面において利活用することにより、防災、災害対応、その他地域社会の発展に寄与することを目的とする。

（連携内容）

第2条 前条に定めるヘリコプターの利活用とは、次に掲げる事項とする。

- (1) 災害対応に関する準備及び訓練の実施を含む防災活動に関する事項
- (2) 災害発生時における、上空からの被災状況の確認等を含む初動調査及び支援物資輸送に関する事項
- (3) 前述の事項において、甲が必要と認める警察・消防との連携に関する事項
- (4) その他、甲と乙が協議して必要と認める事項

（実施場所）

第3条 本協定に定めるヘリコプターの利活用の実施場所については、甲と乙が協議して定めるものとする。

（安全運航への協力）

第4条 甲と乙は、ヘリコプターの運航に関して、必要な安全対策を常に講じるとともに、相互協力により安全運航に努めるものとする。

（費用負担）

第5条 本協定に定めるヘリコプターの利活用の経費については、乙が負担するものとする。ただし、それによりがたい場合は、甲と乙が協議して定めるものとする。

（損害賠償責任）

第6条 本協定に定めるヘリコプターの利活用において、運航中に発生した損害（ヘリコプターの運航に起因するものに限る。）については、乙がその責任を負うものとする。

（有効期間）

第7条 本協定の有効期間は、協定締結日から平成27年3月31日までとする。ただし、本協定による有効期間満了の日の30日前までに、甲または乙からの何らかの申し出がないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(他の協定との関係)

第8条 本協定は、甲が既に締結している協定を妨げるものではない。

(その他)

第9条 本協定に定めがない事項及び本協定に疑義が生じたときは、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

本協定の成立を証するために、本書2通を作成し、甲と乙がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

平成27年1月27日

甲 岩手県気仙郡住田町世田米字川向88番地1

住田町

代表者 住田町長 多田欣一

乙 栃木県足利市八幡町214番地4

特定非営利活動法人 All Round Helicopter

代表者 代表理事 高橋雅之

4-2 災害復旧・復興計画

4-2-1 災害復興住宅融資

(令和4年4月1日現在)

貸付対象	根拠法令	融資限度額	貸付条件
<p>災害(*)により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で地方公共団体から「り災証明書」を交付されている方に対し、住宅の建設、購入、補修を行うのに必要な資金を「住宅金融支援機構」から融資を受ける。</p> <p>(*) ①自然現象による災害 ②①以外で機構が指定した災害</p> <p>※機構が定める条件及び基準に適合している住宅が対象</p>	<p>独立行政法人住宅金融支援機構法（平成17年7月6日法律第82号）</p>	<p>各所要額の合計額又は下記の合計額のいずれか低い額が限度額（その他条件有り）</p> <p>※住宅に対する補助金の受給状況により、融資額が減額になる場合有り</p>	
<p>1 建設資金 住宅が全壊、大規模半壊又は半壊した旨のり災証明書の発行を受けた場合（大規模半壊又は半壊の場合は、被災住宅の修理が不能又は困難であることの申し出が必要）</p>		<p>1 建設資金</p> <p>(1) 土地を取得する場合（※） 3,700万円</p> <p>(2) 土地を取得しない場合 2,700万円</p> <p>※申込本人が有償で土地所有権または借地権を取得する場合</p>	<p>1 建設資金</p> <p>(1) 元金据置期間 融資契約の日から3年以内（この期間返済期間が延長される。） ※東日本大震災によるものは5年以内</p> <p>(2) 返済期間 35年以内</p> <p>(3) 金利 固定金利</p> <p>(4) 返済方法 元金均等返済又は元利均等返済</p>

資料編 4 災害復旧・復興計画

貸付対象	根拠法令	融資限度額	貸付条件
<p>2 購入資金 住宅が全壊、大規模半壊又は半壊した旨のり災証明書の発行を受けた場合（大規模半壊又は半壊の場合は、被災住宅の修理が不能又は困難であることの申し出が必要）</p> <p>※機構が定める条件及び基準に適合している住宅が対象</p>		<p>2 購入資金 3,700万円</p>	<p>2 購入資金</p> <p>(1) 元金据置期間 融資契約の日から3年以内（この期間返済期間が延長される。） ※東日本大震災によるものは5年以内</p> <p>(2) 返済期間 ① 新築購入 35年以内 ② 中古住宅購入 35年以内</p> <p>(3) 金利 固定金利</p> <p>(4) 返済方法 元金均等返済又は元利均等返済</p>
<p>3 補修資金 災害(*)により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で地方公共団体から「り災証明書」を交付されている方</p> <p>(*) ①自然現象による災害 ②①以外で機構が指定した災害</p>		<p>3 補修資金 1,200万円</p>	<p>3 補修資金</p> <p>(1) 元金据置期間 融資契約の日から1年以内（この期間返済期間が延長される。） ※東日本大震災によるものは5年以内</p> <p>(2) 返済期間 20年以内</p> <p>(3) 金利 固定金利</p> <p>(4) 返済方法 元金均等返済又は元利均等返済</p>

4-2-2 生活福祉資金

貸付対象	根拠法令	資金種類	貸付限度額の目安	貸付条件
低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯及び生活保護世帯	生活福祉資金貸付制度要綱（平成21年7月28日厚生労働省発社援0728第9号）	福祉資金福祉費（災害援護費）	1世帯 150万円以内	1 据置期間 6月以内 2 償還期間 据置期間経過後7年以内 3 連帯保証人 原則必要（ただし連帯保証人を立てられない場合でも利用可能。）
		福祉資金福祉費（住宅費）	1世帯 250万円以内	4 利子 連帯保証人有り：無利子連帯保証人無し：年 1.5% 5 償還方法 年賦償還、半年賦償還又は月賦償還（ただし繰上償還可能。） 6 申込方法 借入申込書に官公署が発行する罹災証明書、被災証明書等を添付し、市町村社会福祉協議会を経由して都道府県社会福祉協議会へ申し込む。

4-2-3 災害援護資金

(令和4年4月1日現在)

貸付対象	根拠法令	貸付金額	貸付条件
<p>台風、地震等の自然災害により、家屋等に被害を受けた世帯で世帯の前年の年間所得が</p> <p>1人世帯 220万円以内 2人世帯 430万円以内 3人世帯 620万円以内 4人世帯 730万円以内</p> <p>5人以上の世帯については、1人増すごとに730万円に30万円を加えた額以内ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては、1,270万円以内</p>	<p>災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年9月18日法律第82号）</p>	<p>対象被害及び貸付限度額</p> <p>1 世帯主の1ヵ月以上の負傷</p> <p>(1) 住宅の全壊 350万円</p> <p>(2) 住宅が半壊・大規模半壊 270万円 (350万円)</p> <p>(3) 家財の3分の1以上の損害 250万円</p> <p>(4) 家財・住居損害なし 150万円</p> <p>2 世帯主の1ヵ月以上の負傷が無い場合</p> <p>(1) 住宅の全壊 250万円 (350万円)</p> <p>(2) 住宅が半壊・大規模半壊 170万円 (250万円)</p> <p>(3) 家財の3分の1以上の損害 150万円</p> <p>3 住居全体の滅失若しくは流出 350万円</p> <p>※住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等の事情があるときは、()内の金額となる。</p>	<p>1 据置期間 3年（特別の事情がある場合5年）</p> <p>※ 東日本大震災に対処するための特例 6年（特別の事情がある場合8年）</p> <p>2 償還期間 据置期間経過後7年（特別の事情がある場合5年）</p> <p>3 貸付</p> <p>(1) 保証人を立てる場合 無利子</p> <p>(2) 保証人を立てない場合 利率年1.5%（据置期間中は無利子）</p> <p>4 償還方法 年賦、半年賦、月賦</p> <p>5 延滞利率 年5%（平成31年3月31日以前に対応する分は10.75%）</p>

5 附属資料

5-1 住田町防災会議条例

(昭和 38 年 7 月 10 日条例第 15 号)

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき、住田町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 住田町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員 40 人以内をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が委嘱する者
 - (2) 岩手県の知事の部内の職員のうちから町長が委嘱する者
 - (3) 岩手県警察の警察官のうちから町長が委嘱する者
 - (4) 町長がその部内の職員のうちから町長が任命する者
 - (5) 教育長
 - (6) 消防団長及び大船渡地区消防組合の職員のうちから町長が任命する者
 - (7) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が委嘱する者
 - (8) その他町長が必要と認めて委嘱する者
- 6 前項第 7 号及び第 8 号の委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、岩手県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から、町長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第 5 条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 41 年 9 月 26 日条例第 15 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 63 年 3 月 23 日条例第 6 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 2 年 3 月 12 日条例第 4 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 12 年 3 月 22 日条例第 20 号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 9 月 24 日条例第 6 号）

この条例は、公布の日から施行する。

5-2 住田町防災会議運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、住田町防災会議条例（昭和38年住田町条例第15号）第6条の規定に基づき、住田町防災会議（以下「防災会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(防災会議)

第2条 防災会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 委員は、防災会議を開く必要があると認めるときは、いつでも会長に防災会議の招集を求めることができる。

3 防災会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面による会議等)

第3条 会長は、災害その他特別の理由により防災会議を開くことができないと認めるときは、書面での防災会議（以下「書面会議」という。）の実施をもって、防災会議を開催したものとみなすことができる。

2 会長は、書面会議を実施するときは、議事の内容を明らかにした議案書を委員に送付し、書面によりその議決を行うこと（以下「書面議決」という。）を求め、その結果をもって、防災会議の議決に代えることができる。

3 会長は、書面議決を行うときは、その旨を委員に通知しなければならない。この場合において、会長は、期限を定めて、書面表決書の提出を求めるものとする。

4 書面議決は、議案ごとに委員の過半数が書面表決書を提出することをもって成立する。ただし、前項の期限を経過して提出された書面表決書又は委員の署名のない書面表決書は、無効とする。

5 書面表決書を提出した委員は、防災会議に出席したものとみなし、報酬を支給するものとする。ただし、提出した書面表決書が前項ただし書の規定により無効となった場合は、この限りでない。

6 書面議決に係る防災会議の議事は、書面表決書を提出した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

7 会長は、書面議決の結果を委員に報告しなければならない。

(会長の専決処分)

第4条 会長は、前2条の規定にかかわらず、次に掲げるものについて専決処分することができる。

- (1) 緊急を要する事態が発生し、防災会議を開くいとまがないとき。
- (2) 決定を要する事項が一部の特定の機関のみに関することで、早急に措置を要するとき。
- (3) 住田町地域防災計画の修正に関することで内容が軽易なとき。

2 会長は、専決処分の結果を委員に報告しなければならない。

(補則)

第5条 この規程に定めるもののほか、防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和6年9月9日から施行する。

5-3 住田町災害対策本部条例

(昭和 38 年 7 月 10 日条例第 14 号)

(目 的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、住田町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組 織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは災害対策本部に部をおくことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長をおき災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当る。

4 部長は部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第 4 条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(雑 則)

第 5 条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し、必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 24 年 8 月 20 日条例第 5 号)

この条例は、公布の日から施行する。

5-4 住田町災害対策本部運営要領

(目的)

第1 この要領は、住田町災害対策本部条例（昭和38年条例第14号）に基づき、住田町災害対策本部（以下「本部」という。）の組織及び運営について必要な事項を定め、災害対策の円滑かつ適切な実施を図ることを目的とする。

(組織)

第2 本部には、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第2項及び第3項の定めるところにより、本部長、副本部長及び本部員をおく。

2 本部長は町長をもって充て、本部の事務を総括し、本部員を指揮監督する。

3 副本部長は、副町長をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

4 教育長、消防団長は、本部付とする。

5 本部員は、本部付、各部の部長及び住田分署長並びに本部長の指名する職員をもって充てる。

6 本部には、部及び班をおき、それぞれ関係課（局、所、署）長及び補佐並びに係長をその職務に充てる。

(事務分掌)

第3 前条の組織及び事務分掌は、別に定めるとおりとする。

2 各部長は、部の分掌事務を処理するため、あらかじめ担当者を定めておくとともに、必要簿冊を整える等体制を整備しておかなければならない。

(本部の設置及び廃止)

第4 本部は、住田町地域防災計画第3章第1節活動体制計画に定める町災害対策本部の設置基準に基づいて、防災活動を実施するため設置する。

2 本部を設置又は廃止したときは、本部長は、直ちにその旨を関係機関及び住民に周知するものとする。

3 本部長は、災害の推移に応じて臨時部長会議を開催するものとする。

4 部長は、本部が設置されている期間中、所属職員のうちから本部連絡員を指名し、本部に派遣するものとする。

5 本部の廃止は、住田町災害対策本部の廃止基準の定めるところによる。

(地区本部の設置及び組織)

第5 災害対策の円滑かつ適切な実施を図るため、本部長が必要と認めるときは、地区本部を設置し、その事務を処理させることができる。

2 地区本部長は、職員をもって充て、原則として課長又は課長補佐職の中から、本部長が指名する。

3 地区本部長は、本部長の命を受けて地区本部を統括する。

4 地区本部には、事務局長を置くものとし、事務局長は職員をもって充て、原則として課長補佐職又は係長職の中から本部長が指名する。

5 事務局長は、地区本部の事務を処理する。

6 本部長は、地区本部に本部員を派遣することができる。

7 地区本部の組織及び事務分掌は、別に定めるところによる。

8 地区本部は、本部長が指示したときに廃止する。

(その他)

第6 その他この要領実施に関し必要な事項は、本部長はその都度別に定める。

5-5 住田町災害警戒本部設置要領

(目的)

第1 この要領は、気象予警報が発せられ、又は地震若しくは長雨等による地面現象災害が発生するおそれがある場合において、情報の収集及び伝達を迅速かつ円滑に行うため、住田町災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置基準)

第2 警戒本部の設置基準は、次のとおりとする。

- (1) 気象警報、又は洪水警報が発表されたとき。
- (2) 町内に震度4の地震が発生したとき。
- (3) 長雨等による地面現象災害が多数発生するおそれがある場合において、総務部長が必要と認めるとき。
- (4) 大規模な火災、爆発等による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、総務部長が必要と認めるとき。
- (5) 県から原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）第10条第1項に規定する事象（以下「特定事象」という。）の発生に関する通報があった場合
- (6) 原子力事業者（原災法第2条第3号に規定する原子力事業者をいう。）及び当該原子力事業者から放射性物質の運搬を委託された者から町内での事業所外運搬事故（原災法第2条第2号に規定する事業所外運搬に係る事故をいう。以下同じ。）の発生に関する通報があった場合
- (7) 県から原子力災害対策指針（平成24年10月31日原子力規制委員会決定）で示された警戒事態に該当する事象等（以下「警戒事象」という。）の発生に関する通報があった場合において、総務部長が必要と認めるとき。
- (8) その他総務部長が特に必要と認めた場合

(所掌事項)

第3 警戒本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 気象警報等の受領及び関係機関への伝達に関すること。
- (2) 防災行政無線及び広報車等による広報に関すること。
- (3) 各地域の気象等に関する状況及び被害の発生状況の把握に関すること。
- (4) 消防本部その他関係機関の対応状況の把握に関すること。
- (6) 応急措置の実施に関すること。
- (7) 警戒事象及び特定事象の発生に関する情報並びに町内での事業所外運搬事故の発生に関する情報の受領、収集及び関係機関への伝達に関すること。
- (8) その他情報の収集に関し、必要な事項

(組織)

第4 警戒本部は、本部長、副本部長、本部員及び本部職員をもって構成する。

2 本部長は総務課長を、副本部長は総務課長補佐をもって充てる。

3 本部員は、課長職にあるもののうちから状況に応じて本部長が指名する。

4 本部職員は、総務課職員及び本部員の所属する部の職員等のうちから本部長が指名する。

(本部長及び副本部長)

第5 本部長は、部務を総括し、会議を主宰する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6 警戒本部の会議は、必要に応じて本部長が招集する。

(設置場所)

第7 警戒本部は、総務課に置く。

(警戒本部の廃止)

第8 本部長は、次の場合に警戒本部を廃止する。

- (1) 住田町災害対策本部が設置されたとき。
- (2) 災害の発生するおそれなくなったとき又は警戒本部を継続して設置する必要がないと認めたとき。

(報告)

第9 本部長は、岩手県災害警戒本部大船渡地方支部長に対して次の事項を報告するものとする。

- (1) 警戒本部の設置及び廃止に関すること。
- (2) 町のとった対応のうち必要と認める事項
- (3) その他必要と認める事項

(地区本部の設置及び組織)

第10 災害警戒活動を効果的に実施するため、本部長が必要と認めるときは、地区本部を設置し、その事務を処理させることができる。

- 2 地区本部長は、職員をもって充て、原則として課長補佐級の職にある者のうちから、本部長が指名する。
- 3 地区本部長は、本部長の命を受けて地区本部を統括する。
- 4 地区本部には、事務局長を置くものとし、事務局長は職員をもって充て、原則として課長補佐級又は係長級の職にある者のうちから本部長が指名する。
- 5 事務局長は、地区本部の事務を処理する。
- 6 本部長は、地区本部に本部員を派遣することができる。
- 7 地区本部の組織及び事務分掌は、別に定めるところによる。
- 8 地区本部は、本部長が指示したときに廃止する。

(補則)

第11 この要領に定めるもののほか、警戒本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

5-6 住田町防災行政無線通信施設運用規程

(昭和 54 年 12 月 1 日 訓令第 7 号)

(目 的)

第 1 条 この規程は、住田町防災行政無線通信施設（以下「無線」という。）の効率的な運用を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「無線設備」とは、電波を送り、又は受けるための電气的設備をいう。
- (2) 「無線局」とは、無線設備及びその操作を行う者の総体をいう。
- (3) 「親局」とは、特定の 2 以上の受信設備に対し、同時に同一内容の通報を送信する無線局をいう。
- (4) 「遠隔制御設備」とは、遠隔操作によって親局を作動させ送信するための設備をいう。
- (5) 「中継局」とは、親局及び基地局の通信を中継する無線局をいう。
- (6) 「子局」とは、親局からの電波を受信して、拡声放送をし、及び有線による個別放送をするための設備をいう。
- (7) 「基地局」とは、陸上移動局を通信の相手方とする陸上に開設する移動しない無線局をいう。
- (8) 「陸上移動局」とは、陸上を移動中又はその特定しない地点に停止中に通信の運用をする無線局をいう。
- (9) 「無線従事者」とは、無線設備の操作を行う者であって、総務大臣の免許を受けた者をいう。

(無線局等の種別等)

第 3 条 無線局等の区分、呼び出し名称及び常置場所は、別表のとおりとする。

(放送及び通信の原則)

第 4 条 放送及び通信は、すべて親局又は基地局の統制及び指示のもとに行うものとする。

(放送及び通信の内容)

第 5 条 放送及び通信の内容は、防災行政又は一般行政事務を遂行するために必要なものでなければならない。

(秘密の保持)

第 6 条 通信業務に従事する者は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、又同様とする。

(通信時間)

第 7 条 無線局の運用時間は、常時とする。

(親局放送)

第 8 条 第 2 条第 3 号に規定する親局からの放送は、次の各号に掲げる事項に関し放送するものとする。

- (1) 災害に関する情報
- (2) 気象業務法施行令（昭和 27 年政令第 471 号）に定める予警報の伝達等
- (3) 国民保護に関する情報
- (4) 行政広報
- (5) 時報チャイム広報
- (6) その他町長が必要と認める事項

(遠隔制御放送)

第9条 第2条第4号に規定する遠隔制御設備からの放送は、第8条第1号及び第2号に規定するもののほか次の各号に掲げる事項に関し放送するものとする。

- (1) 避難指示等の発令
- (2) 消防団員への指示及び連絡
- (3) 火災警報及び予防等の広報
- (4) その他災害応急対策の実施に関し、町長が指示する事項
- (5) その他町長が必要と認める事項

(子局放送)

第10条 第2条第6号に規定する子局から有線で放送しようとする者は、その地域において公共的放送として必要があると認められる場合に限り、放送内容を文書で防災担当課長に提出し、その承認を得なければならない。ただし、緊急を要する場合は、電話その他により文書に代えることができる。

2 前項の放送は、子局ごとにその所在地域に居住する町職員のうちから別に町長が任命する者の管理のもとで行うものとする。

(陸上移動局通信)

第11条 第2条第7号に規定する基地局と同条第8号に規定する陸上移動局との通信及び陸上移動局相互間の通信は、行政全般について必要の都度行うものとする。

(行政広報の依頼)

第12条 第8条第4号に規定する放送をしようとする者は、防災行政無線行政広報依頼書(様式第1号)を防災担当課長に提出のうえ、その承認を得なければならない。

(時報チャイム広報の時間)

第13条 第8条第5号に規定する放送は、毎日7時、正午及び夏期は17時、冬期は16時に一斉放送するものとする。

(通信の制限)

第14条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、行政事務のための通信を制限し、又は中止させることができる。

- (1) 災害その他、緊急の事態が発生し、又は発生するおそれがあると認められるとき。
- (2) 災害対策本部及び消防署の申し出により、その必要を認めるとき。

(業務記録)

第15条 無線従事者は、無線業務に従事した都度、無線業務日誌(様式第2号及び様式第3号)に必要な事項を記録するものとする。

(放送優先順位)

第16条 無線の放送優先順位は、親局放送、遠隔制御放送、子局放送の順とする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(維持管理)

第17条 無線の保守、点検等の維持管理は、防災担当課において行うものとする。

(補 則)

第18条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

別 表 (第 3 条関係)

No.	呼 出 し 名 称	管 理 担 当	型 式	出 力
1	ぼうさいすみた基地局	総務課	固定式	10W
2	ぼうさいすみた 1	建設課 (岩手 800 す 6147 エスクード)	車載式	10W
3	ぼうさいすみた 2	建設課 (岩手 301 ち 4467 デリカ)	〃	10W
4	ぼうさいすみた 3	総務課 (岩手 301 た 1627 インプレッサ)	〃	10W
5	ぼうさいすみた 4	総務課 (岩手 300 や 1435 フォレスター)	〃	10W
6	ぼうさいすみた 5	建設課 (岩手 100 は 4093 アウトランダー)	〃	10W
7	ぼうさいすみた 6	建設課 (岩手 880 あ 1183 ミニキャブ)	〃	10W
8	ぼうさいすみた 7	総務課 (岩手 300 ゆ 4736 プリウス)	〃	10W
9	ぼうさいすみた 8	総務課 (岩手 502 ち 859 アクア)	〃	10W
10	ぼうさいすみた 101	総務課 (携帯無線機 本庁舎放送室配備)	携帯式	10W
11	ぼうさいすみた 102	総務課 (携帯無線機 本庁舎放送室配備)	〃	10W
12	ぼうさいすみた 103	総務課 (携帯無線機 本庁舎放送室配備)	〃	10W

様式第1号 (第12条関係)

放送依頼課		総務課		
課長	担当者	課長	課長補佐	係長
防災行政無線行政広報依頼書				
広報希望日時	午前 年 月 日 時 分 午後			
発信者		あて先		
広報内容 (文) <div style="text-align: right; margin-top: 200px;">放送者氏名 ()</div>				

5-7 住田町防災行政無線通信施設（同報無線）の運用について

（制定 昭和 60 年 5 月 10 日）

防災行政無線通信施設の運用については、住田町防災行政無線通信施設運用規程（昭和 54 年訓令第 7 号）によるほか、この定めにより運用するものとし、業務分掌を明確にし、及び運用に係る一定の基準を示して防災及び行政に関する業務の適正化を図るものとする。

第 1 業務分掌

- 1 防災担当課は、次の業務を分掌する。
 - (1) 平常勤務時間内の放送に関する事。
 - (2) 無線設備の調整、改良及び新設等に係る情報の収集に関する事。
 - (3) 無線設備の新設等に係る設置場所の確保に関する事。
 - (4) 無線設備の保守契約に関する事。
 - (5) 無線業務日誌及び無線検査簿の記録及び保管に関する事。
 - (6) 東北総合通信局長に係る事務の一切に関する事。
- 2 住田分署は、次の業務を分掌する。
 - (1) 平常勤務時間外の放送に関する事。
 - (2) 無線設備の調整、改良及び新設等に係る計画の作成及び予算措置に関する事。
 - (3) 無線設備の調整、改良及び新設等に係る工事の契約及び監督に関する事。
 - (4) 無線設備の維持管理に関する事。
- 3 その他
 - (1) 有事において、町災害警戒本部又は災害対策本部が設置され、防災担当課の放送体制が整ったときは、防災担当課から消防本部にその旨を連絡するものとし、その後は、平常勤務時間外であっても、防災担当課において放送を行うものとする。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

第 2 放送の内容及び基準

- 1 放送の内容
運用規程第 8 条及び第 9 条の各号に掲げる事項の主な内容は、次のとおりとする。
 - (1) 災害に関する情報（第 8 条第 1 号関係）
 - 職員の非常招集
 - 町災害対策本部の設置及び廃止
 - 地震発生（情報注意）
 - 大雨、洪水、強風等による情報
 - その他
 - (2) 気象業務施行令に定める予警報の伝達等（第 8 条第 2 号関係）
 - 大雨（注意報）警報の発表
 - 強風注意報、暴風警報の発表
 - その他
 - (3) 国民保護に関する情報（第 8 条第 3 号関係）
 - 弾道ミサイルに関する情報発出

航空攻撃情報発出

ゲリラ・特殊部隊攻撃情報発出

大規模テロ情報発出

その他

(4) 行政広報（第8条第4号関係）

各種訓練の周知

交通安全、防犯、農作業安全等各種運動の啓発

交通事故防止及び防犯の呼びかけ

水道管凍結注意

断水、汚水の周知

各種行催事の周知、案内、変更

選挙における棄権防止の啓発

火入れの周知

終戦記念日サイレン吹鳴及び黙とう要請

原爆死没者慰霊サイレン吹鳴及び黙とう要請

土砂崩れ等による通行止めの周知

消火器等悪質訪問販売注意の呼びかけ

消防屯所サイレン試験吹鳴の周知

消防演習（火災防衛訓練）サイレン吹鳴の周知

その他

(5) 時報チャイム広報（第8条第5号関係）

(6) その他町長が必要と認める事項（第8条第6号関係）

緊急を要する迷子家出人等行方不明者の捜索

緊急を要する献血の要請

試験放送

その他

(7) 避難指示等の発令（第9条第1号関係）

大火災等による避難命令他

(8) 消防団への指示及び伝達（第9条第2号関係）

消防団の出動及び応援要請

(9) 火災警報及び予防等の広報（第9条第3号関係）

火災警報

火災、山火事予防運動啓発

強風注意報、乾燥注意報等による火災予防広報

出火報

延焼防止報

鎮火報

その他

(10) その他災害応急対策の実施に関し、町長が指示する事項（第9条第4号関係）

(11) その他町長が必要と認める事項（第9条第5号関係）

2 放送の基準及び例文

前項に係る放送の基準及び例文は別紙の例によるが、状況に応じ適宜修正して放送するものとする。

3 放送に係る留意事項

資料編 5 附属資料

- (1) 緊急火災広報は、消防組合通信指令センターの防災連動により放送するものとする。
- (2) 行政広報については、原則として平常勤務時間内に防災担当課から放送するものとする。
火災予防広報等平常勤務時間外において放送を必要とする場合は、住田分署から放送するものとする。
- (3) 地震に係る放送については気象官署の情報を待たずに広報することができる。ただし、この取扱いについては別に定める。

5-8 防災行政無線内容別放送基準及び放送例文

1. 災害関係

放送内容	放送に係る基準	No.	放送例文	反復回数
町災害対策本部の設置等	町災害対策本部を設置した場合	1	先ほどの地震により〇時〇分、役場に災害対策本部を設置し、警戒（非常）配備を発令しました。役場職員は直ちに出勤してください。	2回
		2	〇時〇分、町の災害対策本部を廃止したのでお知らせします。	2回
	町災害対策地区本部を設置した場合	3	先ほどの地震により〇〇〇地区に災害対策本部地区本部を設置したのでお知らせします。	2回
避難所、収容所、救護所の設置	避難所、収容所及び救護所を設置した場合	4	先ほどの地震により〇〇〇地区〇〇〇（施設名）に避難所（収容所、救護所）を設置したのでお知らせします。	2回

2. 地震関係

放送内容	放送に係る基準	No.	放送例文	反復回数
地震の発生	町内に弱い地震で長いゆっくりとした揺れを感知した場合	1	ただいま、長いゆっくりとした揺れの地震がありました。今後の情報に十分注意してください。	2回
	町内に震度4以上と思われる大規模な地震を感知した場合	2	緊急地震広報！（2回反復） ただいま、かなり大きな地震がありました。火の元に気をつけ、今後の情報に十分注意してください。	3回

3. 気象予警報関係

放送内容	放送に係る基準	No.	放送例文	反復回数
大雨・洪水警報 表	大雨警報、洪水警報等が発表され、河川の氾濫、土砂崩れ、崖崩れ、低地の浸水などにより町内に相当の被害が予想される場合。 なお、基準は概ね次のとおりとする。 住田町で ① 1時間雨量 50 mm以上(総雨量が 100 mmを超えた場合) ② 3時間雨量 80 mm以上(総雨量が 100 mmを超えた場合) ③ 24時間雨量 160 mm以上 ④ その他状況により必要と認められる場合	1	ただいま、大雨警報が発表されました(されています)。この雨は、今後も降り続く見込みですので十分に注意してください。	2回
		2	ただいま、大雨警報が発表されました(されています)。この雨は、住田で○mmを超えており今夜半まで降り続く見込みですので十分に警戒してください。	2回
		3	台風○号の接近により現在大雨洪水警報が発表されております。今夜半にかけて大雨となるおそれがありますので十分警戒してください。	2回
		4	ただいま、大雨警報が発表されました(されています)。土砂災害の発生するおそれがありますので、危険を感じる前に自主的に避難してください。	2回
暴風(雪)警報 表	暴風(雪)警報が発表され、暴風(雪)により建物の倒壊等が発生するおそれがある場合、なお雪は伴わなくても災害が予想される場合。 なお、基準は概ね次のとおりとする。 平均風速が 15m/s 以上(大船渡特別地域気象観測所を確認)	5	ただいま、暴風警報が発表されており、住田町で最大瞬間風速○mを記録しました。火の元には十分注意してください。	2回
		6	ただいま、暴風警報が発表されております。今後とも風(雪)が強まる見込みですから更に警戒してください。	2回
気象特別警報 (暴風特別警報、暴風雪特別警報、大雨特別警報、大雪特別警報)発表	気象特別警報 (暴風特別警報、暴風雪特別警報、大雨特別警報、大雪特別警報)が発表された場合	7	当地域に、暴風(暴風雪、大雨、大雪)特別警報が発表されました。周囲の状況を見て、避難行動をとってください。	3回

4. 国民保護情報関係

放送内容	放送に係る基準	No.	放送例文	反復回数
弾道ミサイルに関する情報発出	国から弾道ミサイルに関する情報が発出された場合 ※J-ALERT による自動放送	1	《有事サイレン》14 秒 ミサイル発射情報。ミサイル発射情報。当地域に着弾する可能性があります。 屋内に避難し、テレビ・ラジオをつけてください。	3 回
航空攻撃情報発出	国から航空攻撃情報が発出された場合 ※J-ALERT による自動放送	2	《有事サイレン》14 秒 航空攻撃情報。航空攻撃情報。当地域に航空攻撃の可能性があります。 屋内に避難し、テレビ・ラジオをつけてください。	3 回
ゲリラ・特殊部隊攻撃情報発出	国からゲリラ・特殊部隊攻撃に関する情報が発出された場合 ※J-ALERT による自動放送	3	《有事サイレン》14 秒 ゲリラ攻撃情報。ゲリラ攻撃情報。当地域にゲリラ攻撃の可能性があります。 屋内に避難し、テレビ・ラジオをつけてください。	3 回
大規模テロ情報発出	国から大規模テロ情報が発出された場合 ※J-ALERT による自動放送	4	《有事サイレン》14 秒 大規模テロ情報。大規模テロ情報。当地域にテロの危険が及ぶ可能性があります。 屋内に避難し、テレビ・ラジオをつけてください。	3 回
その他	国から国民保護に関する情報（事前音声書換方式、即時音声書換方式）が発出された場合 ※J-ALERT による自動放送	5	（国からの情報が放送される）	

5. 火災広報関係

放送内容	放送に係る基準	No.	放送例文	反復回数
春（秋）の火災 予 防 運 動	春（秋）の火災予防運動期間中 朝	1	ただいま、春（秋）の火災予防運動が実施されています。お出 かけの前にもう一度火の元の点検をしましょう。	2回
	春（秋）の火災予防運動期間中 夜	2	ただいま、春（秋）の火災予防運動中です。お休み前にもう一 度火の元の点検をしましょう。	2回
		3	ただいま、春（秋）の火災予防運動が行われています。火の元 は安全でしょうか。もう一度火の元を確かめてお休み下さい。	2回
	春（秋）の火災予防運動期間中 適宜	4	ただいま、春（秋）の火災予防運動が行われています。空気が 乾燥して火災の起こりやすい季節です。火の元には十分注意 してください。	2回
山 火 事 防 止 運 動	山火事防止運動期間中 適宜	5	ただいま、山火事防止運動中です。山に入るときはタバコの投 げ捨て、たき火の残り火に気をつけましょう。	2回
火 災 予 防 広 報	強風注意報が発表され、火災の起こりやすい 状況時	6	現在、強風注意報が発表されております。風が強まり、突風を 伴うおそれがありますので火の元には十分注意してくださ い。	2回
	乾燥注意報が発表され、火災の起こりやすい 状況時	7	現在、乾燥注意報が発表されております。空気が乾燥し、火災 が起こりやすくなっておりますので、火の元には十分注意し てください。	2回
消 防 演 習 の 周 知	演習日前日の夕方	8	明日、〇時から消防演習が行われます。サイレンが鳴りますが、 火災と間違わないようお知らせします。	
防 火 査 察 実 施 の 周 知 と 協 力 依 頼	前日の夕方	9	ただいま春（秋）の火災予防運動が行われています。消防団で は明日、一般家庭の立入検査を行いますので、皆さんのご協 力をお願いします。	2回
火 災 警 報 発 令 の 周 知 と 出 動 命 令	火災警報発令時	10	〇時〇分、町内に火災警報が発令されました。各分団は警戒し てください。	3回
火 災 警 報 解 除 の 周 知	火災警報解除時	11	火災警報は、〇時〇分に解除になりました。	2回
出 火 報 と 出 動 命 令	出火報受信後直ちに	12	《サイレン吹鳴》3秒～2秒休み（5回反復） 緊急火災広報！（2回反復）ただいま、〇〇地区〇〇地内で〇 〇火災が発生しました。消防団は第〇出動してください。	3回
鎮 圧 報	現場指揮者からの指示による	13	先ほどの〇〇地区〇〇地内で発生した〇〇火災は、鎮圧状態 です。屯所待機分団は解散してください。	2回

鎮火報	鎮火後	14	先ほどの〇〇地区〇〇地内で発生した〇〇火災は、鎮火しました。	2回
応援要請	応援要請の指示による	15	緊急火災広報！（2回反復） 先ほどの〇〇地区〇〇地内で発生した〇〇火災は、延焼拡大しています。消防団は第〇出動してください。	3回

6. ライフライン関係

放送内容	放送に係る基準	No.	放送例文	反復回数
水道管凍結注意	低温注意報が発表され、水道管の凍結が予想される場合	1	今晚から明日の朝にかけて厳しい冷え込みが予想されますので、水道管の凍結には、十分注意してください。水抜き栓のついている家庭では、お休み前に確実に水を抜いてください。	2回
断水の周知	緊急な事態により断水したことにより特定の地域に周知が必要な場合	2	断水のお知らせをします。〇〇〇付近の水道管破損による緊急修理のため、〇〇地区で〇時から〇時まで断水しますので協力をお願いいたします。	2回
		3	水道管の修理のため、〇〇から〇〇までの地区が、ただいまから約〇時間断水となりますのでご了承願います。	2回
水道管工事による赤水注意	該当地域に広報する。	4	水道管工事のため、〇〇から〇〇までの間で赤水が出るおそれがありますのでお知らせします。なお、夕方、〇時頃までには復旧の見込みです。	2回
訓練による水道水の濁り注意	該当地域に広報する。	5	明日、〇時から〇〇訓練が行われ、消火栓を使用するため、水道水が濁るおそれがありますのでお知らせします。	2回
停電の周知	該当地域に広報する。	6	ただいま、町内の〇〇地域で、広い範囲にわたり停電しています。復旧を急いでおります。（〇〇頃、復旧される見込みです。）しばらくの間、ご協力をお願いします。	2回
下水道施設故障の周知	該当地域に広報する。	7	ただいま、町内の〇〇地域で、下水道施設が故障しています。（水を流さないでください。）復旧を急いでおります。（〇〇頃、復旧される見込みです。）しばらくの間、ご協力をお願いします。	2回
電話回線不通等の周知	該当地域に広報する。	8	ただいま、町内の〇〇地域で〇〇のため、広い範囲にわたり電話が不通になっています。復旧は〇時頃の見込みです。	2回
交通機関運休等の周知	該当地域に広報する。	9	〇日から〇日まで、JR釜石線（岩手県交通〇〇線）は運休となります。	2回

通行止めの周知	公共性のある道路について、緊急かつ他に周知する手段のない場合	10	土砂崩れのため国道〇号線〇〇地区が通行止めとなっております。迂回路はありませんので注意してください。	2回
		11	土砂崩れのため通行止めとなっております〇〇〇〇は、復旧し通行可能となりましたのでお知らせします。	2回

7. 行政広報関係

放送内容	放送に係る基準	No.	放送例文	反復回数
交通安全 (交通事故防止)	春(夏)の全国交通安全運動、春の行楽期の交通安全県民運動 夏の交通安全県民運動、老人の交通安全県民運動、飲酒運転絶滅県民運動、年末年始の交通安全県民運動の実施開始日前日及び期間中適宜放送する。	1	明日から、〇〇〇〇交通安全運動が行われます。交通事故には十分注意しましょう。	2回
		2	ただいま、〇〇〇〇交通安全運動が行われております。車を運転する皆さんはシートベルトを着用し安全運転に心がけましょう。	2回
		3	ただいま、夏の交通安全運動が夏休み中の子供の交通事故防止を重点に行われております。子供の飛び出し事故が多くなっておりますので特に注意しましょう。	2回
		4	明日から年末年始の交通安全県民運動が始まります。この時期は、酒を飲む機会が多くなりますので飲酒運転は絶対に行わないようにみんなで注意しましょう。	2回
		5	明日から、秋の交通安全運動が行われます。車を運転する方は、夕方の事故防止のためライトを早めに点灯し安全速度を守りましょう。	2回
交通事故防止	県下に交通非常事態の発令時	6	現在、〇〇〇〇交通安全運動が行われておりますが、死亡事故が多く発生しています。このため、県下全域に交通非常事態が発令されました。ドライバーの皆さんは安全運転に心がけ交通事故の防止に協力をお願いいたします。	2回
防犯運動	春の防犯運動(4月21日～5月5日)、夏の防犯運動(7月21日～8月20日)、全国防犯運動(10月11日～10月20日)、年末年始防犯運動(12月15日～1月7日)の実施開始日前日及び期間中適宜放送する。	7	明日から、〇〇〇〇防犯運動が行われます。犯罪や事故の防止に協力をお願いいたします。	2回
		8	ただいま、〇〇〇〇防犯運動が行われております。夏まつりや海水浴場などでの犯罪や事故の防止に協力をお願いいたします。	2回
防犯の呼びかけ		9	最近、町内で空き巣ねらいによる被害が相次いで発生しております。お出かけの際は、現金などの保管や戸締まりに十分注意しましょう。	2回

選挙における棄権防止の啓発	投票日前日の夕方5時頃	10	明日、〇〇選挙の投票日です。投票時間は、午前〇時から午後〇時までとなっております。大切なあなたの一票です。忘れずに投票しましょう。	2回
	投票日当日の朝8時30分頃	11	今日は、〇〇選挙の投票日です。投票時間は午後〇時までです。有権者の皆さんは、そろって投票しましょう。	2回
	投票日当日の夕方5時頃	12	今日は、〇〇選挙の投票日です。投票時間は午後〇時までです。まだ、投票が済んでいない方は、早めに投票しましょう。	2回
行催事の周知及び案内	全町民を対象とする行催事について放送する。	13	今日と明日の2日間、〇時から産業まつりは〇〇で、農業まつりは〇〇で開催されます。多彩な催しが行われますのでご観覧ください。	2回
		14	今日、〇時から住田町農林会館で住田町町づくり大会が開かれますので多数の参加をお願いいたします。	2回
防災訓練の周知	訓練前日の夕方放送する。	15	明日、〇月〇日、午前〇時〇分から町内全域で住田町防災訓練を実施します。〇〇を想定し、〇〇など、避難を呼びかける放送を行いますので、町民の皆さんのご協力と多数のご参加をお願いします。	2回
	訓練開始前に放送する。	16	ただいまから、住田町防災訓練を開始します。	2回
有害鳥獣駆除実施の周知	原則として放送しない。	17	明日、〇時から夕方まで町内でカラス、〇〇の有害鳥獣駆除を行いますので十分注意してください。	2回
火入れの周知	火入れが火災と誤認されるおそれがある場合	16	現在、〇〇町〇〇地内の林道工事のため、火入れを行っております。火災ではありませんのでお知らせします。	2回
サイレン吹鳴の周知及び黙祷の要請	終戦記念日の8月15日正午の直前に放送する。	17	今日、8月15日は、〇回目の終戦記念日です。戦没者のご冥福と世界の恒久平和を祈念し、正午にサイレンを鳴らしますので、黙祷を捧げられるようお願いいたします。	2回
	広島(8月6日)、長崎(8月9日)の原爆投下時間に合わせ放送する。	18	今日、8月〇日は広島(長崎)に原爆が投下された日です。原爆による犠牲者のご冥福と世界の恒久平和を祈り、〇時〇分にサイレンを鳴らしますので、サイレンに合わせ1分間の黙祷を捧げられますようお願いいたします。	2回
消火器の訪問販売注意	消防署員を装い、不当な手段で消火器を販売している旨の苦情があった場合	19	最近、消防署員と間違われるような服装や話で、消火器の訪問販売が行われているようです。これは、消防署とは関係がないので注意してください。	2回

8. 避難指示等の発令

放送内容	放送に係る基準	No.	放送例文	反復回数
高齢者等避難の発令	気象予報・警報等の発表により、避難準備や高齢者等が避難を開始することが適当である場合	1	警戒レベル3 高齢者等避難。 〇〇の影響により、町内全域に、警戒レベル3 高齢者等避難を発令しました。 避難に時間を要する方や身の回りに危険を感じる方は、早めに避難してください。	2回
避難指示の発令	災害の拡大が予想され、避難を要すると認められる場合	2	警戒レベル4 避難指示。 〇〇の影響により、町内全域に避難指示を発令しました。災害の発生するおそれが高まっていますので、ただちに避難行動を開始（避難所へ避難）してください。避難に危険を感じる場合には、無理に避難せず、屋内の安全な場所に退避してください。	2回

9. その他

放送内容	放送に係る基準	No.	放送例文	反復回数
献血の協力要請	あくまでも緊急を要し、かつ大量に必要なとするものに限る。	1	ただいま、住田地域診療センターで〇型の血液を必要としております、町民の皆さんの協力をお願いします	2回
		2	先ほどの血液は間に合いました。ご協力ありがとうございました。	2回
迷子家出人等の捜索	緊急を要する場合に限る	3	適宜	2回
防災行政無線の試験放送	子局が正常に動作しているか確認が必要な場合 (原則として個別放送に限る。)	4	ただいま、同報無線の機械点検のため試験放送中です。「本日は晴天なり。本日は晴天なり。」(町民の皆さん、ご協力ありがとうございました。)	1回
サイレン試験吹鳴の周知	個別又は群別により放送する。	5	ただいまから、〇〇〇〇のサイレンの試験を行いますのでお知らせします。	2回

5-9 住田町防災行政無線子局設置箇所

番号	地区	設置箇所	備考
1	大洞	上有住字土倉 298-752	
2	土倉	上有住字土倉 176-1	
3	中塚	上有住字中沢 59-8	
4	寒倉	上有住字上寒倉 18-3	
5	小松	上有住字小松 41-2	
6	天嶽	上有住字天嶽 200-1	
7	和田野		和田野 109 番の先 道路敷地
8	八日町	上有住字八日町 65-2	
9	船作	上有住字船作 26-3	
10	五合畑	上有住字五合畑 162-9	
11	西野	上有住字西野 3	
12	二度成木	上有住字二度成木 153-1	
13	恵蘇	上有住字恵蘇 15	
14	山脈地	上有住字山脈地 15-1	
15	両向	上有住字二反田 14-1	
16	上大畑	上有住字根岸 51-1	
17	奥新切	下有住字奥新切 19-1	
18	新切		新切 124-1 の先 農免道路入口
19	十文字	下有住字十文字 379	
20	中上	下有住字中上 72-1	
21	中山	下有住字高瀬 65-3	
22	高瀬	下有住字高瀬 255	
23	火の土	下有住字火の土 105-4	
24	竹ノ原	世田米字竹ノ原 36-3	
25	天風	世田米字天風 38-1	
26	向川口	世田米字向川口 38-4	
27	里古屋	世田米字里古屋 25-6	
28	下大股	世田米字下大股 25-3	
29	畷畑	世田米字小股 166-1	
30	小股	世田米字小股 43-6	
31	小府金	世田米字小府金 24-3	
32	赤畑	世田米字赤畑 39-2	
33	本町	世田米字清水沢 59-37	
34	松ヶ平	世田米字小口洞 49-1	
35	世田米町	世田米字世田米駅 21-1	
36	上城	世田米字上城 66-2	
37	向村	世田米字向村 97-2	
38	日向	世田米字日向 16-5	
39	大崎	世田米字大崎 33-1	
40	火石	世田米字火石 12	
41	山谷	世田米字野形 20-4	
42	田谷	世田米字田谷 33-3	国道脇
43	田畑	世田米字田畑 107-5	
44	大祝	上有住字土倉 298-16	再再送信子局(スピーカーなし)
45	清水	世田米字小股 91-2	再再送信子局(スピーカーなし)

資料編 5 附属資料

番号	地区	設置箇所	備考
00	親局	世田米字川向 88-1	
00	中継局	世田米字大平 34-1	NTT 中継所脇